

資料編

(資料編 1-1-1) 鳩山町防災会議条例

昭和39年条例第152号

改正

平成12年3月23日条例第18号

平成24年9月13日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、鳩山町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鳩山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号にかかげるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がこの職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ2人、4人、1人、10人、5人及び5人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和39年2月26日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月13日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

(資料編 1-2-1) 土砂災害警戒区域等

令和7年3月末時点

告示年月日	箇所名	所在地	警戒区域	特別警戒区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種 類
H26. 10. 14	高野倉-1-1	大字高野倉字母貴	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 10. 14	高野倉-1-2	大字高野倉字母貴	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 10. 14	熊井-2	大字熊井字鎌倉台	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 2. 17	母貴二本松	大字高野倉字母貴 ・二本松	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 2. 17	母貴-1	大字高野倉字母貴	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 2. 17	母貴-2	大字高野倉字母貴	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 2. 17	母貴-3	大字高野倉字母貴	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 2. 17	母貴-4	大字高野倉字母貴	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 2. 17	唐沢	大字石坂字唐沢	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 2. 17	池田-1	大字石坂字池田	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 2. 17	池田-2	大字石坂字池田	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 2. 17	池田-3	大字石坂字池田	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 2. 17	年中-1-1	大字石坂字年中	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 2. 17	年中-1-2	大字石坂字年中	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 2. 17	上澤・池田	大字石坂字上澤 ・池田	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 2. 17	池田	大字石坂字池田	○	○	急傾斜地の崩壊
H27. 12. 25	年中-1	大字石坂字年中	○	○	急傾斜地の崩壊
H28. 10. 11	重郎-1	大字石坂字重郎	○	○	急傾斜地の崩壊
H28. 10. 11	重郎-2	大字石坂字重郎	○	○	急傾斜地の崩壊
H28. 10. 11	重郎-3	大字石坂字重郎	○	○	急傾斜地の崩壊
H28. 10. 11	重郎-4	大字石坂字重郎	○	○	急傾斜地の崩壊
H28. 10. 11	重郎-5	大字石坂字重郎	○	○	急傾斜地の崩壊
H28. 12. 27	楓ヶ丘三丁目	楓ヶ丘三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
H28. 12. 27	松ヶ丘三丁目	松ヶ丘三丁目、 鳩山町石坂	○	○	急傾斜地の崩壊

(資料編 1-2-2) 山地災害危険地区

山腹崩壊危険地区一覧表

令和7年3月末時点

箇所番号	箇所名	所在地		面積 [ha]
		大字	宇	
348-001	熊井	熊井	日向	1
348-002	大橋	大橋	山下	1
348-003	石坂	石坂	大平	1
348-004	秋葉	石坂	上沢	1



(資料編 1-4-1) 防災行政無線の状況

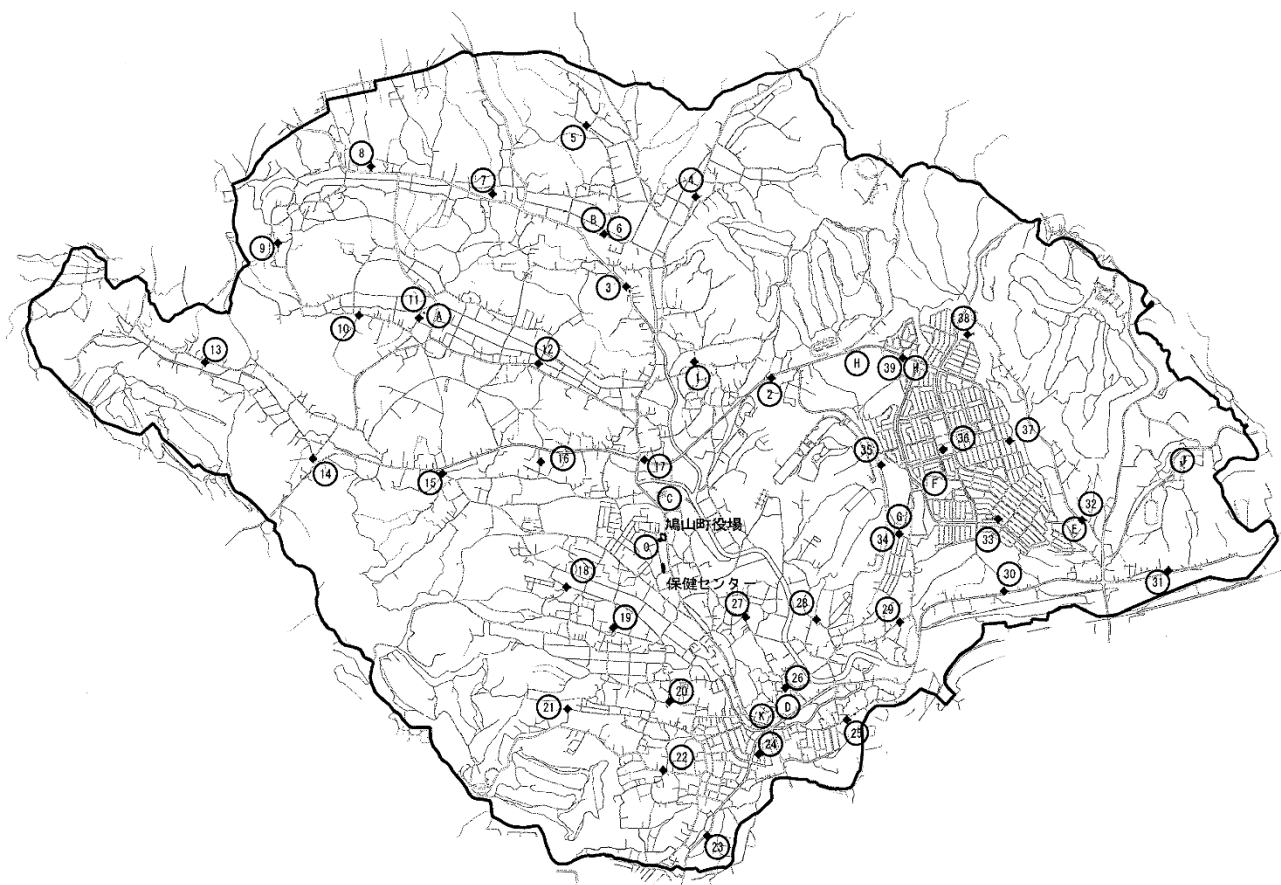
(1) 固定系屋外拡声子局設置場所一覧

令和7年3月末時点

設置 番号	設置場所	
	名称	所在地
0	鳩山町役場	大字大豆戸 184-16
1	大橋集会場	大字大橋 621-1
2	麻見江ホスピタル	〃 1042 脇
3	大橋板谷	〃 96-1
4	奥田公会堂	大字奥田 77-2
5	須江大沼	大字須江 653-1
6	亀井農村センター	〃 190-1
7	竹本下	大字竹本 1151-1
8	竹本地区集落センター	〃 804
9	竹本上	〃 365
10	泉井西堀	大字泉井 465-3
11	亀井小学校	〃 511-1
12	泉井新沼	〃 768-9
13	高野倉	大字高野倉 169-1
14	熊井黒石神社	大字熊井 1122
15	熊井前河橋	〃 468-1
16	下熊井公会堂	〃 219-2
17	鳩山駐在所	〃 15-2
18	大豆戸中峯	大字大豆戸 1141-1
19	大豆戸公会堂	〃 788-1
20	大豆戸南精進場	〃 464-1
21	小用大沼	大字小用 900-1
22	小用公会堂	〃 399-1
23	今宿仮宿	大字今宿 32-1
24	今宿八坂神社	〃 236
25	赤沼色原	大字赤沼 113-1
26	今宿小学校	〃 370
27	赤沼中	〃 2134
28	赤沼地区集落センター	〃 893-22
29	石坂集会所	大字石坂 1429-3
30	池田浄水場	〃 1167
31	石坂秋葉神社	〃 332-2

32	公民館石坂分館	” 875-17
33	しばふ公園	鳩ヶ丘 2-15
34	町民体育館	鳩ヶ丘 5-16-2
35	銀河の丘	松ヶ丘 4-19
36	東駐在所	松ヶ丘 1-1-2
37	パンダ公園	楓ヶ丘 4-5
38	もくば公園	楓ヶ丘 3-17
39	多世代活動交流センター	松ヶ丘 4-1-1

(2) 固定系屋外拡声子局設置場所図



鳩山町避難所運営マニュアル

令和2年7月
(令和7年12月一部改正)
鳩山町

目次

第1	はじめに.....	9
1	作成の目的.....	9
2	用語の整理.....	9
3	避難所運営の流れ.....	10
第2	平時における対応.....	11
1	平時の準備.....	11
(1)	避難所の指定.....	11
(2)	避難所運営体制の整備.....	11
(3)	避難所等の周知.....	13
(4)	避難所運営を行う職員等の安全の確保.....	13
(5)	避難所運営に必要な物資等に関する協定の締結.....	13
(6)	避難生活が長期化した場合への配慮.....	13
第3	発災後における対応.....	15
1	避難所の開設.....	15
(1)	施設の安全確認.....	15
(2)	避難所開設の報告.....	15
(3)	避難スペースの設定.....	15
(4)	情報収集手段の確保.....	16
(5)	避難者名簿の作成.....	16
2	避難所の運営組織.....	17
(1)	避難所運営会議（以下、「運営会議」）.....	17
(2)	居住組.....	18
(3)	活動.....	19
3	活動班の役割.....	20
(1)	総務班.....	20
(2)	情報班.....	21
(3)	食料・物資班.....	22
(4)	施設管理班.....	23
(5)	保健・衛生班.....	24
(6)	ボランティア班.....	26
(7)	避難者支援班.....	26
4	避難所の閉鎖.....	27

(1) 閉鎖に向けた避難所運営会議等との調整	27
(2) 被災者への自立支援	27
5 避難生活での配慮	27
(1) プライバシーの配慮	27
(2) 要配慮者への配慮	28
(3) 女性・子供への配慮	28
(4) 外国人への配慮	28
(5) 性の多様性への配慮	28
(6) 避難所外避難者への配慮	29
○ 避難所運営のための様式集	31
○ 避難所運営のための参考資料集	31

第1 はじめに

1 作成の目的

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの例から、避難所の運営を円滑に行うためには、町職員や施設管理者、避難された地域住民、ボランティアなどが協力し連携することが重要とされている。

発災時に、避難所における良好な生活環境が確保されるよう、このマニュアルでは、実際に避難所を運営するに当たり、「スフィア・ハンドブック」（支援の質とアカウンタビリティ（JQAN）発行）の内容を踏まえた、平時における準備事項や、災害時における留意事項等を定める。

また、避難所における感染対策について、参考となる内容を定める。なお、避難所の運営体制は、地震・風水害といった災害の種類、開設

期間、避難所の性質によって異なることが想定される。このマニュアルは、長期の開設期間を想定して作成しているため、必要に応じて参照されたい。

2 用語の整理

このマニュアルで使用する用語を次のように定義する。

- 避難所

ここでは、下記の指定避難所に加えて、臨時に避難所として使用する施設を合わせた総称のことをいう。

- 指定避難所

災害による被害の危険性があり、避難した住民等を危険がなくなるまでの間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。町長が指定。

- 福祉避難所

一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者のために、特別な配慮がなされた避難所のこと。町長によってあらかじめ指定されたものを特に指定福祉避難所という。

- 要配慮者

要介護高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、アレルギー等の慢性疾患を有する者、難病患者、外国人といった災害時に特に配慮や支援を要する者。

3 避難所運営の流れ

平時の準備から避難所開設、運営及び閉鎖に至る主な流れを示す。

避難所運営の主な流れ（例）



第2 平時における対応

1 平時の準備

(1) 避難所の指定

想定される災害、人口の状況や建物の耐震・耐火性能、地形・地盤条件（土砂災害警戒区域、急傾斜地や浸水想定区域、水害リスク情報図）等を勘案し、災害による影響が比較的少ない場所に避難所（福祉避難所を含む。）を指定し、そのことについて平時から住民への周知を図る。

なお、浸水想定区域や水害リスク情報図内にある施設は、水害時には避難所として使用しないことを基本とし、区域外・図外にある代替施設を避難所として指定することとする。ただし、区域外・図外に避難所となる代替施設がない場合等で、やむを得ず区域内・図内の施設を避難所として指定せざるを得ない場合は、浸水の影響の少ない2階以上に避難する（垂直避難）をする等、可能な限り安全な避難が行えるよう留意すること。

また、可能な限り多くの避難所を開設できるよう、旅館やホテル等と事前に協定を締結しておくことも有効である。

※ 要配慮者のための福祉避難所については、県・障害者福祉推進課作成の「福祉避難所設置・運営マニュアル」を参照されたい。

(2) 避難所運営体制の整備

円滑に避難所を運営できるよう、自治会（会長）、施設管理者、保健・福祉等の関係部局の職員、その他関係者と平時から顔の見える関係（例：避難所運営準備会議）を構築し、各関係者で主に以下のことについて話し合う。

- ・ 避難所運営における役割分担
- ・ 避難所の鍵の管理や避難所の開設方法
- ・ 研修や訓練の実施
- ・ 設備の点検整備
- ・ 義援物資等の受入れ体制
- ・ 食料品、水、生活必需品、医薬品、感染症対策物資、要配慮者等に必要物資等の備蓄の推進

※1 洪水や土砂災害の危険がある地域については、備蓄物資の保管場所を建物の上層階にすることや、物資を上層階に迅速に運ぶ体制を整えておくよう努めること。

※2 避難所の備蓄物資については以下に例示する。なお、避難所の状況によってはこれによらないこともある。

- ・食料品（乳幼児、高齢者等に配慮した食料。乳幼児特殊ミルク等を含む。）
- ・水（飲料水、生活用水）
- ・毛布
- ・事務用品（ボールペン、マジック、模造紙、ガムテープ等）
- ・衛生用品（消毒液、嘔吐物処理キット、生理用品等）
- ・清掃用品（ほうき、ちりとり、モップ、ゴミ袋、石けん等）
 - ・福祉避難スペースに必要な物資（介護用品、衛生用品、筆談用具、ヘルプカード等）
- ・様式（避難者受付簿、避難者名簿、避難所運営ルール等）

※3 配慮者等に必要な物資の具体例については、町地域防災計画（第2編 震災編－応急対策－避難）では、主に以下のとおり例示している。なお、避難所や要配慮者等の状況によってはこれによらないこともある。

高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤

乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おんぶ紐（おんぶ紐）、ベビーカー等

肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ

病弱者・内部障がい者・医療的ケア児者…医薬品や使用装具

膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ

咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭

呼吸機能障害：酸素ボンベ

聴覚障がい者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ

視覚障がい者…白杖、点字器、ラジオ

知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具、イヤーマフ、絵カード、クー

ルダウンスペース

女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル

妊産婦…マット、組立式ベッド

外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

- ※4 発災直後、円滑な避難所の開設が可能となるよう、必要な文具類、道具類をまとめた「避難所初動運営キット」をあらかじめ準備しておくことも有効である。

【避難所初動運営キットの内容例】

筆記具、立ち入り規制用ロープ、授乳室などの案内標識一式、メガホン等（開設から3日間程度の使用を想定）

(3) 避難所等の周知

避難方法、避難所の所在、避難所の役割や生活のルール等を防災パンフレットや防災マップ、看板等に掲載する他、ホームページやSNSも活用し、広く住民に周知する。

また、避難所での物資等の配給が間に合わないこと等を想定し、避難生活において必要となるものを、可能な限り持参するよう住民に周知を図る。

【例】食料、水、持病等の処方薬等の衛生用品、ラジオ、福祉用具、防寒着や、マスク、手指消毒液等の感染対策として必要な物資等

(4) 避難所運営を行う職員等の安全の確保

避難所運営を行う職員等の安全の確保を図るため、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を、保健部局の保健師を中心に実施する。

(5) 避難所運営に必要な物資等に関する協定の締結

避難所運営に必要な物資等に関する協定を締結し、災害時に備える。

【例】仮設トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、キッチンカー、パーティション、段ボールベッド、感染対策物資（N95 マスク等）等

(6) 避難生活が長期化した場合への配慮

避難生活が長期化した場合に備えて、地域やボランティアによる炊き出し、協定事業者との連携等、温かい食事の提供や栄養管理の方法につ

いても事前に検討し、食事の多様な供給方法の確保に努める。

(7) 避難所レイアウトの事前検討

レイアウトを事前に検討せず、災害発生とともに避難所を開設してしまうと、その後、レイアウトを軌道修正することは大変な労力を要する。このため、事前にレイアウトを検討し、開設当初からレイアウトに則って区分けし運営できるようにする。なお、レイアウトの検討に当たっては、「避難所となる施設の規模」、「災害の種類」、「避難所開設の期間（短期・長期）」を考慮する必要がある。

第3 発災後における対応

1 避難所の開設

避難所の開設は、避難所運営における関係者であらかじめ定めた方法で行う。町職員は、施設管理者等との間で事前に取り決めた鍵の受け渡しや連絡手段等によって、避難所を円滑に開設し、早急に以下の業務を行う。

その後、長期的な避難所運営が必要となる場合は、避難者自身の活動班で構成される避難所運営組織が主体となって避難所の運営に当たることが想定される。

(1) 施設の安全確認

ア 施設の点検

- ・施設の危険状況を確認する。
- ・応急危険度判定は、専門の資格保持者（応急危険度判定士又は建築士）が行う。
- ・危険と認められる場所は、立ち入り禁止とし、表示する。
※ 施設の安全確認が終了するまで避難者が施設に立ち入らないよう注意する。
- ・自動車で避難することを想定している地域の避難所については、施設管理者、町職員等との間で調整し、災害による被害が少ない場所に必要な台数分の駐車場を確保する。
- ・近隣住民以外の避難者でも円滑に避難所へ避難することができるよう、視認しやすい避難誘導看板や避難所看板を設置する。

イ 施設の開放

- ・施設の安全確認終了後、避難者を施設内に誘導する。

ウ 開放できない場合

- ・一見して避難所として使用することができない場合は、近隣の避難所に誘導する。

(2) 避難所開設の報告

- ・避難所を開設したときは、避難者数、負傷者、連絡窓口等を災害対策本部に報告する。（様式4）

(3) 避難スペースの設定

- ・避難者1人当たりの面積は概ね3.5m²とする。
- ・感染対策上、通路の幅を1～2m程度保つのが望ましい。
- ・施設内のどの部分を避難所として利用するかを決定する。併せて立入

- 禁止部分（学校の職員室や理科室等）も明確にする。
- 避難者全員分の居住空間(体育館、講堂・ホール等)を確保する。
 - 要配慮者が福祉避難所への直接の避難を希望しているが、直接の避難ができない場合等に備えて、一般の避難所においても要配慮者スペースの設置についてあらかじめ考慮しておくこと。
- 例) 要配慮者等は和室や冷暖房がある部屋を優先して部屋割りをする。
- 女性や子供に対して良好な避難生活環境を提供する観点から、プライバシーの確保された間仕切りによる世帯ごとのエリアの設置、男女別の更衣室や休養スペース、授乳室、キッズスペースの設置等、レイアウトの配慮をすること。
- ※ 防犯上の観点からは、女性用のトイレ、洗濯干し場、更衣室、休養スペースや入浴施設は昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、夜間も使用する場所には照明をつけること。
- ペット同行避難の可能なスペースについても、あらかじめ考慮しておくこと（詳細については県・生活衛生課作成「ペット同行避難ガイドライン」を参照されたい）。
 - 感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室を確保できるようにする。その際、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。
 - 十分なスペースを確保するため、過去の災害等を参考に、発生する災害や避難者数等を想定し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所（指定避難所敷地内の指定区画以外の施設を含む）を開設するなど、臨時避難所の確保を検討する。
- ※1 体育館等が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討する。
- ※2 居住区では、個人（又は家族）ごとに2m程度の距離を確保することに留意する。
- 避難所のレイアウトについては、避難所運営のための参考資料集（避難所のレイアウト例）を参照されたい。

(4) 情報収集手段の確保

- テレビ（文字放送、字幕放送が可能なもの）、ラジオ、パソコン、Wi-Fi等を設置し、避難者自らが情報収集できる手段を提供する。
- 町災害対策本部や他避難所との連絡手段としてSNSや電子メール等も積極的に活用し、情報収集する。

(5) 避難者名簿の作成

- 記入用紙を各世帯に配布し、記入してもらおう。（様式1～3）
- 名簿は、居住組（P.10）別に整理する。
- 在宅避難や車中泊避難など避難所以外で避難生活を送る避難者（以下「避難所外避難者」という。）についても、避難所外避難者名簿を

作成し把握に努める。

＜避難所外避難者の把握方法の例＞

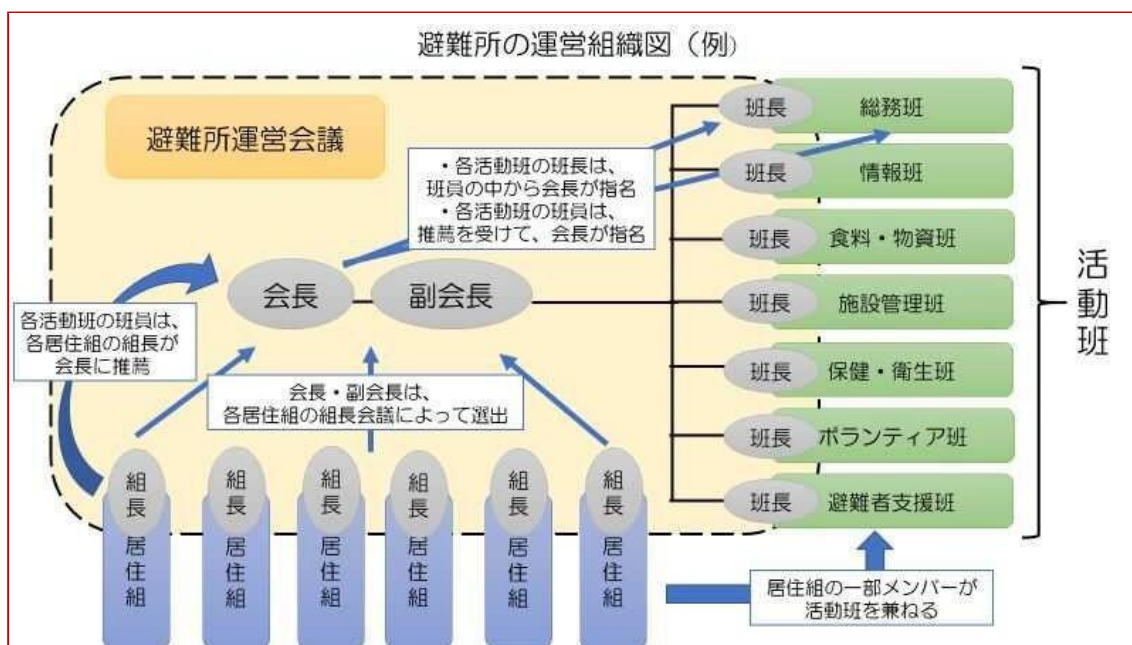
- ・食料等の配布を求めて避難所に来所した際に名簿記載
- ・自治会、民生委員やボランティア等との連携による戸別訪問
- ・町のホームページ等に名簿のひな型を掲載した上で防災行政無線、SNS、回覧板、メール等により提出を呼びかける 等
- ・避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を整理する。

2 避難所の運営組織

長期的な避難所の運営は、避難者自身による自主運営組織を中心に行うことが求められる。

災害時には多くの避難者が生活を共にすることから、良好な生活環境を確保するためには、以下のような組織を町職員の支援のもと設置し、一定のルールの下で互いに生活していくことが求められる。

なお、実際はすでに組織化する前から避難者ごとに役割分担を決めて避難所運営を行っている場合も想定されるため、組織化にあたってはそのような避難所ごとの実情も考慮することが望ましい。



(1) 避難所運営会議（以下、「運営会議」）

ア 役割

- ・避難所の運営方針や避難所のルール作りなど、避難所の円滑な運営を図るための意思決定機関として開催する。

- ・町の災害対策本部との連絡調整事項や、避難所での課題、問題などについて話し合う。

イ 運営方法

- ・会議を開催するために「避難所運営会議要領」（様式5）を作成する。
- ・各居住組の組長の会議により、会長及び副会長を選出する。
- ・会長、副会長と各活動班の班長、各居住組の組長で構成する。その際、女性と男性の両方をメンバーとして配置するよう配慮する。
- ・女性に配慮した避難所運営を行うため、運営会議には複数の女性（3割以上）を参画させる。
- ・避難所外避難者にも配慮した避難所運営を行うため、避難所外避難者の意見も取り入れること。
- ・民間支援団体等の協力のもとニーズ調査を実施することや、意見箱の設置、女性リーダーによる意見集約を通じて、女性や子育て家庭、高齢者、障がい者などの避難者の意見、避難所外避難者の意見それぞれを把握し、これらの意見を反映して適宜運営ルールを見直すこと。
- ・町職員又は施設管理者は、運営会議が設置されたときに事務を引き継ぐとともに、円滑に組織が運営できるようにサポートする。
- ・会長は、「避難所運営会議要領」に基づき、運営会議を開催し、円滑に運営する。
- ・運営会議の決定事項は、次のとおり処理する。
 - ・町災害対策本部に要請する。
 - ・各居住組の組長を通じて、避難者に周知する。
 - ・各活動班の班長を通じて、班員に周知する。

(2) 居住組

ア 役割

- ・避難所内の部屋ごとや居住区画ごとに居住組を編成し、避難者同士の相互扶助を図る。
- ・居住組を単位として、共用部分の清掃、炊き出し、物資・食料の荷下ろし、配布等の当番を持ち回りで行う。組長は、居住組内の意見や要望事項を取りまとめ、避難所運営会議に提出する。

イ 編成方法

- ・世帯と地域を単位とし、居住組を編成する。
- ・居住組の編成には、血縁関係や居住地域を考慮する。
- ・地域内に居住していない避難者（観光客、通勤・通学者等）については、年齢や性別等を考慮して居住組を編成する。
- ・要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に特別に配慮した上、介護者とともに居住組を編成する。

- ・盲導犬、介助犬等生活上必要不可欠な動物又は家族同様に生活の支えとなっている動物と寝食を共にする避難者については、居住空間の確保に特別に配慮した上、居住組を編成する。
- ・居住組の目安は20～40人程度とする。
- ・各居住組は、組長及び副組長を選出する。
- ・組長及び副組長は、避難者が孤立化しないよう生活上の配慮をする。

(3) 活動

ア 役割

多くの避難者が共同生活を行っていくためには、多くの仕事があるので、仕事内容に応じた活動班を設け、効率よく作業を行う（具体的な役割については下記「3 活動班の役割」に記載）。

イ 編成方法

- ・活動班は、総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、ボランティア班、避難者支援班で構成する（下記表参照）。
- ・各活動班の班員は、各居住組の組長から推薦を受けて、会長が指名する。
- ・各活動班の班長は、班員の中から会長が指名する。
- ・リーダー、食事作りや片付けなど、避難所運営の様々な活動に当たっては、性別や年齢、立場等により役割を固定することがないよう、男女両方のバランスがよい体制づくりをする。
- ・活動班の編成は、日中・夜間・休日等様々な時間帯に対応できるよう、ローテーションを組むようにする。

活動班と主な活動内容（例）

活動班	活動内容
総務班	避難者の管理、問合せへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ、記録
情報班	情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内外への情報伝達
食料・物資班	食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給
施設管理班	危険箇所への対応、防火・防犯
保健・衛生班	医療・介護、トイレ、衛生管理・感染症予防、生活用水の管理、清掃、ゴミ、ペット
ボランティア班	ボランティアの受入・管理、受付簿作成
避難者支援班	困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援、避難所外避難者支援

食料・物資班のローテーション表（例）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
Aさん	○				○		
Bさん	○					○	
Cさん		○			○		
Dさん		○				○	
Eさん			○				○
Fさん			○				
・・・							

3 活動班の役割

活動班ごとの具体的な仕事内容については、以下のとおり。

なお、活動班の仕事として記載している以下の内容の一部については、活動班が立ち上がらない避難所運営の場合でも実施する可能性がある」と想定されるため、必要に応じて参考とされたい。

(1) 総務班

ア 避難者の管理

(ア) 避難者名簿の管理

- ・ 避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を把握し、常に最新の名簿に更新する。
- ・ 避難者名簿には様々な個人情報が含まれるため、原本を閲覧できるスタッフ・職員を限定する。
- ・ 名簿は施錠保管を徹底する。

(イ) 入所者・退所者の管理

【入所者がいたら】

- ・ 新しい入所者に記入用紙を渡し、記入してもらい、名簿に加える。
- ・ 空いているスペースを確認して、部屋割りを行う。
- ・ 避難所の生活ルールについて新しい入所者に説明する。

【退所者がいたら】

- ・ 退所者の退所日時、連絡先などを記録する。
- ・ 退所者の空きスペースを把握し、新しい入所者のために活用する。
- ・ 退所者の情報（避難者名簿に記載されている情報）は、そのまま残す。

(ウ) 外泊者の管理（様式6）

- ・外泊届用紙を作成し、氏名、期間、連絡先等を記載してもらう。
- ・各組の組長を通じ、外泊届けを受理し、外泊者を把握する。

イ 問合せへの対応

- ・安否確認に対応するために、個人情報提供に同意しない避難者を除いた、「問合せ対応名簿」を作成する。
- ・安否確認の問合せがあった場合は、当該名簿に基づき回答する。
- ・避難者への伝言を掲示する。

ウ 来客者への対応

- ・避難者のプライバシーを確保するため、来客者には、居住空間には立ち入らせないで、入口近くに面会所を用意して対応する。

エ 取材への対応

- ・取材に当たっての注意事項を伝える。（様式7）
- ・取材をする場合には、受付用紙に記載させる。（様式8）
- ・避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は禁止する。
- ・避難者のプライバシーを確保するため、取材には必ず班員が立ち会う。

オ 郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ

- ・郵便物及び宅配便の荷物は、郵便局員及び宅配業者から直接避難者へ手渡しさせる。
- ・手渡しが困難な場合、郵便物及び宅配便の荷物は総務班で保管する。

カ 記録

- ・避難所の運営を記録する。

キ 対口支援団体の職員との調整

- ・避難所運営の支援業務を行う対口支援団体の職員と業務分担等について調整する。

(2) 情報班

ア 情報収集

(ア) 関係機関からの情報収集

- ・各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。

(イ) 他の避難所との情報交換

- ・避難所の混雑を防ぐため、避難者の受入れ状況について、地域内の避難所同士で情報交換する。

(ウ) 各種マスコミからの情報収集

- ・テレビ、ラジオ、新聞などにより、情報収集する。

イ 災害対策本部への情報伝達

- 避難所の状況を定期的に報告する。
例) 避難者数、必要食料数、避難所内の死傷者数 等
- 運営会議の要望を伝達する。

ウ 避難者への情報伝達

- 掲示板を作成する。
 - ※ 避難所外の被災者が情報を得ることができるよう、地域全体に向けた情報は外部の人でも見ることもできる場所に掲示するなどの配慮をする。
- 避難所内での情報伝達は、掲示板への記載又は張り紙を用いることとし、併せて館内放送や口頭で知らせる。
- 避難者へ定期的に掲示板を見るように呼び掛ける。
- 掲示板に掲載する情報には、掲示開始日時を記載する。
- 性被害を未然に防ぐために、啓発ポスターを掲示するほか、相談窓口等を記載したカードを配布する。
 - ※ 掲示板以外の場所で避難者の目につきやすい場所（トイレ、休憩スペース）にもポスターを掲示する。
 - ※ ポスターの掲示は極力避難所開設当初から設置する。
- 妊産婦、高齢者、子育て世帯向けなど伝達者が特定される場合は、対象者の専用スペースなどに「カード」形式で設置することや、「メモ」として個別に配付することも検討する。
- 避難者ニーズ調査を実施する場合は、避難者支援班と連携してニーズ調査を実施していることの広報（例えば「意見箱を設置しています」など）を実施する。

(3) 食料・物資班

ア 食料・物資の調達

- 必要な食料・物資を災害対策本部に要請する。例) 食料、水、毛布、寝具 等
- 各避難者に持ち寄った食料・物資の提供を呼びかける。
- 避難生活の長期化につれ、食料・物資に対する要望は変化するため、利用者のニーズ（妊産婦、乳幼児等、アレルギー、食事制限等）を踏まえた食料・物資の調達を行う。
- 当該ニーズを聞き取る場合は、女性スタッフが担当することとし、聞き取り方法については、事前に定めること。

イ 食料・物資の受入

- ・食料、物資受入簿を作成する。（様式9）
- ・食料、物資の受入のための専用のスペースを設ける。
- ・食料、物資の受入・仕分に必要な人員を確保する。

ウ 食料及び物資の管理・配給

(ア) 食料及び物資の管理

- ・食料管理簿及び物資管理簿を作成する。（様式10、11）
- ・食料及び物資の種類と在庫数を常に把握しておく。
- ・食料及び物資の保管には十分に注意を払う。
- ・不要な食料及び物資は災害対策本部に返却する。

(イ) 食料及び物資の配給

- ・食料及び物資は世帯単位とし、代表者に配給する。
なお、配給方法については、以下の3つに分類される。
 - ① 全員に平等に配給するもの（例：衣類、毛布）
 - ② 必要な人が取りに来るもの（例：おむつ、生理用品）
 - ③ 全員が共同で使用するもの（例：トイレットペーパー、ウェットティッシュ）
- ・食料及び物資は、要配慮者に優先して配給する。
- ・食料の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、食物アレルギーの避難者が安心して食べられるように配慮する。
- ・避難所となっている学校の給食室等における炊事する場の確保、炊き出し設備の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりに努める。
- ・トラブル防止のため、避難所外避難者が食料及び物資を受け取りに来ることを周知する。
- ・女性用品の受け渡し時には、女性スタッフが担当する。難しい場合は、女性用スペースなどに物資を常備する等の工夫をする。

(4) 施設管理班

ア 危険箇所への対応

- ・余震が発生した場合には、専門家による施設の危険度判定を要請する。
- ・避難所内の危険箇所や死角となる場所を事前に把握し、人が立ち入らないよう「立ち入り禁止」等を表示する。
- ・危険箇所の補修を施設管理者に要請する。

イ 防火・防犯

- 火気の取扱場所及び喫煙場所を指定する。
- 火気の取扱いに注意を呼び掛ける。
- 避難所内スペースのうち、部外者の立入を制限するエリア（居住スペース、物干し場・入浴設備、トイレ等の生活スペースなど）を指定する。
- 女性専用スペース、間仕切りの高いスペース、車中泊（駐車場）スペース等を対象として昼間時も定時巡回警備を行う。
- 夜間時を想定し、照明を追加で設置する必要がある場所を事前に検討し、夜間時に暗い場所をなくす工夫する。
- 女性や子どもを対象として、防犯ブザーやホイッスルを配布する。
- 自衛策として、子どもは大人と一緒に複数人で行動することや、女性は2人以上で行動することを推奨する。
- 夜間の当直制度を設ける。
- 夜間の巡回を行い、外部者の出入りをチェックする。

(5) 保健・衛生班

ア 医療・介護

- 近隣の救護所の開設状況を把握する。
- 医療機関の開設状況を把握する。
- 健康相談を行う窓口を設ける。
- 医薬品の種類、数量について把握する。
- 傷病者について把握する。
- 避難所での生活が困難な者については、施設や病院への収容を要請する。
- 医師や保健師等の巡回による診察が受けられるよう可能な限り診察スペースを設置する。
- 避難者に検温を行うなど避難者の健康状態を確認する。
- 発熱者等の症状が悪化した場合、医師に連絡し、必要に応じて医師の診察を受けさせる。
- 避難者が感染症を発症したことを確認した場合、医師や保健師等の指示をあおぐ。
- 医師・保健師等の健康管理の専門家（メンタルケア、体調面のケアを含む。）との連携体制について、不在時の対応・在所時の対応別に流れを整理する。
- 一般的な相談窓口とは別に、医師・保健師等の健康管理の専門家への相談窓口を設置し、避難者に周知する。

- ・相談時は、プライバシーに配慮し個室を確保するなど工夫する。

イ トイレ

- ・水道や下水道、トイレ施設等の使用可能状況（断水の有無等）を調べる。
- ・プールや近くの河川等から、トイレ用水を確保する。また、断水時には予めバケツを用意し、使った人は次の人のために用水を汲んでおくことを周知する。
- ・災害により既設トイレが使用できない場合は、仮設トイレを設置（発災当初から50人に1つ、一定期間経過後は20人に1つの割合で設置）し、割合はできるだけ女性用を多く（男性：女性＝1：3）設置するよう備蓄や整備を進める。
- ・介助者同伴の方や性的少数者にも配慮し、共同トイレを用意するよう努める。
- ・要配慮者用の多目的トイレの設置を検討する。
- ・段ボール式等の組立式を含む簡易トイレや、組立式トイレを含む仮設トイレ、マンホールトイレの使用環境を確保する。

ウ 衛生管理・感染症予防

- ・避難所レイアウトに即して土足厳禁を徹底させる。
- ・石鹸と水による「手洗い」を徹底させる。
- ・食器の衛生管理を徹底させる。
- ・避難所内の暑さ寒さ対策にも留意し、避難所の規模や設備状況に応じて適切な冷暖房の整備や備蓄を進めることが望ましい。
- ・インフルエンザ等の感染症の防止に努める。

例）換気、マスク着用（特に高齢者等が多く集まる避難所では着用を推奨）、アルコール消毒（人の出入りの多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に設置）、避難者間のスペース確保等

- ・母乳育児中の母子が安心して母乳を与えられる環境として、授乳室を設置する。
- ・ミルクを使用する環境を想定し、お湯や哺乳瓶を衛生的に利用できる環境を整備する。

エ 入浴・選択

- ・関係事業者との協定締結や資機材の備蓄を行い、入浴機会や洗濯機会を確保するよう努める。
- ・入浴施設は50人に1つ設け、男女別に提供するよう努める。

オ 生活用水の管理

- ・生活用水は用途に応じて分ける。
- ・節水に努める。

カ 清掃

(ア) 共用部分の清掃

- ・居住組を単位として当番制を作り、交代で清掃を実施させる。

(イ) 居室部分の清掃

- ・居室の清掃を実施させる。

キ ゴミ

- ・避難所敷地内にゴミ集積場を設置する。
- ・ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場を清潔に保つ。
- ・ゴミが分別しやすいよう、ゴミの内容ごとに分別区分が表示された分別表を掲載する。
- ・ウイルスが付着している廃棄物（マスク・ティッシュ・吐しゃ物等）が含まれている可能性のあるゴミは分別する。

ク ペット

- ・ペット飼育者名簿を作成する。（様式12）
- ・敷地内の屋外にペットハウス（テントなど）を設け飼育する。
- ・ペットの飼育は、飼い主に全責任をもって行わせる。
- ・その他、ペット同行避難に関する留意点は「ペット同行避難ガイドライン」（県・生活衛生課作成）を参照すること。

(6) ボランティア班

- ・ボランティア受付簿を作成する。（様式13）
- ・ボランティアセンターの登録を確認する。
- ・ボランティアの役割分担を決める。
- ・ボランティアに名札や腕章を着用させる。
- ・ボランティアの受入時には、避難所内の立入制限区域等について説明する。
- ・ボランティア受入時に安全確保のためのルールについて説明する。
- ・女性ボランティアの安全確保のため、2人以上で行動することやホイッスルを配布することなどを安全行動ルールとして定める。

(7) 避難者支援班

ア 困りごと相談

- ・生活の困りごとや些細な不安や悩みでも相談できる相談窓口を設置する。

- ・高齢者や障がい者等の女性が安心して相談できるようにするため、窓口には女性を配置するよう努める。
- ・相談窓口以外に、意見箱などを設置し、様々な人の意見やニーズをすくい上げ、ルールに反映させる工夫をする。

イ 交流の場の提供

- ・避難者や地域の被災者が交流する機会を設ける。
- ・避難所や近隣の施設に交流スペースを作ったり、避難者等が外出する機会を設けたりし、避難者の避難生活による孤立の防止や心身のリフレッシュなどに努める。

4 避難所の閉鎖

(1) 閉鎖に向けた避難所運営会議等との調整

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の閉鎖を判断する目安となる。また、各施設の本来の機能回復も求められるため、避難所の今後の利用見通しや閉鎖時期等について、町は避難所運営会議等の関係者と、閉鎖に向けて調整すること。

調整の結果、避難者が自立した生活を取り戻すことができると判断した場合は、内外に避難所の閉鎖予定日等を予告・周知した上で、避難所を閉鎖する。

(2) 被災者への自立支援

町は、上記(1)と並行して、関係機関（特に要配慮者は保健・福祉等の関係部局）と連携の上、避難者（避難所外避難者含む）に対して生活の再建に向けた各種支援制度の説明を行うこと。状況によっては、避難者への個別面談や個別調査を実施し、住宅の被災状況や今後の再建計画、応急仮設住宅の申込み状況、避難所を出る目途等について把握する。

5 避難生活での配慮

避難所で多くの方が快適な共同生活を送るため、町及び避難所運営組織は次の事項に配慮する。

また、多くの避難者が共同生活を送るため、「避難所生活の心得」を定め、避難者に周知できるようわかりやすい場所に掲示し、併せて入所者に配布する。（様式14）

(1) プライバシーの配慮

- ・個人情報取り扱いについては、十分注意する。
- ・避難所開設時から間仕切りを設置し、個人や世帯のプライバシーを保

- 護する。
- ・プライバシーに関することは、直接本人に伝える。
 - ・DV（ドメスティック・バイオレンス）等の配慮が必要な避難者については、避難者名簿等の情報管理に留意する。

(2) 要配慮者への配慮

- ・要介護高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、アレルギー等の慢性疾患を有する者、難病患者、外国人といった生活に特別な配慮を必要とする避難者には、一人ひとりの心身の状況に応じた生活ができるようハード・ソフト両面で配慮する。
- ・移動の不自由な高齢者や障がい者には、音声による情報提供を行う。
- ・視覚障がい者には、点字や音声等による情報提供を行う。
- ・聴覚障がい者には、文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報提供を行う。
- ・固形食の摂取が困難な高齢者や障がい者の食料に配慮する。
- ・高齢者や障がい者用に専用の洋式トイレを用意する。
- ・要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカード（ヘルプカード）の作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

(3) 女性・子供への配慮

- ・専用のトイレ、着替え・授乳場所、就寝スペース、キッズスペース等を確保する。
- ・女性用トイレには、女性用品を常備するよう努める。
- ・女性専用の相談窓口を設置する。

(4) 外国人への配慮

- ・外国人には、使用する言語や生活習慣等に配慮する。
- ・日本語の放送に合わせ、外国語による放送にも努める。
- ・掲示板への記載及び案内表示については、イラストやピクトグラム（絵文字）、ふりがなや外国語表記のものを用意する。
- ・相談窓口には、通訳を配置するよう努める。
- ・資料は、外国語の資料も用意する。

(5) 性の多様性への配慮

- ・可能な限り性別に関わらず利用できるエリア（トイレ、更衣室など）を設け、その旨表示を行うよう努める。（例：性別区分のないトイレ）

について、「誰でもトイレ」「どなたでもご自由にお使いください」などと表示する)

※なお、性別に関わらず利用できるエリアの利用については、必ずしも全ての当事者が希望するものではないことに留意する。

- 当事者のニーズに応じ個別対応が可能か検討する。
(例：当事者だけが利用できる時間帯の設定)
- 性別に関わらず利用できるエリアを設けている場合は、その旨をホームページによる周知、案内板等による表示を行う。

(6) 避難所外避難者への配慮

ア 避難所外避難者への情報発信

避難所外避難者が受けることのできる支援等についても、避難所内の掲示板への記載、相談窓口の設置、防災行政無線・町のホームページ・SNS等の活用や、自治会、民生委員やボランティア等との連携等により広く情報が行き届くよう周知を図ること。

＜発信すべき情報の例＞

- 食料及び物資の提供場所、時刻
- 被災者生活再建支援法など生活に関する支援内容、窓口
- 仮設住宅など住まいに関する支援内容、窓口
- 災害廃棄物の処分方法
- エコノミークラス症候群や熱中症等に関する注意喚起
(軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等)
- 医療提供体制 等

イ 食料及び物資の提供

避難所外避難者にも避難所避難者と同等の食料及び物資の提供を行うことを原則とし、最寄りの避難所で提供する。ただし、要配慮者など避難所に食料及び物資を受け取りに来ることが困難な者には、自治会、民生委員、ケアマネージャーやボランティア等との連携等により必要な食料及び物資の配布を検討する。

なお、地域の実情に応じて、車中泊避難者に円滑に食料及び弾性ストック等などの物資を提供するための拠点場所（避難所でも可）を設置することも有効である。

ウ 避難所外避難者のニーズの把握

自治会、民生委員、ケアマネージャーやボランティア等との連携による聞き取り調査や、町のホームページやSNS等の活用等によ

り、要配慮者など避難所やボランティアセンター等に行くことが困難な避難所外避難者のニーズの把握に努める。

○ 避難所運営のための様式集

避難所の案内図、施設の配置図、各種の様式をあらかじめ作成する。

※ 様式の内容については適宜アレンジしてご使用ください。

- (1) 案内図（周辺地図）－省略
- (2) 施設の配置図（現況、使用予定図）－省略
- (3) 避難所名簿用紙（避難所用）（様式1）
- (4) 避難所名簿用紙（在宅避難用）（様式2）
- (5) 避難所名簿用紙（車中泊避難用）（様式3）
- (6) 避難所開設報告（様式4）
- (7) 避難所の運営会議要領（様式5）
- (8) 外泊届け用紙（様式6）
- (9) 取材者への注意事項（様式7）
- (10) 取材者受付用紙（様式8）
- (11) 食料・物資受入簿（様式9）
- (12) 食料管理簿（様式10）
- (13) 物資管理簿（様式11）
- (14) ペット飼育者名簿（様式12）
- (15) ボランティア受付簿（様式13）
- (16) 避難所生活の心得（様式14）
- (17) 避難所伝言掲示板（様式15）
- (18) 避難所の物資・資材等リスト（様式16）

○ 避難所運営のための参考資料集

ジェンダー視点による避難所運営については、「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」（埼玉県災害対策課）を参考にすること。

各避難所のレイアウトをあらかじめ作成するよう努めるものとし、レイアウトについては、以下の資料を参考にすること。

- (1) 避難所のレイアウト例（「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日府政防第1262号他）より抜粋）
- (2) 避難所のレイアウト例（埼玉県「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」（令和7年3月改正）より抜粋）

(様式1)

避難者名簿用紙(避難所用)

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所		自治会名						
(フリガナ) 氏名	続柄	性別	年齢	職業	避難日	配慮事項 (要介護度、既往症の有無等)	退去日	離散家族 氏名・続柄
第三者からの訪問・電話連絡等による安否確認の問合せがあった場合、住所・氏名を公表してよいですか？ ※名簿の内容を公表することで、ご親族の方々に安否を知らせるなどの効果があります。							はい・いいえ	

この名簿は、施設における収容状況や支援内容の記録整備を目的に利用します。また、安否確認、施設運営や災害対応業務を円滑に実施するため、町内部での情報共有やお住まいの地方公共団体等へ情報提供を行う場合があります。なお、本町又は提供先の地方公共団体において、親族等からの安否確認の問い合わせがあった場合に、本情報を利用して回答を行う場合があります。

(様式3)

避難者名簿用紙（車中泊避難用）

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所						自治会名		
車名						色		
車両ナンバー								
連絡先								
駐車場所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内（ ） ・避難所外（ ） 							
避難物資の受取方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所で受け取ることができる ・駐車場所での受け取りを希望する（理由： ） ・その他（ ） 							
(フリガナ)氏名	続柄	性別	年齢	職業	避難日	配慮事項 (要介護度、 既往症の 有無等)	退去日	離散家族の 氏名・続柄
第三者からの訪問・電話連絡等による安否確認の問合せがあった場合、住所・氏名を公表してよいですか？ ※名簿の内容を公表することで、ご親族の方々に安否を知らせるなどの効果があります。							はい・いいえ	

この名簿は、施設における収容状況や支援内容の記録整備を目的に利用します。また、安否確認、施設運営や災害対応業務を円滑に実施するため、町内部での情報共有やお住まいの地方公共団体等へ情報提供を行う場合があります。なお、本町又は提供先の地方公共団体において、親族等からの安否確認の問い合わせがあった場合に、本情報を利用して回答を行う場合があります。

(様式4)

避難所状況報告書（第1報）～開設後すぐ

- ※ 避難所を開設したら、災害対策本部までファックス（049-296-2594）、メール又はWebコミュニケーションツールで送付してください。上記の手段が使えない場合には、下記通信欄の内容を（049-296-1211）まで電話で連絡してください。
- ※ **第1報です**。わかる範囲で報告してかまいませんから、**速やか**に報告してください。

避難所名				災害対策本部受信者	
開設日時	令和	年	月		日
	時		分		
避難理由	避難指示・高齢者等避難・自主避難				
報告日時	令和	年	月	日	報告者名
	時		分		
避難所 連絡手段	FAX	—	—	—	
	電話番号	—	—	—	
	その他				
避難所 の 状 況 等	避難者数・避難世帯数		人		
			世帯		
	避難所の応急危険度判定		未実施・安全・要注意・危険		
	ライフラインの状況		断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通		
緊急を要する事項（負傷者等の状況を中心に具体的に箇条書きで記入してください）					
参集した避難所担当者					
参集した施設管理者					

(様式5)

〇〇〇〇避難所運営会議要領

(目的)

第1条 〇〇〇〇避難所の運営について協議するため、〇〇〇〇避難所運営会議（以下「運営会議」という。）を設ける。

(構成)

第2条 運営会議は、会長、副会長、活動班の班長及び居住組の代表者各1名をもって充てる。

(協議)

第3条 運営会議は、避難所の円滑な運営を図るため、必要な事項について協議する。主な協議事項は以下のとおり。

- (1) 役員の選出
- (2) 避難所の運営方針
- (3) 行政機関への要請、申し入れ
- (4) ボランティアの受け入れ
- (5) マスコミ取材への対応方針
- (6) 避難所のルールづくり
- (7) 活動班の編成
- (8) その他必要な事項

(運営会議の組織)

第4条 運営会議には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 各活動班の班長 1名

(役員の職務)

- 第5条 会長は、運営会議を代表し、避難所の事務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、その職務を代行する。
- 3 各活動班の班長は、班を総括する。

(活動班)

第6条 運営会議に、次の活動班を設ける。また、必要に応じて、活動班を新設、統合する。

- (1) 総務班
避難者の管理、問い合わせへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便・宅配便の荷物の取り次ぎ、避難所運営の記録、困りごと相談窓口の設置など
- (2) 情報班
情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内の情報伝達など
- (3) 食料・物資班
食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給、

物資の管理・配給など

- (4) 施設管理班
危険箇所への対応、防火・防犯
- (5) 保健・衛生班
医療・介護、衛生管理・感染症予防、生活用水の管理、ゴミ、トイレ、掃除、ペットに関すること
- (6) ボランティア班
ボランティアの受入れ
- (7) 避難者支援班
困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援

(会議)

第7条 運営会議は、毎日 時に定例会を開催し、会長が議長となる。
また、避難所の運営活動等のため会長が必要と認めたとき臨時に会議を開催する。

(疑義)

第8条 避難所の運営について、この要領に定められていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度運営会議で協議して決定する。

(様式6)

(ふりがな)		居住組
氏 名	
外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日間)	
同行者		
緊急の場合の連絡先 (希望者のみ)		

(様式7)

取材をされる方へ

当避難所内にて取材を行う場合には以下の点に留意くださるようお願いいたします。

- ◆避難所内では身分を明らかにしてください。
 - ・避難所内では、胸などの見えやすい位置に必ず「取材者バッジ」を携帯してください。

- ◆避難者のプライバシーの保護にご協力下さい。
 - ・避難所内の見学の際には、係員の指示に従ってください。
 - ・見学できる部分は、避難所の共有空間のみです。居住空間や避難所の施設として使用していない部分については立入禁止とします。
 - ・避難所内の撮影や避難者へインタビューする場合には、必ず事前に係員の許可をとるとともに、インタビュー等をする当該避難者にも許可をとってください。勝手に避難者へ話かけたり、カメラを向けたりすることはくれぐれもつつしんでください。

- ◆取材に関する問い合わせは総務班へお願いします。
 - ・取材が終わった旨、受付へ届け出をしてください。
 - ・本日の取材内容に関するオンエアや記事発表の予定に変更が生じた場合には、下記連絡先まで連絡をお願いします。また、本日の取材に関する不明な点などにつきましても同様に下記連絡先へお問い合わせください。

〇〇小学校避難所
〒△△△ 〇〇市〇〇町
△丁目△-△ TEL ()

(様式8)

取材者用受付用紙

〈お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄り下さい〉

受付日時		退所日時	
年 月 日 時 分		年 月 日 時 分	
代 表 者	氏名		
	所属		
	連絡先(住所・TEL)		
同 行 者	氏 名	所 属	
取 材 目 的	※オンエア、記事発表などの予定：		
避難所側付添者 氏名		〈名刺添付場所〉	
特記事項			

(様式9)

月 日	受入時刻	品 名	数量(単位)	送 付 元	受入担当者
	：				
	：				
	：				
	：				
	：				

(様式10)

月 日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
長期保存 可能な 食品	米													
	レトルト飯													
	乾パン													
	インスタンスープ													
	インスタントラーメン													
	缶詰													
炊き出し 用の食品	生肉													
	野菜													
	生卵													
	練製品													
	生麺													
	果物													
飲料品	ミネラルウォーター													
	お茶													
	ジュース													
調味料	醤油													
	ソース													
	砂糖													
	塩													
	だしの素													
その他	粉ミルク													

(様式11)

月	日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
衣料品	男性衣類	上着											
		ズボン											
		下着											
		靴下											
		パジャマ											
		防寒着											
	女性衣類	上着											
		ズボン・スカート											
		下着											
		靴下・ストッキング											
		パジャマ											
		防寒着											
	子供衣類	上着											
		ズボン・スカート											
		下着											
		靴下											
		ベビー服・肌着											
	生活用品	生理用品											
大人用オムツ													
乳児用オムツ													
ティッシュペーパー													
トイレットペーパー													
シャンプー・リンス													
石鹸・洗剤													
歯ブラシセット													
台所用品	鍋・フライパン												
	包丁												
	皿(平皿・深皿)												
	箸・スプーン・フォーク												

(様式12)

ペット飼育者名簿

	飼育者 (住所・氏名)	動物の種類	性別	体格	飼育 場所	毛色	その他 (退所日等)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(様式13)

ボランティア受付簿

No.

受付日	年	月	日
-----	---	---	---

(避難所名：)

No.	氏名・住所・電話	性別	職業	過去のボランティア経験の有無と その内容	
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	

氏名			有 ・ 無	
住所				
電話				
氏名			有 ・ 無	
住所				
電話				
氏名			有 ・ 無	
住所				
電話				
氏名			有 ・ 無	
住所				
電話				
氏名			有 ・ 無	
住所				
電話				
氏名			有 ・ 無	
住所				
電話				

(様式14)

〇〇〇〇避難所生活の心得

この避難所は、避難者自らによる助け合いや協働の精神により、自主的に運営されています。この避難所のルールは以下のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表からなる運営会議を組織します。
 - 運営会議は、毎日 時に定例会議を開きます。
 - 運営会議に、総務、・・・の各班を避難者から編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するところを目処に閉鎖します。
- 4 避難者は家族単位で登録しています。新しく避難した方は総務班に連絡してください。また、退所する方は総務班に転出先を連絡してください。
- 5 犬・猫などのペットは、屋外のペットハウスで飼育してください。
- 6 職員室、調理室、保健室など施設管理上立ち入りことを制限する場所もあります。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示、張り紙には必ず従ってください。
- 7 食料、物資の配給は食料・物資班が行います。
 - 食料、物資等の配給は平等ですが、緊急の場合には、高齢者、子供、妊産婦などを優先します。
 - 食料、物資等は世帯ごとに配給します。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は食料・物資班にお申し出ください。
 - 物資が不足する場合に、手持ちの食料などの提供を御願いまする場合もあります。
また、自宅に立ち入ることが可能な場合は、一度自宅に戻って、備蓄食料や毛布などを避難所にお持ちください。
- 8 消灯は、夜 時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
- 9 公衆電話は緊急用とします。携帯電話の使用は、所定の場所以外では禁止します。
- 10 所定の場所以外での、喫煙、飲酒を禁止します。また、裸火の使用も禁止します。
- 11 不審な人物を見かけたら、施設管理班まで連絡してください。
- 12 各種要望は、運営会議で検討して災害対策本部に要請しますので、各班までお申し出ください。

(様式15)

〇〇避難所伝言掲示板(例)

〇月〇日〇時現在

<input type="checkbox"/> 避難者の状況
<input type="checkbox"/> 食料の配給時間
<input type="checkbox"/> 物資の状況 <ul style="list-style-type: none">・ 不足物資・ 配布可能物資
<input type="checkbox"/> 清掃の時間
<input type="checkbox"/> 運営会議の開催 <ul style="list-style-type: none">・ 日時・ 場所
<input type="checkbox"/> ライフラインの状況 <ul style="list-style-type: none">・ 電気・ ガス・ 水道・ 電話・ 鉄道・ 道路
<input type="checkbox"/> 災害対策本部からの連絡事項
<input type="checkbox"/> 本日の当直担当者 <ul style="list-style-type: none">・ 昼・ 夜
<input type="checkbox"/> 郵便物、宅配便の荷物の保管状況
<input type="checkbox"/> 他の避難所の状況

(様式16)

避難所の物資・資材等リスト

避難所名：

品名	数量	保管場所	メモ
マスク			
消毒液			
体温計(非接触型)			
体温計(その他)			
血圧計			
ポンプ式ハンドソープ			
家庭用洗剤			
タオル			
ペーパータオル			
ティッシュ			
ビニール袋			
使い捨て手袋			
使い捨てガウン(防護着)			
顔面防護具			
段ボールベッド			
間仕切り用パーティション			
ビニルシート			
ガムテープ等			
段ボール			
テント			
簡易トイレ			
仮設トイレ			

※ 必要に応じて適宜追加してください

參考資料

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト (例) <避難受付時>

専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をしながら兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等 (一時的)

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。

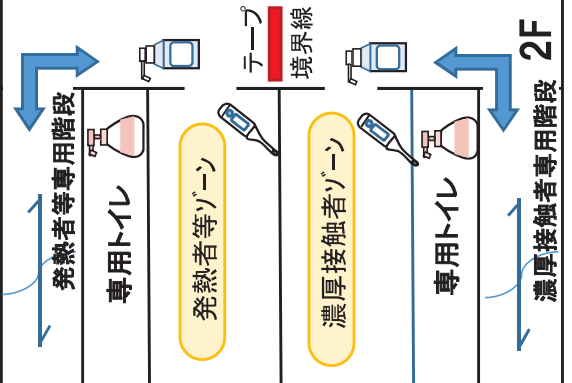
・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる人の対応については、防犯担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合は、敷地内の別の建物とする。

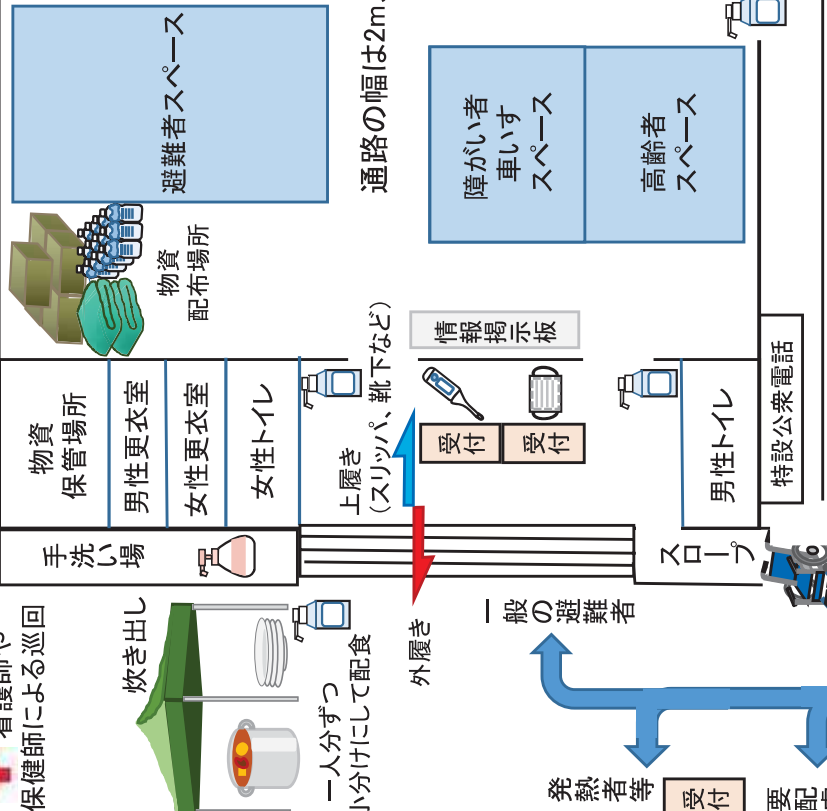
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用トイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

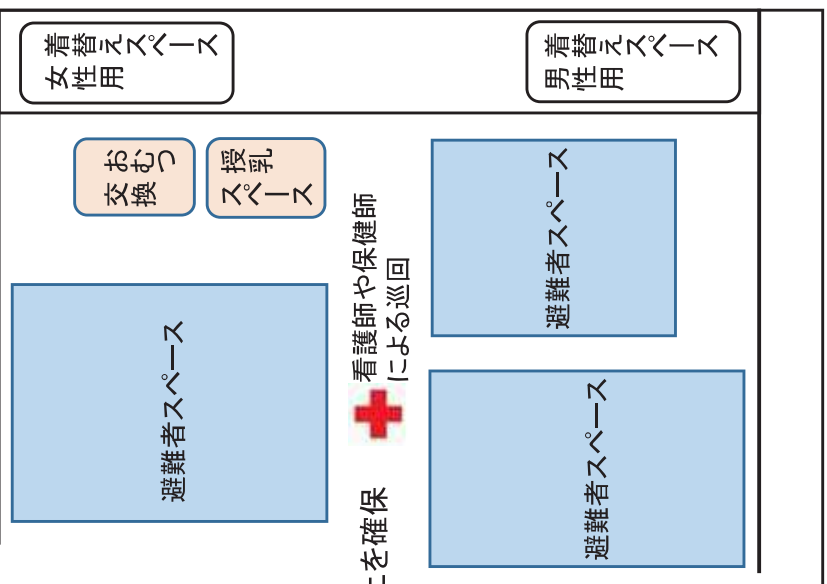
<専用スペース>



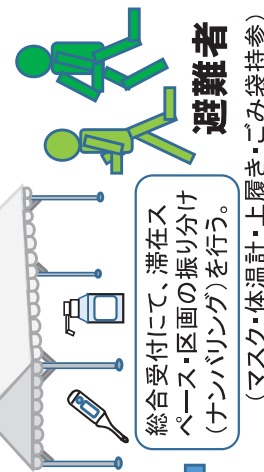
<集合スペース>



R2.6.10
第2版



受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。



受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

用意するもの

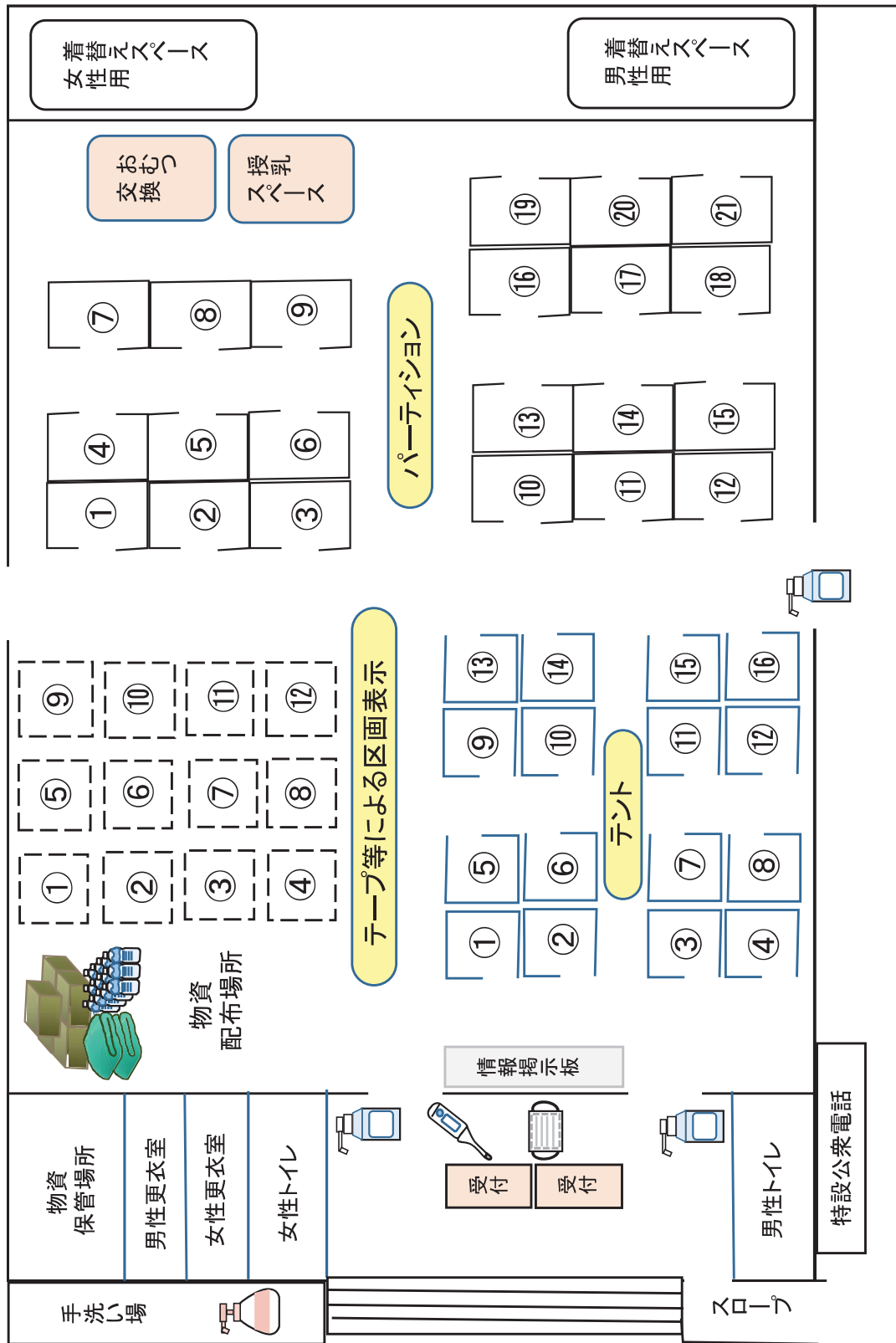
- ・体温計(非接触型)
- ・マスク
- ・アルコール消毒液(手指用)
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスマスク
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限って、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

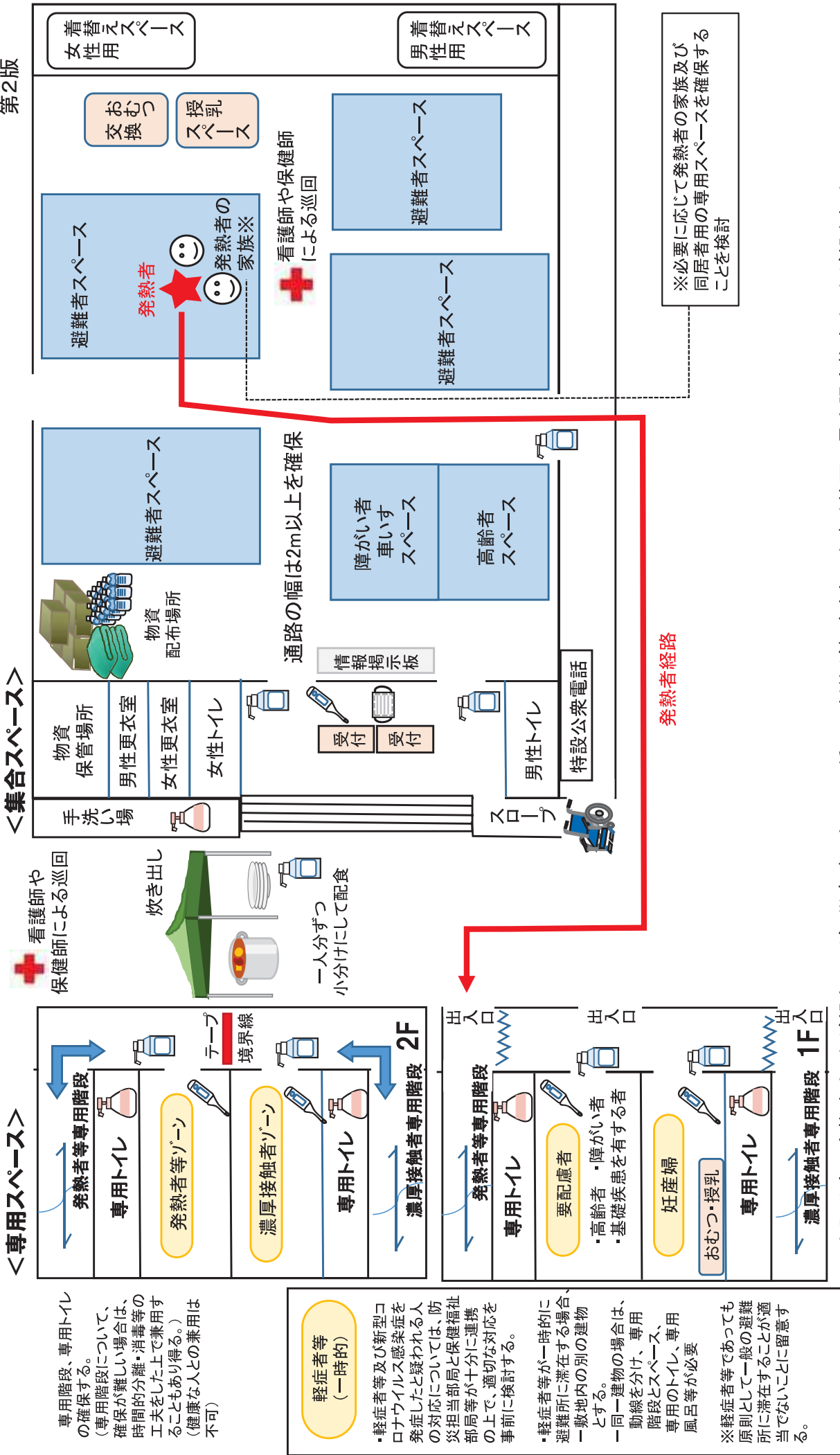
R2.6.10
第2版

●テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2.6.10
第2版



※必要に応じて発熱者の家族及び同居者用の専用スペースを確保することを検討

専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な人との兼用は不可)

軽症者等 (一時的)

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる人の対応については、防犯担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
・動線分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

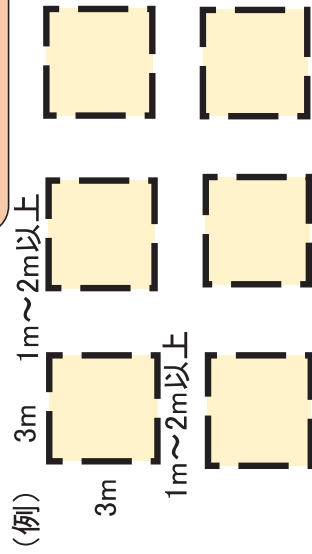
※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限って、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

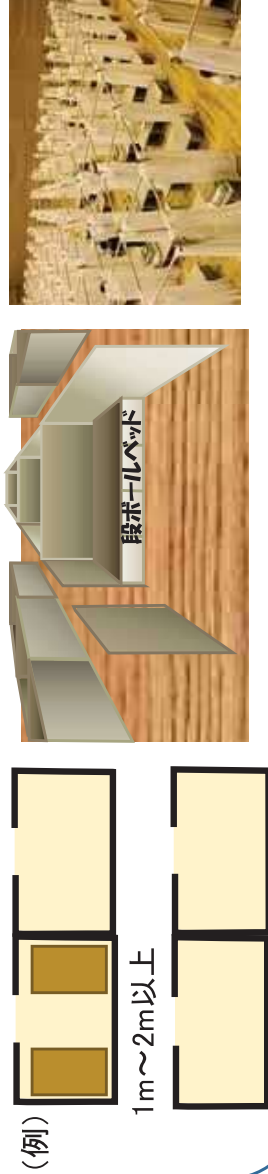


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あげる

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

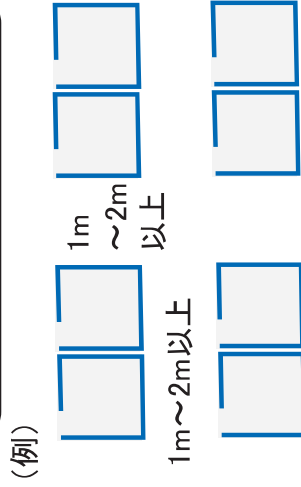
パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

テントを利用した場合



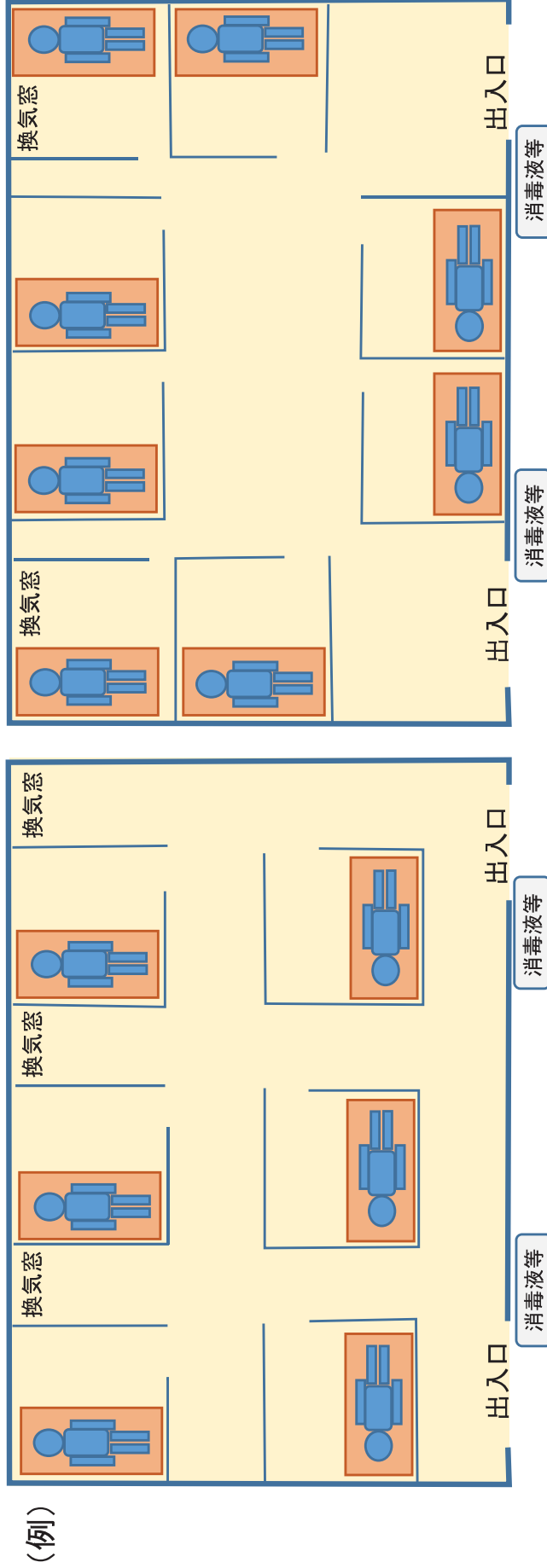
- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2.6.10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切ることとする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- 感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時ににおいて、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

7. 避難所レイアウト例

避難所のレイアウト例について、避難所となる施設種別、災害種別、避難所開設期間別に示します。

	レイアウト例の名称	施設種別	災害種別	開設期間	避難所として利用する範囲
1	中学校(短期)	小・中学校	地震・水害	短期	体育館、一部の校舎の部屋、屋外
2	中学校(長期)	小・中学校	地震・水害	長期	体育館と多くの部屋、屋外
3	公民館(短期)	公民館	地震・水害	短期	一部の部屋、屋外
4	公民館(長期)	公民館	地震・水害	長期	多くの部屋、屋外

※上述はあくまで目安です。開設期間が「短期」となっている場合でも、想定した以上の避難者が避難してくることもあります。このため、レイアウトを参考としつつ、実際の状況に即して柔軟に対応するようにしましょう。

(2) 屋外に配置するスペース



<留意点>

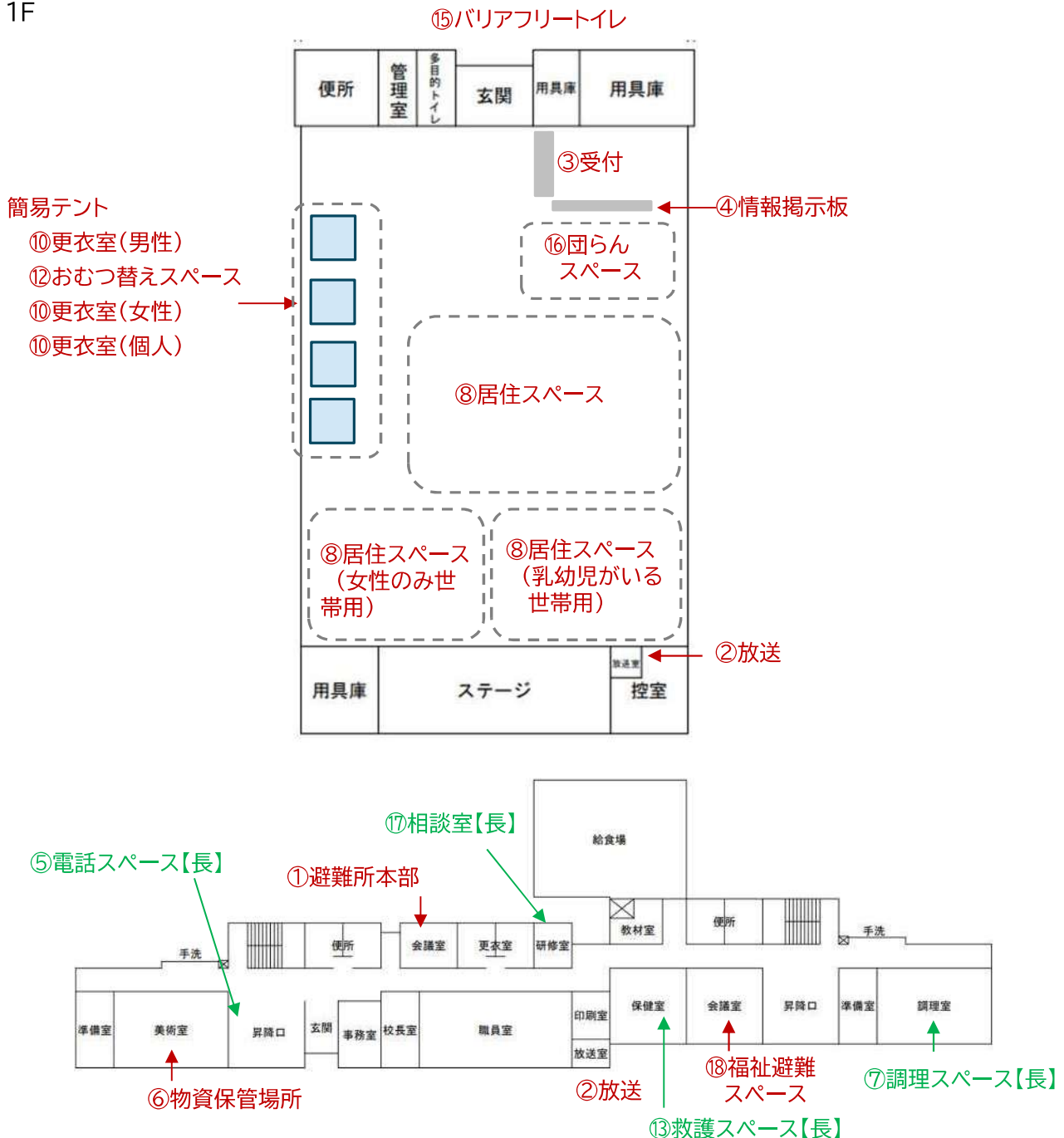
- ・「㉘喫煙スペース」については、周囲の環境に十分配慮のうえ、設置の要否も含め検討してください。
- ・「㉚ペット飼育スペース」と「㉝ごみ集積場」をグラウンドに配置する想定としていますが、風雨の状況に応じて建物近くで風雨の影響が少ない場所(例:屋外階段の下、昇降口など)の利用を検討してください。

7-2 中学校(長期)

	レイアウト例の名称	施設種別	災害種別	開設期間	避難所として利用する範囲
2	中学校(長期)	小・中学校	地震・水害	長期	体育館と多くの部屋、屋外

(1) 屋内に配置するスペース

1F

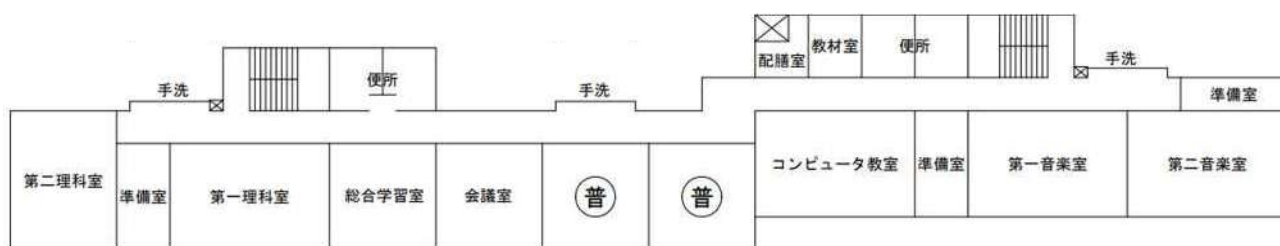


※レイアウト内の「【長】」は特に長期にわたって避難所が開設される際、必要となるスペースを指します。

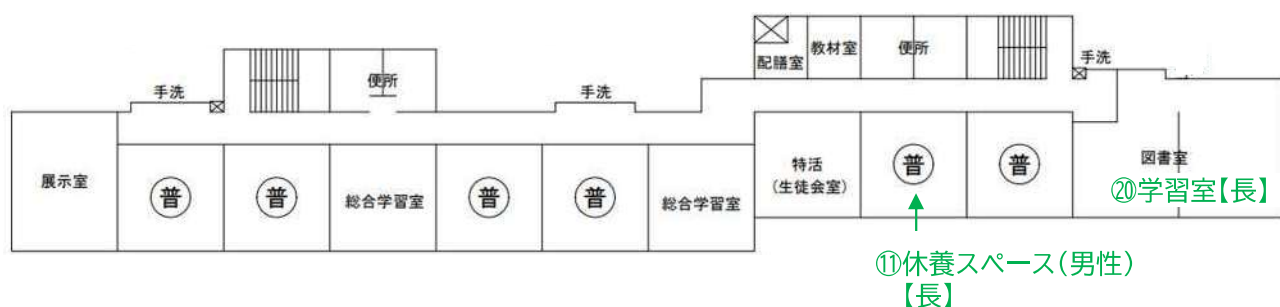
<留意点>

- ・体育館を主に利用し、一部校舎1Fの部屋を利用します。
- ・体育館の居住スペースは、通路を確保し、世帯ごとにスペースを割り当てます。
- ・女性のみ世帯用、乳幼児がいる世帯用のスペースを設けます。面積配分は避難者の状況に応じて調整します。
- ・避難者が多い場合は、体育館以外にも避難者を割り当てます。(例:武道場)

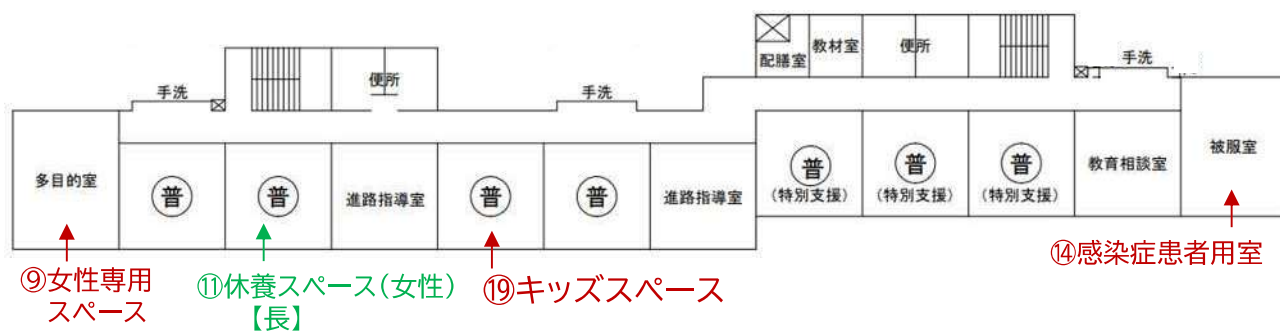
4F



3F



2F



※レイアウト内の「【長】」は特に長期にわたって避難所が開設される際、必要となるスペースを指します。

<留意点>
 ・体育館を主に利用し、校舎の各部屋を利用します。

(2) 屋外に配置するスペース



※レイアウト内の「【長】」は特に長期にわたって避難所が開設される際、必要となるスペースを指します。

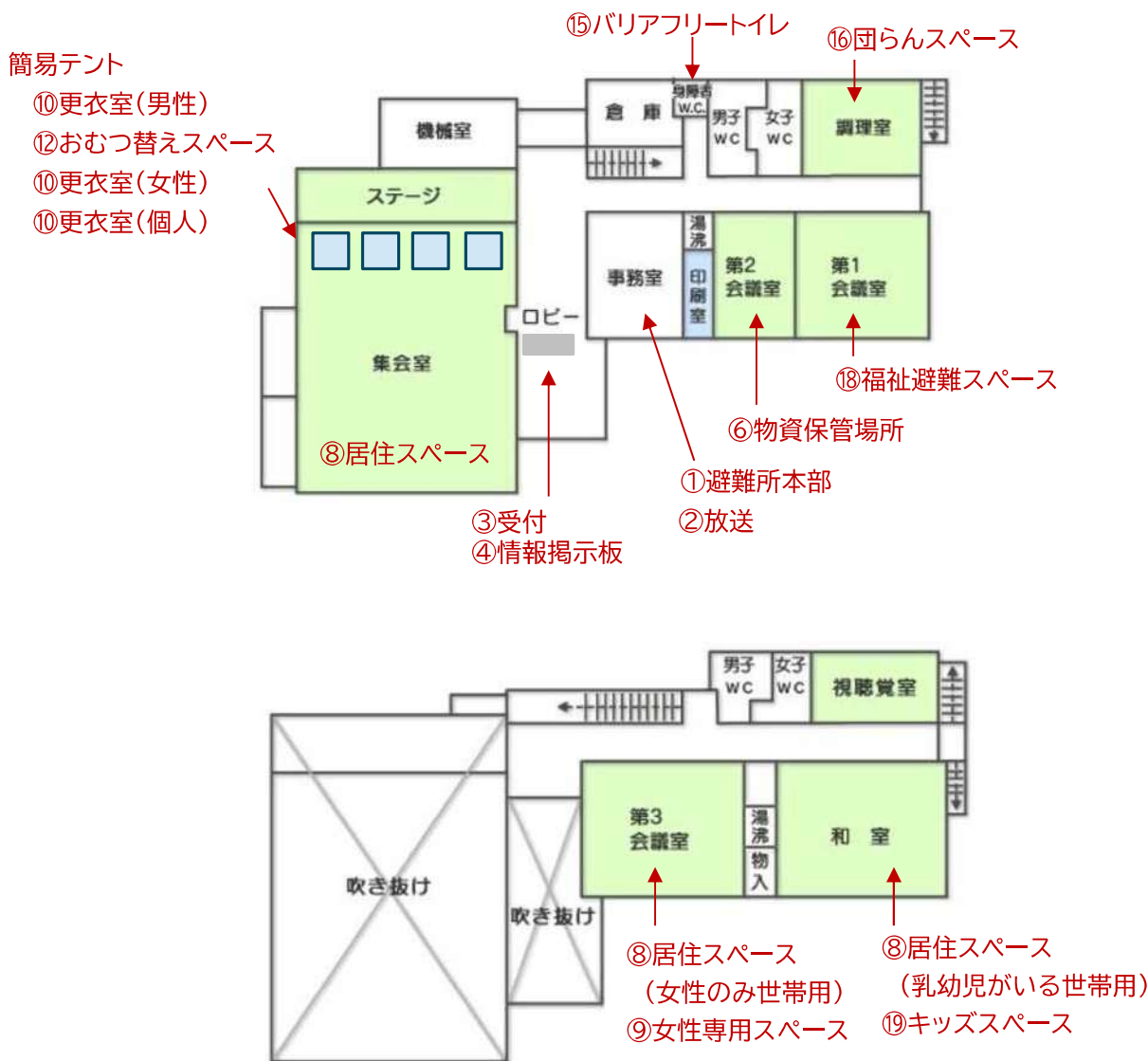
<留意点>

- ・3つの門のうち、東側の門は閉鎖する。(人の出入りを把握しやすくするため)
- ・「③受付」については、西側の門と北側の門の双方に設置する。夜間は、いずれかを閉鎖する。
- ・「②物資等荷下ろし場」については、「⑥物資保管場所」への動線を確認の上、割り当ててください。
- ・「②8喫煙スペース」については、周囲の環境に十分配慮のうえ、設置の可否も含め検討してください。
- ・「③4ペット飼育スペース」と「③5ごみ集積場」をグラウンドに配置する想定としていますが、季節等の状況に応じて建物近くで日照や風雨の影響が少ない場所(例:屋外階段の下、昇降口など)の利用を検討してください。

7-3 公民館(短期)

	レイアウト例の名称	施設種別	災害種別	開設期間	避難所として利用する範囲
3	公民館(短期)	公民館	地震・水害	短期	一部の部屋、屋外

(1) 屋内に配置するスペース



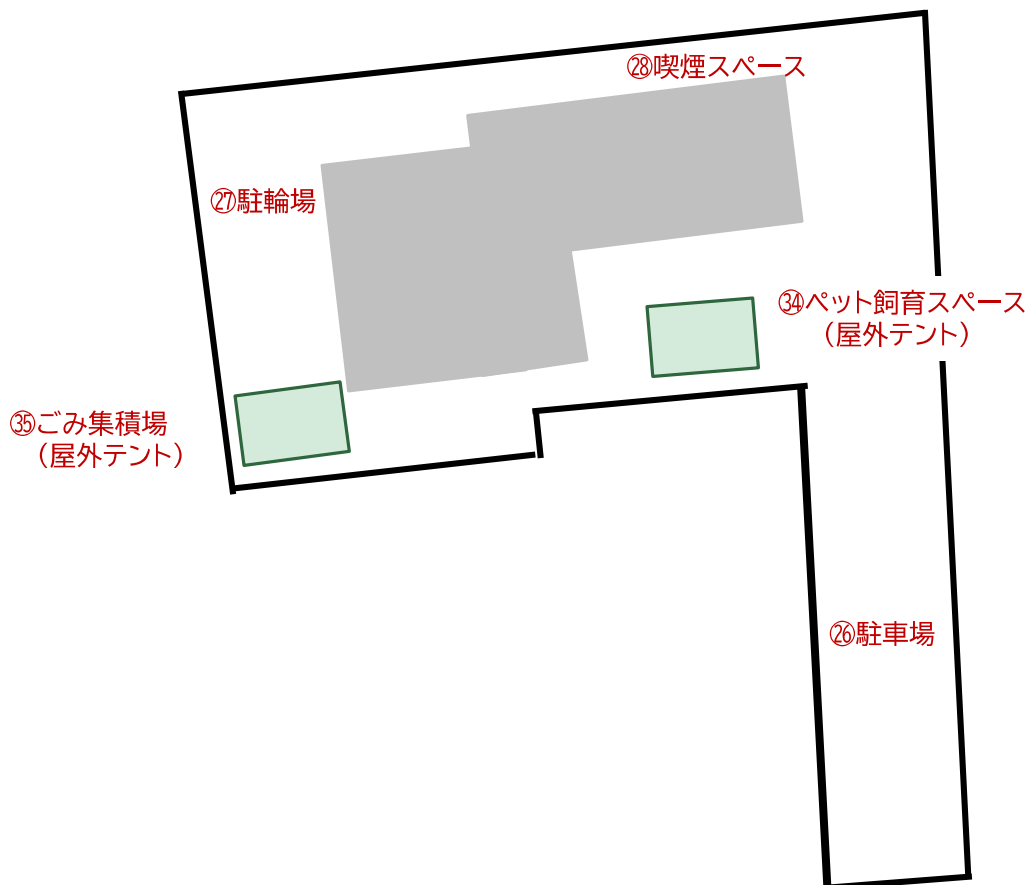
<留意点>

- ・居住スペースが限られていることから、第3会議室については、「⑧居住スペース(女性のみ世帯用)」と「⑨女性専用スペース」、和室については、「⑧居住スペース(乳幼児がいる世帯用)」と「⑱キッズスペース」を兼ねるレイアウトとしています。
- ・「⑩更衣室」は簡易テントを用いて確保する想定としています。ステージ上に配置することも考えられます。

<割り当て保留>

- ・スペースが不足するため、以下のスペースは近隣の指定避難所(小学校)で確保します。
- ⑭感染症患者用室

(2) 屋外に配置するスペース



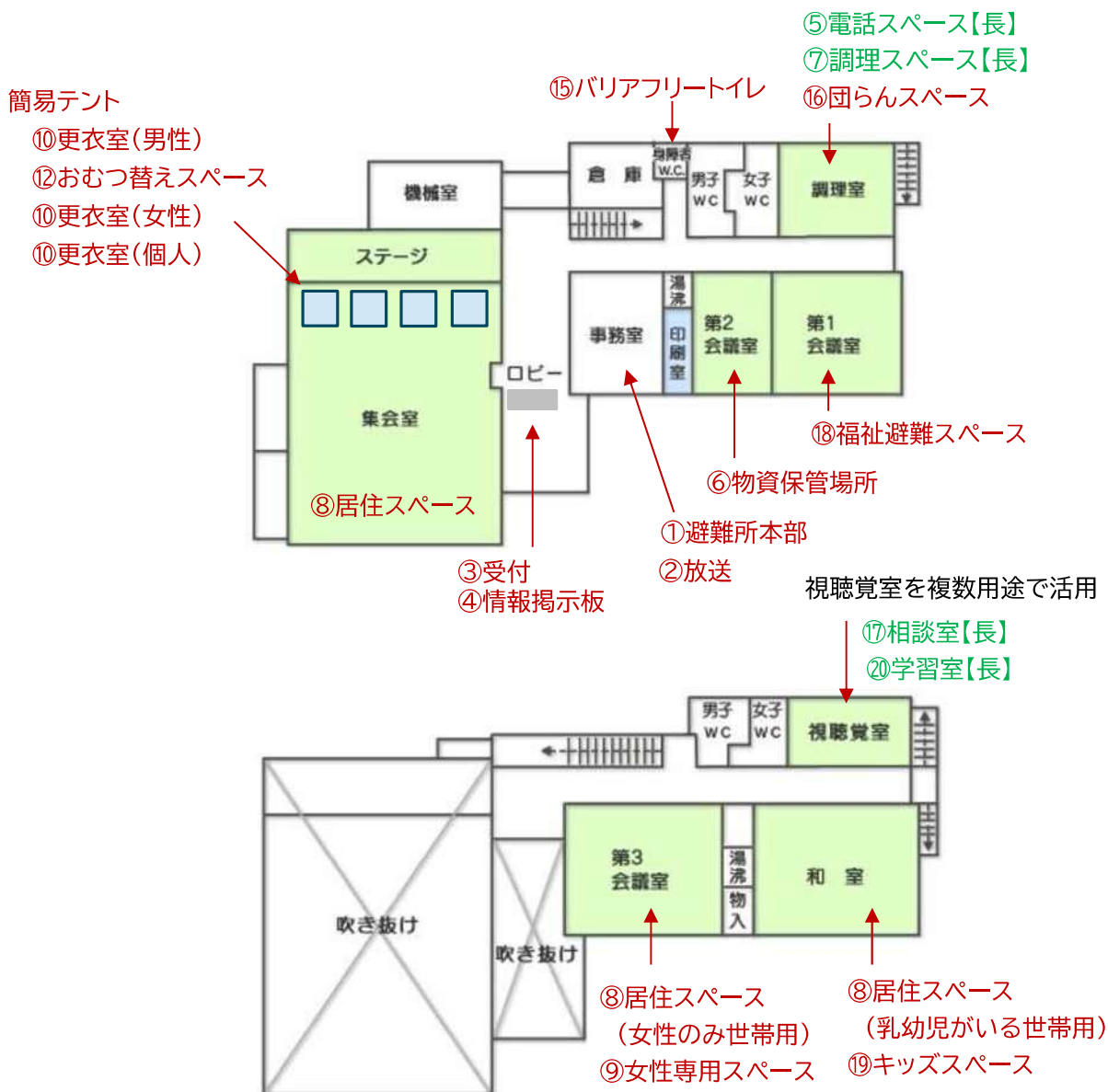
<留意点>

- ・「喫煙スペース」については、周囲の環境に十分配慮のうえ、設置の要否も含め検討してください。
- ・「ごみ集積場」と「ペット飼育スペース」の配置については、近隣の住宅等への影響等を考慮して配置してください。

7-4 公民館(長期)

	レイアウト例の名称	施設種別	災害種別	開設期間	避難所として利用する範囲
4	公民館(長期)	公民館	地震・水害	長期	多くの部屋、屋外

(1) 屋内に配置するスペース



※レイアウト内の「【長】」は特に長期にわたって避難所が開設される際、必要となるスペースを指します。

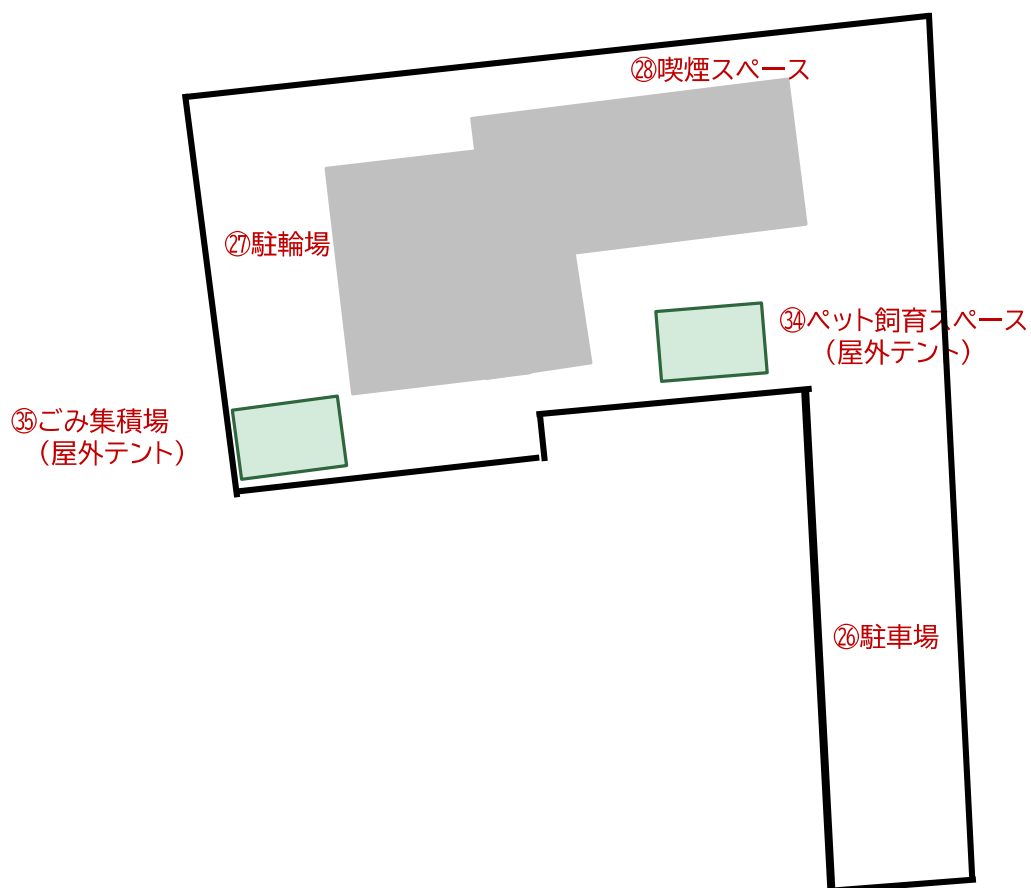
<留意点>

- ・居住スペースが限られていることから、第3会議室については、「⑧居住スペース(女性のみ世帯用)」と「⑨女性専用スペース」、和室については、「⑧居住スペース(乳幼児がいる世帯用)」と「⑩キッズスペース」を兼ねるレイアウトとしています。
- ・「⑩更衣室」は簡易テントを用いて確保する想定としています。ステージ上に配置することも考えられます。
- ・特設公衆電話が設置された場合は、「⑤電話スペース」は変更となる可能性があります。

<割り当て保留>

- ・スペースが不足するため、以下のスペースは近隣の指定避難所(小学校)で確保します。
 - ⑪休養スペース【長】
 - ⑬救護スペース【長】
 - ⑭感染症患者用室

(2) 屋外に配置するスペース



<留意点>

- ・「㉑情報掲示板【長】」は、1Fロビーの「㉒情報掲示板」の利用を想定し、割り当てていません。
- ・スペースが不足するため、駐車場内に安全なスペースと動線が確保できるようであれば、必要性の高いスペースから順次確保を目指します。

- ㉑ 炊事・炊き出し場【長】
- ㉒ 給水スペース【長】
- ㉓ 物資等配布場所【長】
- ㉔ 物資等荷下ろし場所【長】
- ㉕ 手洗い場・仮設手洗い場【長】
- ㉖ 仮設トイレ【長】
- ㉗ 仮設洗濯場
- ㉘ 物干し場
- ㉙ 仮設風呂・仮設シャワー

(資料編 1-4-3) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助事務取扱要領より抜粋

(令和7年4月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費1人 1日当たり360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費1人 1日当たり360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規模応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	4 供与期間は2年以内 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに 加算
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上

		費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失つた者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しく	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策	

	<p>の資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>は半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内</p> <p>②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内</p>	<p>本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)</p>	
学用品の給与	<p>住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。</p>	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500 円 中学生生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円</p>	<p>災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内（文房具及び通学用品） 15日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
埋葬	<p>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</p>	<p>体当たり 大人（12歳以上） 232,200 円以内 小人（12歳未満） 185,700 円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。</p>
死体の搜索	<p>行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>輸送費、人件費は、別途計上</p>
死体の処理	<p>災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。</p>	<p>（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,700 円以内</p> <p>一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,900 円以内</p> <p>検案、救護班以外は慣行料金</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 検案は原則として救護班</p> <p>2 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</p>
障害物の除去	<p>居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支</p>	<p>市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900 円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	

	障をきたしている場合で自力では除去することのできない者			
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<p>1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費</p>	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p>
		<p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(資料編 1-5-1) 鳩山町職員防災マニュアル

鳩 山 町 職 員 防 災 マ ニ ュ ア ル

(大規模災害に備えて)

平成9年11月

(令和8年3月一部改正)

鳩 山 町

目次

■ 基本方針	1
■ 初動体制の意義と体系	2
■ 災害対策の基本的な流れについて	5
■ 職員の参集基準について	6
■ 震度5強以上の地震が発生したときの留意事項	7
■ 役場庁舎の安全確認について	8
■ 情報収集・伝達の基本的な流れについて	10
■ 概括情報収集について	11
■ 応急救助について	15
■ 防災組織配備基準について	16
■ 災害対策本部の組織	18
■ 町の主要な応急対策活動について	19
■ 災害対策本部の組織及び事務分掌	20
■ 情報の収集・整理について	23
■ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表（指定福祉避難所除く）	29
■ 避難所の開設手順	30
■ 避難所の運営について（Ⅰ）	31
■ 避難所の運営について（Ⅱ）	36
■ 避難所からの連絡について	38
■ 障害物の除去について	42
■ 飲料水の供給について	43
■ 食品の給与・炊き出しについて	44
■ 生活必需品の給（貸）与について	45
■ 行方不明者の捜索について	48
■ 死体の処理・埋葬について	49
■ 住宅の応急対策について	51
■ 学用品の給与について	52
■ 救援物資の受入れについて	53
■ 無線での定時・緊急通信について	55
■ 緊急医療救護活動について	57

■ 基本方針

災害の予知は、現在の科学技術水準をもってしても完全とはいえず、解明されるべき多くの課題が残されているのが現状です。また、災害の態様も複雑・多様化しており、本町においては、近年急速に進展した都市化・高齢化等とあいまって懸念されるべき事項が多いのが実情です。

このような状況の下で、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、令和元年10月6日に発生した令和元年東日本台風、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震等の大規模災害は、未曾有の被害をもたらし、既存の防災体制に大きな警鐘を鳴らすとともに多くの教訓を残しました。また、テレビ等の映像は、刻一刻と被害の悲惨な実態を私たちに伝えました。

災害の被害の防止・軽減を図るためには、平素より災害に対する備えを充実強化し、災害時において、迅速かつ適切な防災活動が展開できるようにしておくことが重要です。

そこで、本町においては、予知できない災害に対し、防災組織体制の確立を図るため、初動体制時と応急活動体制時の職員の動員、配備及び事務分掌を整備し、大規模災害時の職員防災マニュアルを策定しました。これにより発災時においては、初動体制時の活動を行い、その後、速やかに組織と事務分掌を応急活動体制に移行し、災害対策本部の機能及び組織の全てをあげて災害対策業務に取り組むこととなります。

なお、勤務時間外における大規模災害時には自主参集とし、全職員が役場庁舎に参集することとなります。

職員においては、日頃から「鳩山町地域防災計画」（以下「防災計画」）やこの「鳩山町職員防災マニュアル」を十分理解し、現実を直視した緊急の災害対策に、決意を新たに全力をあげて取り組むようお願いします。

■ 初動体制の意義と体系

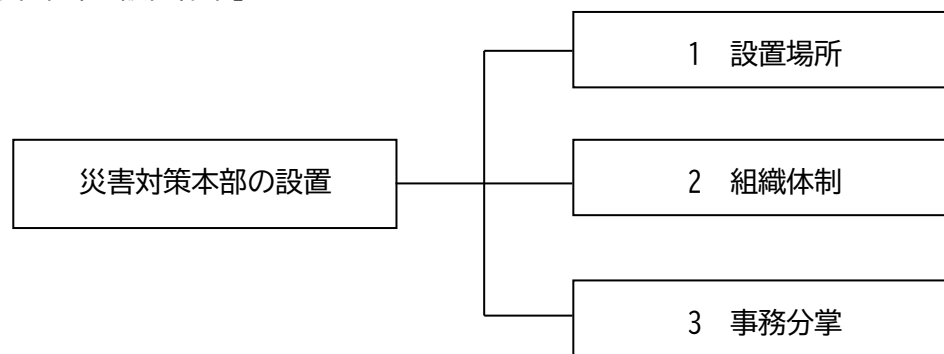
【初動体制とは】

いつ大規模災害（防災計画で定める警戒体制の配備が必要となる災害を想定）が発生してもスムーズに活動できるよう常日頃から職員の動員、配備を計画し、災害対策本部を速やかに設置し、活動ができる体制をいいます。

【初期時とは】

大規模災害が発生した直後の段階で被害の発生が予想されるが、被害状況や避難状況等の把握が十分できていない状況をいいます。

【災害対策本部の設置体系】



1. 設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として役場庁舎とされていますが、防災拠点として機能が十分発揮できるかを確認するため、建物、通信回線、電気等の点検を実施することが必要です。

なお、原則として、本部機能を維持するために災害対策本部設置場所には避難者の受け入れをしないものとします。

また、本部としての機能が発揮できない場合には、次の順に設置します。

- (1) 鳩山町文化会館
- (2) 本部長が指定した場所

2. 組織体制

大規模災害時は、初動体制を速やかに整え、できる限り早く災害対策本部等を設置し、応急活動体制に移行することが必要です。

しかし、初期時においては、被害状況、避難状況、職員の参集等の全ての面において情報が不足しています。

したがって、初動時の災害対策本部等の組織体制は、災害対策活動の性格上から緊急活動を優先するため、防災計画で定める応急体制がとれない場合、当該体制への移行をスムーズに行うための組織編成をしなければなりません。

その組織として、次の三班を編成します。

- (1) 情報収集班
- (2) 応急救助班
- (3) 本部設置班

3. 事務分掌

(1) 情報収集班の事務について

大規模災害時において最も重要なことは、町の被害の全体像をできる限り迅速に把握することです。しかし、被害が甚大であればあるほど被害の全体像を把握する為には時間がかかります。その際、迅速適切な応急対策を実施するためには、特定のいくつかの被害から全体被害を推定する方法もやむを得ないと考えます。なお、具体的には、「概括情報収集について (P11)」を参照してください。

また、初動期における時間経過ごとの重要な意思決定とそのために必要な情報を抽出・整理してみると次のようになります。

応急対策決定	決定者	決定に必要な情報	情報収集時間	備考
災害対策本部設置の可否	町長 (代行者)	震度 5 強以上の揺れ など	災害発生後 数分以内	
職員自主参集		震度 5 強以上の揺れ	災害発生後 数分以内	
自衛隊派遣要請	町長から 知事	被災規模と町の 対応力のギャップ	1～2 時間以内	粗く推定
広域応援要請	町長	被災規模と町の 対応力のギャップ	1～2 時間以内	推定必要
災害救助法の 適用の申請	町長	被害状況	1～2 日以内	
マスコミ発表	本部長	被害規模・見通し 応急対策実施状況	適宜 (定時) 1 時間後から	

(2) 応急救助班の事務について

情報収集班によって得られた情報に基づき、原則として人力によって救出が可能なものを対象とします。なお、具体的には、「応急救助について (P15)」を参照してください。

また、生き埋め者数、場所数、地域分布、生き埋めの状況、重機の必要性（要救出タイプ毎の救出要員・資機材・重機の原単位も必要）等を総合的に勘案して次の事項の意思決定をする必要があります。

- ア 町のみで対応可能かどうか
- イ 「大規模災害時における相互応援に関する協定書」に基づき協定市町村に応援要請をするかどうか
- ウ 県警、県を通じた応援消防を要請するかどうか
- エ 自衛隊へ災害派遣を要請するかどうか

(3) 本部設置班の事務について

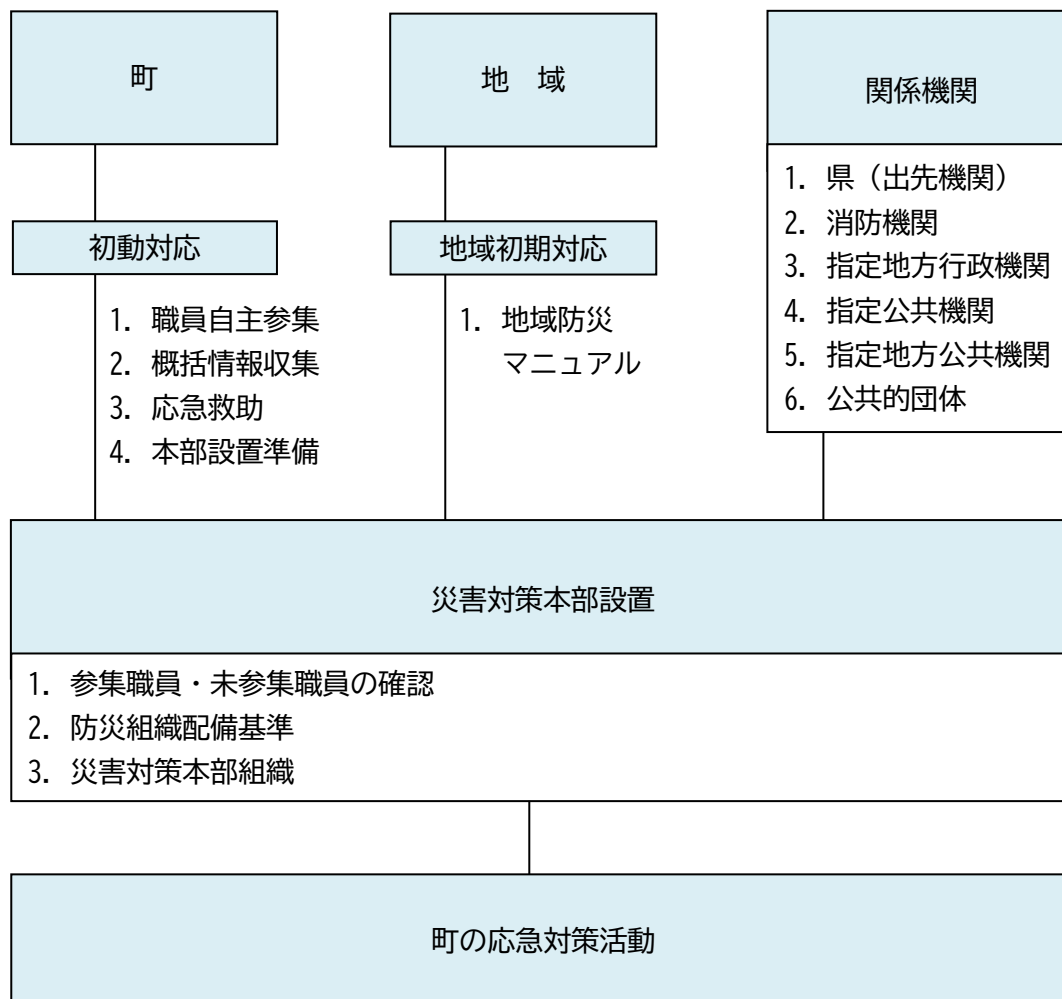
周囲の状況から災害対策本部を設置する可能性があるると判断されるときは、次の手順で行います。

- ア 設置場所については、既に記載したとおりです。
- イ 建物の安全確認については、「役場庁舎の安全確認について (P8)」を参照してください。
- ウ 職員の参集状況の把握をしてください。

-
- エ 職員に緊急かつ重要性の高いものから順次提示するとともに必要な調整を行ってください。
 - オ 速やかに本部全体がその機能を発揮できるよう必要な準備も並行して行ってください。

■ 災害対策の基本的な流れについて

災害対策活動の初動体制から応急活動体制の基本的な流れは、概ね下記のとおりです。



■ 職員の参集基準について

職員の勤務時間外における参集基準については、下記のとおりです。

1. 鳩山町地域防災計画に定める配備基準に基づき、役場庁舎に参集する。
2. 職員は、被害状況の程度によっては、参集の可能性があることについて留意しておく。
3. 全職員は、気象庁が本町に震度5強以上の地震を発表した場合、役場庁舎又は避難所に参集する。ただし、やむを得ないときを除く。
4. 道路等が通行不能の状態になっていることが予測されるのでバイク、自転車等により参集する。
5. 前記3のやむを得ないときとは、下記に該当する状況である。
 - (1) 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院の必要があるとき。
 - (2) 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇等に該当し、役場庁舎に参集することが困難なとき。
 - (3) 職員の住居又は職員に深く関係する人の住居が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、又は一時的に避難しているとき。
 - (4) 職員及び職員と深く関係する人の生活に必要な物資調達を行う場合で、職員以外にはそれらの確保を行う者がいないとき。
 - (5) その他
6. 町外在住の職員及び出張先等のため、配備につくことができない場合は、所属長にその旨を報告するよう努め、事故の安全を確保した上で、速やかに参集するものとする。
7. 配備に付くことができない場合、連絡が可能になったときに、所属、氏名、出動できない理由、避難先、連絡方法等を知らせること。

■ 震度 5 強以上の地震が発生したときの留意事項

1. 勤務時間外の場合

- (1) 職員は、震度 5 強以上の地震が発生し、被害が甚大と予測される場合は、参集指令を待つことなく、自主的に役場庁舎に参集すること。
- (2) 職員は、特に指示があった場合を除き、作業服（防災服）、ヘルメット、長靴、軍手、懐中電灯、ヘッドライト等を着用し、着替え、携帯ラジオ、食料 1 食分及び水筒を持参するよう努めること。
- (3) 職員は、非常時であるので数日間退庁できないという気構えをもって参集すること。
- (4) 職員は、参集途中において、可能な限り目視等により被害状況及び被害情報の把握に努めること。
- (5) 職員は、参集後、直ちに参集者名簿に必要事項を記載すること。
- (6) 職員は、参集途中で得た被害状況及び被害情報を所属長に報告すること。

2. 勤務時間内の場合

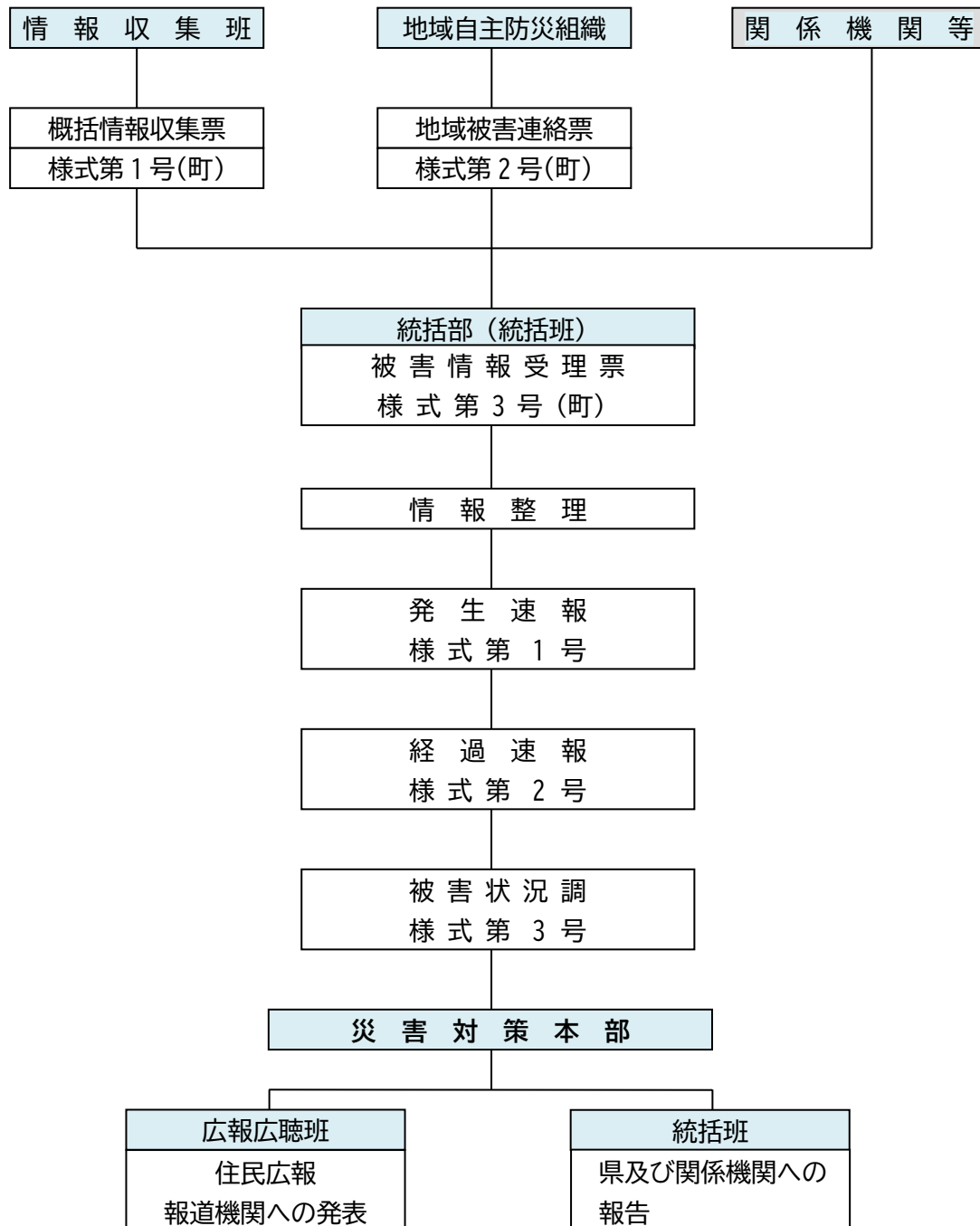
- (1) 職員は、不急の行事、会議、出張等中止すること。
- (2) 職員は、早急に家族等の安否確認及び被災状況を確認すること。
- (3) 所属長は、職員の家族及び住宅に被災が判明した場合、職員の退庁、支援等の対策を検討すること。
- (4) 所属長は、参集している職員を把握して総務課職員・人権政策担当主幹へ報告すること。
(退庁させた職員についてもその旨報告する。)
- (5) 総務課職員・人権政策担当主幹は、災害対策本部設置に備えて職員全体の参集状況を把握すること。
- (6) 職員は、精機の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機すること。
- (7) 職員は、勤務場所を離れる場合には所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。
- (8) 職員は、自らの言動で町民に不安や誤解を与えないよう、細心の注意をすること。

■ 役場庁舎の安全確認について

1. 目的 災害対策本部として使用できるか否か確認すること。
2. 報告先 総務課秘書・総務・検査担当
3. 点検者
 - (1) 勤務時間内 政策財政課の職員が行う。
 - (2) 勤務時間外 最初に参集した職員2人及び警備員で行う。
その時、必ず1名は宿直室又は安全が確保できる場所で待機する。
4. 点検事項
 - (1) 庁舎周辺の地盤の陥没や沈下の状況の点検
 - (2) 建物の亀裂、欠落、傾きの点検
 - (3) 庁舎南側のプロパンガスの状況点検
 - (4) 各階の漏電の点検（漏電ブレーカーの点検）
 - (5) 各階の漏水の点検（屋上高架水槽の点検）
 - (6) 各階の排水の点検
 - (7) 非常用発電機の点検（庁舎南側・地下一階の機械室）
5. 点検時の注意事項
 - (1) 入室の場合、ヘルメット、軍手を使用すること。
 - (2) 夜間入室の場合、ろうそくは使用しないこと。
 - (3) 懐中電灯、ヘッドライト等は、入室の前にスイッチを入れ、入室後はスイッチを操作しないこと。
 - (4) ガラスの破片等に注意すること。
 - (5) 障害物を取り除き、通路の確保をすること。
6. 点検終了後
 - (1) 各課の事務所については、その所属長の指示のもと、職員が安全確認を行うこと。
 - (2) 事務所の被害状況を調査すること。
 - (3) 会議室、地下室、屋上等の安全確認を行うこと。
7. その他留意事項
 - (1) 二次被害のおそれがあるので慎重に行動すること。
 - (2) 必ず二人一組で落ち着いて行動すること。

■ 情報収集・伝達の基本的な流れについて

災害対策活動における情報収集・伝達の基本的な流れは、概ね下記のとおりです。



■ 概括情報収集について

災害発生の初期段階においては、災害の全体像を把握し、緊急に対策を要する地区が「どこ」であり、「どんな」対策を最優先すべきか、迅速に決定し、実行することが要求されます。そして、このことが防災対策の成否を握るとともに町民の生命、身体及び財産の保護という使命を遂行するうえで極めて重要です。

そのためには、あらゆる通信連絡手段を活用し、情報の収集を図ることが前提条件となります。

しかしながら、最悪の場合には、有線電話等の途絶も想定されます。

以上のことを踏まえて、職員が各地域を巡回し、情報収集を行うこととします。

なお、手順については、下記のとおりです。

1. 時 期 災害発生直後（初期時）
2. 状 況
 - (1) 被害の状況から災害対策本部の設置が見込まれる。
 - (2) 職員が10人以上参集している。
3. 対 応
 - (1) 対応は、原則として各課等協力にて行う。
 - (2) 参集者内に防災業務の指揮・命令をする人がいない場合は、職務上の最上位の人が行う。
 - (3) 携行品としては次のものを持参する。
 - ①都市計画図、地震ハザードマップ、住宅地図
 - ②概括情報収集票（様式第1号）、筆記用具
 - ③デジタルカメラ
 - ④携帯用防災無線（可搬局）
 - (4) 情報収集については、次のとおり3班編成（3名1組）し、順次出動する。

班名	コ ー ス 名
1 班	鳩山ニュータウン地区
2 班	亀井地区
3 班	今宿地区

- (5) 情報収集時間については、2時間を目安に迅速に行うこと。
- (6) 各地域に、町との連携を図るため、災害情報連絡委員が定められているので当該委員に協力を求めること。
- (7) 情報収集の際に被災者から救助を求められた場合、人命に関わるものについては可能な範囲で行い、それ以外については下記のように対応していくこと。

【応対例】 私たちは、初期情報の収集班です。本部に連絡しますので、応急救助の担当班が来るまで、申し訳ありませんが、お待ちください。

- (8) 緊急を要する情報の連絡は、防災行政無線により逐次行う。基地局が使用困難な場合には、携帯用防災無線（可搬局）を基地局として使用する。

様式第2号(町)

地域被害連絡票

緊急欄					
報告日時		年 月 日 午前・午後 時 分			
報告者名					
調査地区		鳩山町			
人的被害	死傷者	死者 負傷者	人 人	救助・救援の状況	要 否
	死傷者氏名	死者名 重傷者名 軽傷者名 行方不明者名			
物的被害	住 家	全壊(全焼) 半壊(半焼)	棟 棟	火災発生中	棟
	非住家	全壊(全焼) 半壊(半焼)	棟 棟	火災発生中	棟
機能被害	電 気	停電	戸	電 気 柱	倒壊本数 本
	電 話	不通	戸	電 話 柱	倒壊本数 本
	水 道	断水	戸	漏水箇所	箇所
	下 水 道	不能	戸	破損箇所	箇所
	ガ ス	不能	戸	破損箇所	箇所
	交 通	通行不能道路区間		から	まで
	通 信	固定系防災無線柱		場所(使用可能・不能)	
公共施設の状況	施設名				
	建物の状況				
	避難人数	総数	人・負傷者	人・死者	人
	職 員	人 地域ボランティア			人
	必要緊急物資				
備考					

様式第3号(町)

被害情報受理票

緊急欄						
報告日時		年 月 日 午前・午後 時 分				
報告者名						
調査地区		鳩山町				
人的被害	死傷者	死者 負傷者	人 人	救助・救援の状況	要 否	
	死傷者氏名	死者名 重傷者名 軽傷者名 行方不明者名				
物的被害	住 家	全壊(全焼) 半壊(半焼)	棟 棟	火災発生中	棟	
	非住家	全壊(全焼) 半壊(半焼)	棟 棟	火災発生中	棟	
機能被害	電 気	停電	戸	電気柱	倒壊本数 本	
	電 話	不通	戸	電話柱	倒壊本数 本	
	水 道	断水	戸	漏水箇所	箇所	
	下 水 道	不能	戸	破損箇所	箇所	
	ガ ス	不能	戸	破損箇所	箇所	
	交 通	通行不能道路区間		から まで		
	通 信	固定系防災無線柱		場所 (使用可能・不能)		
田畑被害	田	流出・埋没 冠水	流出 ha 冠水 ha	埋没 ha	ha	
	畑	流出・埋没 冠水	流出 ha 冠水 ha	埋没 ha	ha	
公共施設 の状況	施設名					
	建物の状況					
	避難人数		総数	人・負傷者	人・死者	人
	職員		人 地域ボランティア 人			
	必要緊急物資					
備考						

■ 応急救助について

災害発生直後においては、前述したように第一に初動体制の組織として情報収集班が編成されます。第二に人命を最優先する観点に立って、応急救助班が編成されます。その事務は、概ね下記のとおりです。

1. 班編成は、原則として各課協力によって行い4名1組の応急救助班を編成する。
2. 応急救助班は、防災備蓄倉庫から必要な資機材を調達すること。
3. 応急救助班は、情報収集班によって得られた情報に基づき、倒壊家屋の多い地域から直ちに応急救助を実施すること。
4. 応急救助班は、現地に到着後、自主防災組織（又は付近の住民）の協力を得て被災者の応急救助活動に従事すること。
5. 応急救助班は、作業に当たっては、作業着、ヘルメット、軍手、長靴、ヘッドライト等を着用し、二次被害の防止に努めること。
6. 応急救助班は、自主防災組織に、次のとおり応急救助の手順を説明するとともに作業を行うこと。
 - (1) 倒壊家屋ごとに声をかけ、反応を注意深く見守ること。
 - (2) 何らかの反応があれば、救出作業を開始する。
 - (3) 倒壊家屋の状況を調査し、立ち入れるか否かを判断すること。
 - (4) 電気のブレーカーを切ること。
 - (5) ガスの元栓を閉めること。
 - (6) 家族全員を救出した後は、「救出済」の表示を分かりやすいところに掲示すること。
7. 応急救助班は、班のみでは対処できないと判断したときは、本部設置班に次の事項を連絡すること。
 - (1) 救出に必要な要員数
 - (2) 救出に必要な資機材及び数量
 - (3) 救出に必要な重機及び数量
8. 応急救助班は、救助の状況・負傷者の状況等を本部設置班に連絡すること。
9. 本部設置班（まちづくり推進課などの職員。以下同じ。）は、重機の要請を受けた場合は、町内建設業者へ協力要請すること。
10. 本部設置班は、情報収集班及び応急救助班によって得られた情報に基づき必要な重機及び数量を算出し、町で調達できないと判断した場合は、本町への道路通行可能性を調査の上、協定市町村等へ応援要請を行うこと。

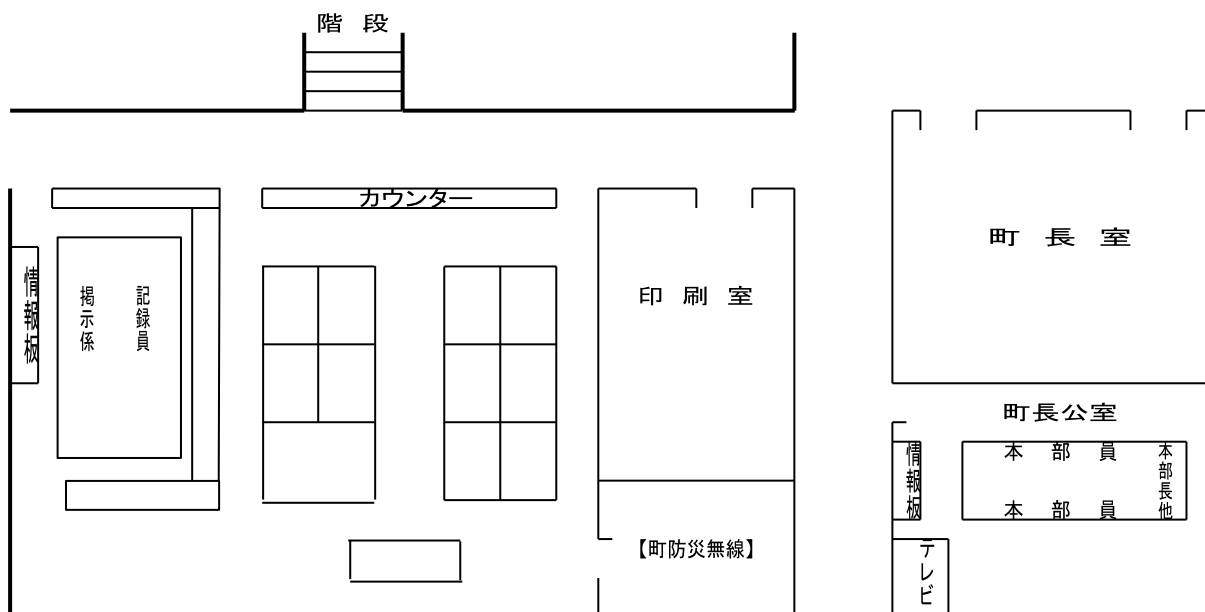
■ 防災組織配備基準について

本マニュアルについては、今まで述べたように震度5強以上の地震等の大規模災害を想定しています。このことを踏まえて、「職員の参集基準について」等のマニュアルを作成してきました。なお、町の地域防災計画における防災組織配備基準は、下記のように体系づけられています。

配備区分	配備基準	活動内容	配備対象職員
待機体制	<ul style="list-style-type: none"> 原則として町内に震度4の地震が発生した場合（自動発令） 気象警報・注意報が発表され、被害が発生するおそれがある場合 台風の接近等が予想される場合 町長が必要と認めた場合 	情報収集を行い得る体制	（必要に応じ参集） <ul style="list-style-type: none"> 総務課（防災担当者） 各課等の長が必要と認めた職員
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> 原則として町内に震度5弱の地震が発生し被害が予測される場合（自動発令） 災害の発生が予測される場合（台風直撃等） 町長が必要と認めた場合 	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	（自主参集） <ul style="list-style-type: none"> 各課局長以上の者 総務課（1/2程度） 各課等の長が必要と認めた職員
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 原則として町内に震度5強の地震が発生した場合（自動発令） 規模の大きい災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合 規模の大きい災害の発生が予想される場合 町長が必要と認めた場合 	災害状況の調査、災害応急対策業務及び非常体制の実施に備えて活動する体制	（自主参集） <ul style="list-style-type: none"> 各課局長以上の者 総務課（全員） 第1配備職員（1/2程度） 第2配備職員（全員）
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 原則として町内に震度6弱以上の地震が発生した場合（自動発令） 激甚な災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合 激甚な災害の発生が予想される場合 町内に気象等に関する特別警報が発表された場合 町長が必要と認めた場合 	組織及び機能の全てを挙げて活動する体制	（自主参集） <ul style="list-style-type: none"> 全職員

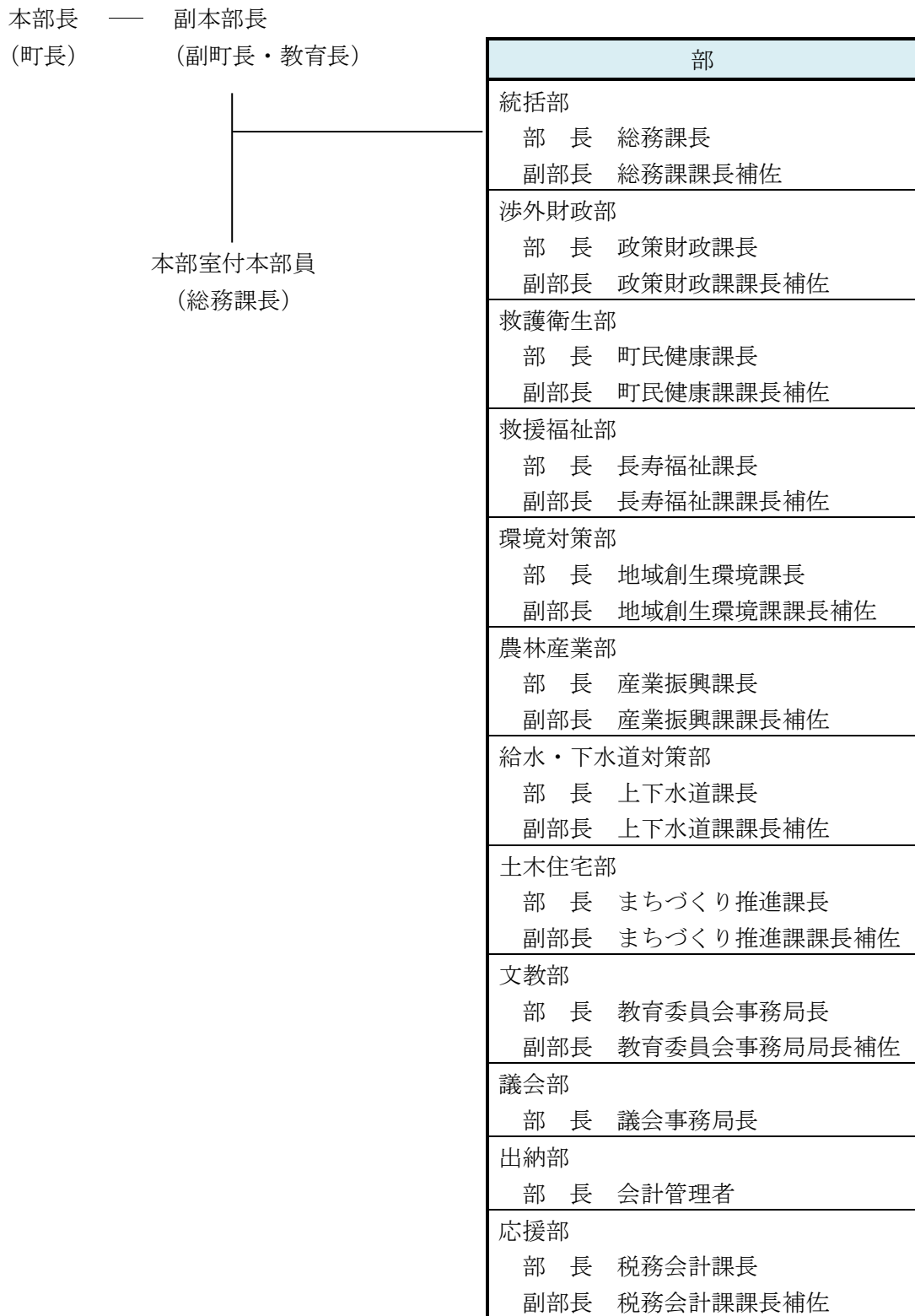
鳩山町災害対策本部レイアウト

(庁舎2階総務課の場合)



■ 災害対策本部の組織

本部長（町長）、副本部長（副町長等）及びその下に設置される各部から構成されます。



■ 町の主要な応急対策活動について

町の応急対策活動は概ね次の項目とし、優先順位については、災害対策本部で決定します。

町の応急対策活動		地域	関係機関
1	情報収集 ・ 情報班編成 ・ 被害調査	・ 地域災害情報連絡委員 ・ 地域被害連絡票	・ 発生報告 ・ 経過報告 ・ 被害状況報告 ・ 活動状況報告 ・ その他
2	被災者救護、救助 ・ 救護、救助班編成 ・ 関係機関等協力要請	・ 応急救護、救助	・ 状況報告、措置依頼 ・ 関係団体等協定
3	避難所開設 ・ 開設の決定、広報 ・ 必要物資の搬送	・ 避難所への誘導 ・ 避難所の秩序維持	・ 状況報告、措置依頼
4	障害物の除去	・ 情報提供 ・ 除去協力	・ 状況報告、措置依頼 ・ 関係団体等協定
5	飲料水の供給 ・ 拠点給水 ・ 水道施設の復旧	・ 運搬等の協力	・ 状況報告、措置依頼
6	食品の給与、炊き出し ・ 備蓄食料の搬送、給与 ・ 拠点炊き出し、食料調達	・ 地域相互協力 ・ 物資の配給 ・ 地域炊き出し	・ 状況報告、措置依頼 ・ 関係団体等協定
7	生活必需品の給与 ・ 生活必需品の調達、給与	・ 地域相互協力 ・ 物資の配給	・ 状況報告、措置依頼 ・ 関係団体等協定
8	行方不明者の搜索	・ 情報提供 ・ 搜索協力	・ 状況報告、措置依頼 ・ 関係団体等協定
9	住宅の応急修理	・ 地域相互協力	・ 状況報告、措置依頼 ・ 関係団体等協定
10	学用品の給与		・ 状況報告、措置依頼

■ 災害対策本部の組織及び事務分掌

部名	部長	班 (班の要員)	主な分掌事務
統括部	総務課長	統括班 (総務課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集に関すること。 2 災害対策本部の設置、運営に関すること。 3 本部長の指令の伝達に関すること。 4 国及び県への要請並びに調整に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 被災者生活再建支援法、県・市町村被災者安心支援制度に関すること。 7 帰宅困難者対策に関すること。 8 災害救助資源（各部において所掌するものを除く。）の配分及び供給に関すること。
		総務班 (総務課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内の各地域団体との情報交換及び地域団体活動の協力に関すること。 2 議会との連絡に関すること。 3 職員の健康等に関すること。 4 鉄道、電話、電気、ガス等の指定公共機関との連絡に関すること。
		受援班 (総務課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 受援に関する状況把握・取りまとめに関すること。 2 資源の調達・管理に関すること。 3 庁内調整に関すること。 4 調整会議の開催に関すること。 5 応援職員の支援に関すること。
		調査班 (総務課職員) (税務会計課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿の作成に関すること。 2 罹災証明書の発行に関すること。 3 災害に伴う税の徴収猶予・減免措置に関すること。
		秘書班 (総務課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 視察者及び見舞者の応接に関すること。 3 被災地の視察に関すること。
涉外財政部	政策財政課長	財政班 (政策財政課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害等対策予算に関すること。 2 義援金等の受入れ、配分計画に関すること。 3 国及び県への要望に関すること。 4 その他涉外財政に関すること。
		広報広聴班 (総務課職員) (政策財政課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害等に関する広報全般に関すること。 2 インターネット等による情報発信に関すること。
		公共施設班 (政策財政課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 町有施設の維持管理に関すること。 3 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること。

		輸送班 (政策財政課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人員及び物資の輸送等のための車両等調達に関すること。 2 車両の配車計画に関すること。 3 車両の燃料確保に関すること。
救護衛生部	町民健康課長	医療救護班 (町民健康課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療・助産に関すること。 2 医療救護班の編成、派遣に関すること。 3 医薬品等の確保、供給に関すること。 4 医療機関との連絡及び調整に関すること。 5 その他医療に関すること。
		衛生班 (町民健康課職員) (地域創生環境課職員) (上下水道課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫・保健衛生に関すること。 2 埋・火葬の調整に関すること。 3 飲料水・食料の衛生管理に関すること。 4 動物愛護、猛獣対策に関すること。 5 避難所等における衛生保持に関すること。
救援福祉部	長寿福祉課長	福祉班 (長寿福祉課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害ボランティアに関すること。 3 災害時等の要配慮者対策に関すること。 4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 5 その他救援に関すること。
		生活班 (町民健康課職員) (長寿福祉課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品の調達、給与及び貸与に関すること。 2 避難所及び避難所外生活者の調査及び確認に関すること。 3 被災者の相談に関すること。
環境対策部	地域創生環境課長	災害廃棄物処理班 (地域創生環境課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の処理に関すること。 2 処理施設の被害調査に関すること。
		環境班 (地域創生環境課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水質汚濁対策に関すること。 2 その他環境保全対策に関すること。
農林産業部	産業振興課長	食料物資班 (産業振興課職員) (教育委員会事務局(給食センター)職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料その他の物資(生活必需品を除く。)の調達に関すること。 2 炊出しに関すること。
		農林班 (産業振興課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業用施設等の災害対策に関すること。 2 被災農林業者の支援に関すること。
		商工観光班 (産業振興課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関すること。 2 商工業関係の被災者への融資のあっせんに関すること。
給水・下水道対策部	上下水道課長	給水班 (上下水道課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保、供給に関すること。 2 飲料水輸送用の容器の整備に関すること。
		施設班 (上下水道課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の応急対策に関すること。 2 下水道施設の応急対策に関すること。
土木住宅部	まちづくり推進課長	土木班 (まちづくり推進課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう等の応急対策に関すること。 2 緊急輸送道路等の啓開に関すること。 3 河川の応急対策に関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> 4 水防活動に関すること。 5 土砂災害防止に関すること。 6 公共土木施設の災害復旧に関すること。 7 その他応急復旧に関すること。
		住宅班 (まちづくり推進課職員)	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急住宅の供給に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定に関すること。 3 被災住宅における応急修理及び障害物除去支援に関すること。 4 公園の利用に関すること。 5 市街地復興に関すること。 6 その他住宅対策に関すること。
文教部	教育委員会事務局長	施設班 (教育委員会事務局職員)	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育施設の応急復旧に関すること。 2 教育施設の確保、提供に関すること。 3 文化財の保護に関すること。
		教育班 (教育委員会事務局職員)	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関すること。 2 学用品の確保、調達に関すること。 3 応急教育の実施に関すること。 4 その他教育に関すること。
議会部	議会事務局長	議会班 (議会事務局職員)	<ul style="list-style-type: none"> 1 議会に関すること。
出納部	会計管理者	出納班 (税務会計課職員)	<ul style="list-style-type: none"> 1 義援金等の受領、保管等に関すること。
応援部	税務会計課長	応援班 (各課局職員)	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、食料等の調達輸送、飲料水の確保提供など緊急に実施が必要かつ多くの人員が必要な場合において、各部の業務に優先する応援部を組織すること。 2 応援部が行っていた業務の各部への引き継ぎに関すること。 3 応援部の解散に関すること。
各部共通	関係各課局長	(関係各課局職員)	<ul style="list-style-type: none"> 1 他の自治体等からの応援の受入れに関すること。 2 災害時応援協定締結事業者への支援要請等に関すること。

■ 情報の収集・整理について

情報収集については、第一次的には11ページで記述したように、情報収集班が出動することにより活動が開始されます。また、役場庁舎においては、災害対策本部を迅速に立ち上げることが要求されます。

大規模災害が発生すると、災害状況を正確かつ迅速に把握することが極めて重要です。したがって、初動体制においては積極的に情報収集班、応急救助班、関係機関及び各地域から情報収集に努めることが必要です。

さらに、得られた情報の一元管理、情報の共有化、情報の更新を常に行うことが必要になります。

災害対策本部が設置されると、以後の情報収集の事務については下記により行うこととなります。

1. 統括部長は、情報収集の事務を統括すること。
2. 統括班長は、次の事務を行うこと。
 - (1) 地震動の強さ、震度分布、台風経路等に関する情報をテレビ、ラジオ、キキクル等により収集すること。
 - (2) 熊谷地方気象台から気象状況の情報を収集すること。
 - (3) 各種災害情報を調整すること。
3. 調査班長は、次の事務を行うこと。
 - (1) 自主参集した職員から情報を収集すること。
 - (2) 初動体制時に組織された情報収集班を指揮し、初期情報のうち、特に次の情報を収集すること。
 - ・各地域の倒壊家屋等の棟数及び場所
 - ・火災の発生件数及び発生場所
 - (3) 3名1組とする調査班を編成すること。
 - (4) 情報収集班によって得られた情報を基に被害甚大な地域を対象として、調査班を出動させること。
 - (5) 概括情報収集票（様式第1号(町)）により調査させること。
 - (6) 自主防災組織が報告するときは、地域被害連絡票（様式第2号）に基づき連絡するよう指導協力を依頼すること。
4. 公共施設班長は、公共施設の被害調査を行うこと。

次に、収集した情報の共有化と更新の手順は、下記のとおりです。

1. 統括部長は、情報を整理し情報の共有化を図ること。
2. 調査班長及び公共施設班長は、随時、統括班長へ収集した情報を報告すること。

3. 統括班長は、次の事務を行うこと。
- (1) 都市計画図、地震ハザードマップ、住宅地図等を一箇所に集めること。
 - (2) 収集した情報（被災箇所、被災状況）を整理して地図に記入すること。
 - (3) 上記作業により災害対策マップを作成し、迅速に被害状況の把握に努めること。
 - (4) 共有情報の追加・更新については、適切に処理すること。

様式第1号

発生速報

鳩山町

日	時	分	受信	発信者	受信者
1 被害発生	自	月	日	時	分
	至	月	日	時	分
2 被害場所					
3 被害程度					
4 災害に対する措置					
5 その他必要事項					

「注」 内容は簡単に要を得たものとする。

様式第2号

経過速報

鳩山町

災害の種別		発生地域		発信者	受信者				
被害報告		月 日		時 分		現在			
報告区分		発生		経過					
区 分		被 害		区 分		被 害			
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失	埋没	
	行方不明者	人			冠	水 ha			
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没 ha	流失	埋没
		軽傷	人			冠	水 ha		
住家被害	全壊 (焼)	棟		その他被害	道路被害	決壊	壊	箇所	
		世帯			冠	水	箇所		
		人			文教施設	箇所			
	半壊 (焼)	棟			病院	箇所			
		世帯			橋りょう	箇所			
		人			河川	箇所			
	一部損壊	棟			砂防	箇所			
		世帯			清掃施設	箇所			
		人			崖くずれ	箇所			
	床上浸水	棟			鉄道不通	箇所			
		世帯			被害船舶	隻			
		人			水道	戸			
		人			電話	回線			
	床下浸水	棟			電気	戸			
世帯			ガス	戸					
人			ブロック塀	箇所					
人			その他	箇所					
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		り災世帯数	世帯			
		半壊(焼)	棟		り災者数	人			
	その他	全壊(焼)	棟		火災発生	建物	棟		
		半壊(焼)	棟			危険物	件		
					その他	件			
災害に対してとられた措置									
(1) 災害対策本部設置の状況		日		時		分		設置	
(2) 町のとった主な応急処置の状況									
(3) 応援要請又は職員派遣の状況									
(4) 災害救助法適用の状況									
(5) 避難命令・勧告の状況									
				市町村		地区数			
				人員		人			
(6) 消防機関の活動状況									
ア 出動人員		消防職員		名					
		消防団員		名					
		合計		名					
イ 主な活動内容（使用した機材も含む。）									

様式第3号

被害状況調査

鳩山町

災害の種別		発生地域	
被害報告	月	日	時 分 現在
報告区分	確	定	

区		分		被		害		区		分		被		害		
人的被害	死者	人						田畑被害	田	流失・埋没 ha		流失		埋没		
	行方不明者	人								冠	水 ha					
	負傷者	重傷	人						畑	流失・埋没 ha		流失		埋没		
		軽傷	人							冠	水 ha					
住家被害	全壊 (焼)	棟						道路被害	土砂流入		箇所					
		世帯							冠		水		箇所			
		人									文教施設		箇所			
	半壊 (焼)	棟						その他被害	病院		箇所					
		世帯							橋りょう		箇所					
		人							河川		箇所					
	一部損壊	棟							砂防		箇所					
		世帯							清掃施設		箇所					
		人							崖くずれ		箇所					
	床上浸水	棟							鉄道不通		箇所					
		世帯							被害船舶		隻					
		人							水道		戸					
									電話		回線					
	床下浸水	棟							電気		戸					
世帯						ガス			戸							
人						ブロック塀			箇所							
						その他			箇所							
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟				り災世帯数		世帯							
		半壊(焼)	棟				り災者数		人							
	その他	全壊(焼)	棟				火災発生	建物		棟						
								危険物		件						
半壊(焼)	棟							その他		件						

区 分		被 害	市 災 害 町 策 本 村 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千円			町 策 本 村 部			
農 林 水 産 施 設	千円		設 置		月	日	時
公 共 土 木 施 設	千円		解 散		月	日	時
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				月	日	時
小 計	千円				月	日	時
公共施設被害市町村数	団体		災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名				
そ の 他	農 産 被 害	千円	計	団 体			
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
				災 適 害 用 市 救 町 助 村 法 名	計		
そ の 他	千円		消 防 職 員 出 勤 延 人 数	人			
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 勤 延 人 数	人			
備 考	1. 災害発生場所 2. 災害発生年月日 3. 災害の種類概況 4. 消防機関の活動状況 5. その他（避難の勧告・指示の状況）						

■ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表（指定福祉避難所除く）

	名 称	収容人員
1	亀井小学校	120人
2	亀井農村センター	20人
3	鳩山中学校	370人
4	今宿小学校	140人
5	公民館石坂分館	40人
6	鳩山小学校	210人
7	町民体育館	390人
8	多世代活動交流センター	210人
9	今宿コミュニティセンター	140人
10	石坂集会所	20人
11	ふれあいセンター	160人
12	東京電機大学	550人
13	泉井交流体験エリア	90人
14	埼玉西武クリーンセンター	120人
	合 計	2,580人

■ 避難所の開設手順

手順	項目	留意すべき事項
1	開設のための避難所の安全確認	<ul style="list-style-type: none">・ 避難所（建物）の安全性及びその周辺の地盤陥没や沈下の状況を調査する。・ 建物の亀裂、欠落、傾き等を調査する。・ ガス管、給水管、配水管等が断裂していないか確認する。
2	電話、メール、FAX、無線等により避難所開設の旨を本部に報告	<ul style="list-style-type: none">・ 開設は、原則として本部長の指示による。・ 夜間等で大規模地震の発生時など、突発的な災害の場合には自主的に判断し、開設してよい。
3	施設の門を解錠	<ul style="list-style-type: none">・ 門、入口は大きく開けること。
4	施設の入口の解錠	<ul style="list-style-type: none">・ すでに避難者が集まっているときは、ただちに。
5	避難者の誘導	<ul style="list-style-type: none">・ 体育館や大会議室など広いスペースに誘導する。・ 避難者の不安の緩和と無用の混乱の防止を図る。・ 季節、気候を考慮して対応する。
6	避難所及び事務所を開設	<ul style="list-style-type: none">・ 避難所及び事務所の看板を掲げる。・ 避難者に対して避難所運営の責任者の所在を明らかにする。・ 避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置し、運営事項等の掲示をする。
7	避難者の受け入れ（収容スペース）を指定	<ul style="list-style-type: none">・ スペースの指定の表示方法は、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいように努める。
8	避難者名簿の作成	<ul style="list-style-type: none">・ 避難所運営のための基礎資料となることを説明する。・ 各世帯単位に記入するよう指示する。・ 避難者名簿は、できる限り早い時期に作成し、事務所内に保管するとともに、救援福祉部長へ報告すること。
9	避難所役員	<ul style="list-style-type: none">・ 避難所役員は、各地区の地域災害情報連絡委員とする。ただし、当該委員が入所していないときは、各地区で選出する。
10	班の割振り	<ul style="list-style-type: none">・ 各地区の役員が中心となり、現在の隣組組織に準じた班を組織する。

■ 避難所の運営について（I）

避難所は、災害によって自宅が被災し、自宅で生活することができなくなった人が一時的に避難生活を送る場所です。

避難所の運営は、避難所生活者や自主防災組織等が主体となり、町や各施設職員と協力して運営することとなります。

以上のことを踏まえて、**避難所運営の共通事項**を下記のように設定します。

なお、別に定める「鳩山町避難所運営マニュアル」も参照してください。

1. 避難所の生活運営について

- (1) 避難所は、町職員、学校職員、避難所役員等で運営する。
- (2) 避難所の情報・救護・給水・清掃等の役割を上記の者による合議制により総括する。
- (3) 班ごとに編成を行い、班ごとに定められた避難所での役割を決める。
- (4) 原則として、毎夜会議を開催し運営について協議する。

2. 生活空間について

- (1) 生活空間は、原則として、学校が避難所の場合は体育館とする。
- (2) その他の場合は、会議室とする。
- (3) 支障が有る場合は、災害対策本部に確認を得た後、教室等を避難場所とする。

3. 生活時間について

以下の例を参考として各避難所で定める。

時刻	内容
午前 6 時	起床
午前 7 時 午前 8 時	朝食
午前 10 時	給水
正午 午後 1 時	昼食
午後 2 時	物資配給及び情報伝達
午後 4 時	清掃
午後 6 時 午後 7 時	夕食
午後 7 時	避難所運営会議
午後 10 時	消灯

4. 町との情報、連絡について

- (1) 町職員は、本部からの情報を速やかに避難所役員に伝達する。
- (2) 避難所役員は、その情報を各班の住民に伝達する。
- (3) 避難所役員は、各班の住民の要望・苦情等のとりまとめを行い、町職員へ連絡する。
- (4) 町職員は、避難所役員からの要望等を速やかに本部に伝達する。

5. 飲料水及び食料について

- (1) 発災直後は、各町民及び各自主防災組織で対応するよう指導する。
- (2) 飲料水については、各町民に自家水の有無及び利用の可否を依頼する。
- (3) 町職員は、避難所役員に給食数のとりまとめを依頼する。

- (4) 避難所役員は、町職員に給食数を報告する。
- (5) 食料の配給に関しては、統括部統括班に連絡する。
- (6) 配給された食料についてはその都度、避難所物品受払簿に記入する。

6. 衛生管理について

- (1) 生ゴミ等腐敗しやすいものは、避難所の一定の場所を仕切り、ゴミを分別管理する。
- (2) 簡易トイレ等の確保については、災害対策本部に確認をとる。
- (3) 必要により、ドラム缶等による簡易風呂の設置を検討する。
- (4) ペットの持込みがある場合は、別のスペースの確保を検討する。

7. 建物への立入禁止措置について

- (1) 学校が避難所として開設されている場合、原則として教室への立入りを禁止する。
- (2) 損壊建物については、立入りを禁止する。

8. 暖房器具の使用制限について

- (1) 火気は、避難所内では危険性が高いので、使用を制限する。
- (2) 電気器具は、安全が確認されるまでの間、使用を禁止する。

9. 医療の基本方針について

- (1) 軽症者については、避難所での救護活動により対応する。
- (2) 学校が避難場所の場合、保健室を利用する。
- (3) 基本的には、町民それぞれが応急手当の知識と処置を習得する必要がある。
例えば、骨折の場合、患部を固定させる。
切創の場合、止血させるなど。
- (4) 中症等の患者については、診療所で対応する。
- (5) 重症者については、後方医療施設へ搬送する。
 - ・後方医療施設とは、診療所では対応困難な重症者等の治療・処置を行う常設の公立病院、救急指定病院等をいう。
 - ・後方医療施設へ搬送する場合は、緊急診断所見票（3枚、P32～P34参照）に記載し、1枚目は「災害現場用」、2枚目は「搬送機関用」として、本体は「収容医療機関用」とする。

10. 運営状況の記録について

町職員は、下記のものを作成する。

- ① 避難者名簿 ※別に定める「鳩山町避難所運営マニュアル」による
- ② 避難所日誌 (P40参照)
- ③ 避難所物品受払簿 (P42参照)
- ④ 物資の給(貸)与状況 (P48参照)
- ⑤ 救援物資受領簿 (P55参照)

緊急診断所見票

(紐穴の直径は 3mm)

鳩山町

(災害現場用) -----▶ 二枚目は(搬送機関用)と記載

一枚目
(災害現場用)

二枚目
(搬送機関用)

鳩山町		(紐穴の直径は 3mm)	
(災害現場用) -----▶ 二枚目は(搬送機関用)と記載			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
緊急診断所見月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		緊急診断所見実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
緊急診断所見実施場所			
一般状態	意識	清明	覚醒している
		刺激で覚醒する	刺激しても覚醒しない
	呼吸	回/分	呼吸困難 無呼吸
	脈拍	回/分	整 不整 触知せず
血圧	/ mmHg		
緊急診断所見区分		O	I II III

1.8

6.2

16.0

11.0

緊急診断所見票

鳩山町

(収容機関用)

三枚目

(収容医療機関用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
緊急診断所見月日・時刻 月 日 AM 時 分		緊急診断所見実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

緊急診断所見実施場所

一般状態	意識	清明	覚醒している		
		刺激で覚醒する	刺激しても覚醒しない		
	呼吸	回/分	呼吸困難	無呼吸	
	脈拍	回/分	整	不整	触知せず
血圧	/		mmHg		
緊急診断所見区分		O	I	II	III

O (黒)

I (赤)

II (黄)

III (緑)

緊急診断所見票



三枚目裏面

(収容医療機関用)

特記事項（搬送・治療上特に留意すべき事項）

○（黒）

Ⅰ（赤）

Ⅱ（黄）

Ⅲ（緑）

■ 避難所の運営について（Ⅱ）

次に、避難所運営において必要に応じて対応する事項を下記のように設定します。

1. 避難者の避難先の変更手続
 - (1) 避難者が避難先を変更する場合、班長を通じて、避難所の町職員へ速やかに連絡する。
 - (2) 町職員は、避難者カードへ記載する。
2. 緊急救援物資の供給・配給について
 - (1) 町災害対策本部に連絡確認をとる。
 - (2) 避難所で受け付けた物資については、町災害対策本部に連絡をとり配給する。
 - (3) 町職員は、救援物資受領簿に記入する。
3. 屋外避難生活について
 - (1) 原則として、各世帯でテントを用意する。
 - (2) 不足する場合は、各自主防災組織のテント等を用意する。
 - (3) 自家用車の乗り入れを調整する。
4. 屋内避難生活について
 - (1) 学校等では、机等を1箇所にもとめて保管し、病人等要配慮者のための屋内の収容スペースを設ける。
 - (2) 窓ガラスには、ガムテープを貼り、飛散防止処置を施す。
5. プライバシーの保護について
家族単位で居住場所を区分し、むやみに他人の場所に立ち入らぬように指示する。
6. 避難行動要支援者の介護について
 - (1) 介護は家族が行うものとし、要介護者の方は、予め避難所内事務所に届け出をする。
 - (2) 介護者が不足する場合は、避難所内の人材から適任者（看護師経験者等）に交代で介護をお願いする。
7. 教室等の開放について
要配慮者（妊産婦、乳児、病人、負傷者、障がい者、高齢者等）を優先する。
8. 死体安置所の確保について
避難所で亡くなられた方を、天幕等を張った一定の場所で安置するとともに、救護衛生部衛生班に報告する。
9. 行方不明者の捜索、救出について
避難者の協力を得て、救護衛生部衛生班と連携を図りながら早急を実施する。
10. 避難所の誘導について
被災者に町指定の避難所へ移動するよう誘導する。

11. ボランティアについて

- (1) 各地区の地域ボランティアを確認し、協力を依頼する。
- (2) 一般のボランティアの受入れについては、避難所責任者の指示を受ける。
- (3) ボランティアセンターの運営は、社会福祉協議会が行う。

■ 避難所からの連絡について

避難所から災害対策本部への連絡については、下記のとおりです。

1. 情報連絡担当

情報連絡担当者は、町職員とする。ただし、町職員が対応できない場合、地域災害情報連絡委員の代表委員又は避難所役員が行う。

2. 情報連絡担当者の職務

電話による交信ができない場合は、避難所において収集した情報を自転車、バイクを使い本部に連絡する。また、本部からの指示、情報を避難所に伝える。

3. 連絡内容

別表のとおりとする。

4. 連絡の回数

定時 午前10時、午後4時の2回

臨時 傷病人の発見等、特別の事情がある場合、その都度必要に応じて連絡する。

5. その他

携帯電話の借用及びアマチュア無線の活用等も考慮しておく。

別表

連 絡 票	
避難所名 _____	
発信者氏名 _____	受信者氏名 _____
発信日時	年 月 日 午前・午後 時 分 発
受信日時	年 月 日 午前・午後 時 分 着
報告事項	報告内容
① 火災の発生状況	
② 至急応答要請	
③ 避難所の状況	
④ 避難者数	
⑤ 負傷者数	
⑥ 付近の状況 (被害状況票)	
⑦ 要請品目 (食料、物資等)	
⑧ その他	

避難所日誌

年 月 日 天候 ()

避難所名	責任者名	記入者	部 班		報告時刻	月 日 時	No.	
			氏名					
避難収容人員	人	左記の内訳	大人	人	男女別	男	人、女	備考
			小人	人	内 訳	男	人、女	
【避難所の状況】			【必要な措置】					
①周囲の災害危険性			①二次避難					
②施設の被害及び応急復旧状況			②応急復旧要請					
③避難者の状況			③医療救護					
④衛生状況			④消毒					
⑤物資の供給状況			⑤食料・物資の供給					
⑥その他								

- (注1) 最初の日誌には、避難所開設日時を明記すること。
(注2) 日毎に作成すること。
(注3) 「必要な措置」欄において、措置済みのものは「(済)」と記入すること。

物品（ ）受払簿

災害対策本部用

避難所名	数量	請求月日	配給数量	配給月日	取扱者	在庫数	備考欄

避難所物品受払簿

避難所名 _____

整理 番号	物品名	請求 数量	請求月日	受領月日	受領 数量	配給 数量	取扱者	備考欄

※ 留意事項

- 1 避難所において、救援物資を受領した場合、備考欄にその旨記入すること。
- 2 備考欄には、救援物資受領簿の整理番号も記入すること。

■ 障害物の除去について

1. 障害物の除去に関する事務は、土木住宅部土木班が担当する。
2. 土木住宅部長は、統括班長の下に一元管理されている情報に基づき障害物の除去を開始すること。
3. 土木班は、鳩山町全図（縮尺 1/10,000）等に得られた情報を記載する。
4. 町内の建設業者へ障害物の除去について、協力要請を行うこと。この場合において、応急救助と競合する場合は、応急救助を優先する。
5. 道路等が通行不能又は危険な場合、統括部と連携して広報・通行止め等の表示を行い安全対策に万全を期すること。
6. 通行止めにした道路については、迂回路等を表示すること。
7. 橋りょう等の点検については、細心の調査をすること。
8. 隣接市町へのアクセス道路の交通状況を調査すること。

■ 飲料水の供給について

1. 給水・下水道対策部長は、統括部統括班長の下に一元管理されている情報を把握し、適宜給水業務等の状況を統括班長に報告するとともに連絡を密にすること。
2. 給水・下水道対策部施設班は主要な各水道施設の状況を調査・確認すること。
 - ①取水位（池田系及び高台寺系）
 - ②導水管
 - ③浄水場（池田浄水場及び高台寺浄水場）
 - ④送水管
 - ⑤配水場（上沢配水場、大平配水池、鳩山町配水場）
 - ⑥配水管
3. 施設に立ち入るときは、必ず2人1組とし、「役場庁舎の安全確認について」を参照すること。
4. 施設の故障を早期に発見し、修繕に努めること。
5. 県吉見浄水場に送水状況等を確認すること。
6. 給水部給水班は、施設班と連絡をとり拠点給水に備えること。
7. 水源は、上沢配水場及び鳩山町配水場とする。
8. 給水班は、水源における飲料水調達を主に担当する。
9. 給水拠点は各避難所とする。
10. 給水方法は、下記の所在地に常備してあるポリタンク及び給水タンクを使用して行う。
 - ①ポリタンク 高台寺浄水場跡地及び鳩山町配水場
 - ②給水タンク 高台寺浄水場跡地
11. 給水拠点への飲料水の輸送は、協力部及び下記の班と連携して行うこと。
 - ①統括部総務班
 - ②農林産業部食料物資班
 - ③文教部施設班
12. 町内の指定水道工事店を招集し、施設の復旧業務と給水業務に協力要請すること。

■ 食品の給与・炊き出しについて

1. 食料物資部長は、統括部統括班長の下に管理されている情報を把握すること。
2. 農林産業部食料物資班長は、具体的な連絡調整を行うこと。
3. 炊き出し場所は下記のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	炊き出し能力
学校給食センター	楓ヶ丘四丁目 30 番 1 号	296-0311	1,800 食
今宿コミュニティセンター	赤沼 2601	298-1115	200 食
亀井農村センター	須江 190-1	296-0515	90 食
泉井交流体験エリア	泉井 524-1	298-8899	90 食
公民館石坂分館	石坂 875-17	296-0676	60 食
農村活性化施設	赤沼 1427-1	296-7410	120 食
合 計			2,360 食

4. 食料の調達をする場合、次の事項に留意すること。
 - ①食料備蓄品の種類及び数量（災害備蓄品一覧表参照のこと）
 - ②必要な種類及び数量
 - ③輸送車輛の確保
5. 主要食料の調達先は以下のとおりである。

調達先	所在地	電話番号	責任者	備考
埼玉中央農協鳩山支店	熊井 2031-1	296-1255	支店長	米穀
鳩山町商工会	赤沼 2607-3	296-0591	会長	副食

6. 食品の配分は次のとおりとする。

施設名	配分先	車両	備考
学校給食センター 今宿コミュニティセンター	亀井小学校体育館 鳩山中学校体育館 今宿小学校体育館 町民体育館	給食配送車	1,500 人 (1,460 食分)
	鳩山小学校体育館 多世代活動交流センター 鳩山高等学校体育館 東京電機大学体育館	給食配送車	1,600 人 (1,750 食分)
亀井農村センター	同左		50 人(90 食)
泉井交流体験エリア	亀井小学校体育館		
公民館石坂分館	同左		80 人(60 食)
農村活性化施設	鳩山中学校体育館		

7. 統括部受援班は、炊き出しが実施できないときは、県（出先機関）に協力を要請すること。
8. 統括部統括班及び情報総務班は、自主防災組織への情報提供、協力依頼を行うこと。

■ 生活必需品の給（貸）与について

1. 生活必需品の給（貸）与に関する事務は、救助衛生部救助班が担当する。
2. 統括部統括班長は、各避難所から報告される避難所物品受払簿を集計し、生活必需品の種類及び数量を災害対策本部長へ報告すること。
3. 救援福祉部長は、備蓄一覧表により生活必需品の種類、数量を確認し、車両の手配及び人員の確保を図ること。
4. 救援福祉部長は、災害対策本部長からの指示（次頁参照）に基づき給（貸）与を開始する。
5. 救援福祉部長は、物資が不足する場合は、統括部受援班を通じて商工会、災害協定締結先等へ協力要請し更に不足する場合は、他市町村又は県へ物資の調達依頼をする。
6. 生活班は、防災備蓄倉庫から生活必需品を速やかに搬出すること。
7. 生活必需品の配分先は、各避難所とする。
8. 輸送車両は、原則として、ワゴン車を使用する。
9. 生活班は、生活必需品の調達を主に担当し、その輸送及び供給は、下記の部と連携して行うこと。
統括部統括班、受援班
農林産業部食料物資班

生活必需品の給（貸）与指示書

年 月 日 時 分 指示

物資の品名	数量	調達方法		備考
		防災備蓄倉庫	借り上げ先	
① 寝具	毛布			
② 外衣				
③ 肌着				
④ 身周り品				
⑤ 炊事用具				
⑥ 食器				
⑦ 日用品	生理用品			
	紙おむつ			
	歯磨きセット			
⑧ 光熱材料	薪			

※ 留意事項

借り上げ先には、商工会、他市町村名又は県などと記入する。

■ 行方不明者の搜索について

1. 行方不明者の搜索に関する事務は、救援福祉部福祉班が担当する。
2. 救援福祉部長は、統括部統括班長の下に管理されている情報を把握し、被害甚大なところから搜索を開始するよう指示する。
3. 搜索の時期は、応急救助活動と同時並行的に実施する。
4. 搜索隊は、下記の者により編成する。
 - ① 警察署員
 - ② 消防署員
 - ③ 消防団員
 - ④ 調査班職員
5. 搜索に当たっては、災害救助犬の活用も考慮する。
6. 搜索時の報告は発見時に逐次行い、それ以外は2時間ごとに行う。
7. 行方不明者の報告書式は下記のとおりとする。

行方不明者発見報告書	
記入者 _____	
氏 名	
住 所	
性 別	男 女 不明
発 見 場 所	鳩山町
発 見 状 態	1. 死亡 2. 負傷（重傷・軽傷） 3. 健康
発見後の所在	

8. 死者を発見した場合は、死体の処理・埋葬マニュアルにより行う。
9. 負傷者を発見した場合は、本部（医療救護班）に連絡する。

■ 死体の処理・埋葬について

1. 死体の処理・埋葬に関する事務は、救護衛生部衛生班が担当する。
2. 死体収容所（安置所）を中央公民館に開設する。
3. 検察医による検視の後、死体の収容を行う。
4. 各死体に整理番号を附する。
5. 各死体及び遺留品について、整理・記録（次頁参照）及び写真撮影を行う。
6. 各死体の死体検案書を作成する。
7. 死体の埋・火葬許可書を作成する。
8. 死体を死体安置所から火葬場に移送する。
9. 焼骨は、遺留品とともに一時寺院等に保管を依頼する。
10. 収容した死体が多数のため、火葬場で火葬に付することができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
11. 仮埋葬した死体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、焼骨及び遺留品は、一時寺院等に保管を依頼する。
12. 上記の処理中、身元が判明次第縁故者に引き渡す。
13. 給付品は、下記のとおりとする。
 - ① 棺（付属品を含む。）
 - ② 骨壺又は骨箱
 - ③ 埋葬実費又は火葬実費

■ 住宅の応急対策について

1. 住宅の応急対策に関する事務は、土木住宅部住宅班が担当する。
2. 土木住宅部長は、統括部統括班長の下に一元管理されている情報に基づき住宅の応急対策を開始すること。
3. 住宅班は、都市計画図等に得られた情報を記載する。
4. 住宅班は、全壊、全焼、半壊、半焼等被災した家屋を詳細に現地調査する。
5. 住宅班は、住宅が全壊、全焼した者に対し、公営住宅等の入居斡旋を行うものとする。
6. 住宅班は、必要により応急仮設住宅の建設を行うものとする。
 - (1) 建設用地については、公有地を優先とする。
 - (2) 建設用地については、安全・保健衛生上適当な場所を選定する。
 - (3) 建設に当たっては、次の計画を策定すること。
 - ① 建設戸数
 - ② 建設仕様
 - ③ 建設経費
 - ④ 発注業者
7. 住宅班は、応急仮設住宅の入居審査基準を策定すること。
8. 住宅が半壊又は半焼した者に対し、居室、炊事場、トイレ等必要最小限の補修を行う。
 - ①上記の対象者は、自己の資力では応急修理を行えないものとする。
 - ②住居の状況は、現状のままでは、日常生活が営めない状況であること。
9. 町内の建設業者に応急修理の協力要請を行う。
10. 被災家屋の応急修理に関する技術指導を行う。
11. 家屋の応急危険度判定活動を遅滞無く実施するため、専門技術者の派遣要請を考慮する。
12. 被災家屋を修理するために、融資制度の利用等について相談窓口を設置する。

■ 学用品の給与について

1. 学用品の給与に関する事務は、文教部教育班が担当する。
2. 教科書の給与については、下記のとおりとする。
 - ① 各学校での教科書の被害状況を調査し、統括部統括班へ報告すること。
 - ② 教科書供給関係者と協議し、速やかに教科書の供給が行われるよう努めること。
 - ③ 教科書取次店に必要部数を連絡し、児童・生徒等への供給の便を図ること。
3. 学用品の給与については、下記のとおりとする。
 - ① 各学校での学用品の被害状況を調査し、統括部統括班へ報告すること。
 - ② 学用品供給関係者と協議し、速やかに学用品の供給が行われるよう努めること。
 - ③ 学用品調達先に必要数量を連絡し、児童・生徒等への供給の便を図ること。
4. 教科書・学用品等の輸送車両は、取次店等の車両による。
5. 教科書・学用品等の給与が終了後、速やかに統括部統括班へ報告すること。

■ 救援物資の受入れについて

1. 救援物資の受入れの事務は、統括部受援班長が行う。
2. 救援物資の集積地及び保管場所は、原則として、役場庁舎北側の屋根付き駐車場とする。ただし、交通事情等により最寄りの避難所にて受領することもできる。この場合、避難所の町職員は、直ちに災害対策本部へ連絡すること。
3. 統括部受援班長は、救援物資受領簿（次頁参照）を作成する。
4. 救援物資の仕分けについては、多大の量が予想されるので、極力ボランティアに任せる。町職員は、指示に専念すること。

注意事項

- (1) 救援物資の種類ごとに区分すること。
 - (2) 同種類の物資をさらに同じ規格に揃えることが望ましい。
 - (3) 古着は、不要であること。
 - (4) 食料品については、賞味期限、保存期限を確認すること。
5. 救援物資の配給（各避難所への振り分け）についても同様に、極力ボランティアに任せる。

注意事項

- (1) 避難所を周知すること。
 - (2) 避難所の町職員と連絡をとること。
 - (3) 救援物資が避難者数に不足するときは、公平・平等の原則で対処すること。
6. 各避難所においては、教室等を保管場所とする。
 7. 避難所においては、救援物資受領後、速やかに災害対策本部に連絡すること。

■ 無線での定時・緊急通信について

1. 定時通信

災害時において、基地局は、各避難所の携帯局及び車両搭載の移動局から町内の被害状況等の情報を収集することが主要な目的になります。しかし、多数の携帯局及び移動局から基地局へ一斉に通信が入った場合、混信を招くことが予想されます。したがって、基地局から一方的に、各携帯局及び移動局に定時通信することとします。

- ① この事務は統括部統括班が担当する。
- ② 毎日午前10時・午後3時の1日2回実施する。
- ③ 以下、例文を示します。

基 地 局 災 害 対 策 本 部	車 両 搭 載 移 動 局 携 帯 局
<p>☆午前10時の場合 こちらは、災害対策本部。 ただいまから10時の定時通信を開局します。</p> <p>3回繰り返し</p> <p>★午後3時の場合 同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各携帯局及び移動局は、常時開局し傍受のみとします。 ・必要な被害状況や生活状況及び活動指令に備えて必ずメモをとること。 ・知り得た情報は、必ず避難所の町民に連絡すること。この際、町民が不安になるような言動に十分配慮すること。

※ただし、二次災害等の可能性がある場合は、この限りでない。

2. 緊急通信

携帯局及び移動局から基地局と交信することができる場合は、避難所や町内に緊急事態が発生した場合に限ります。

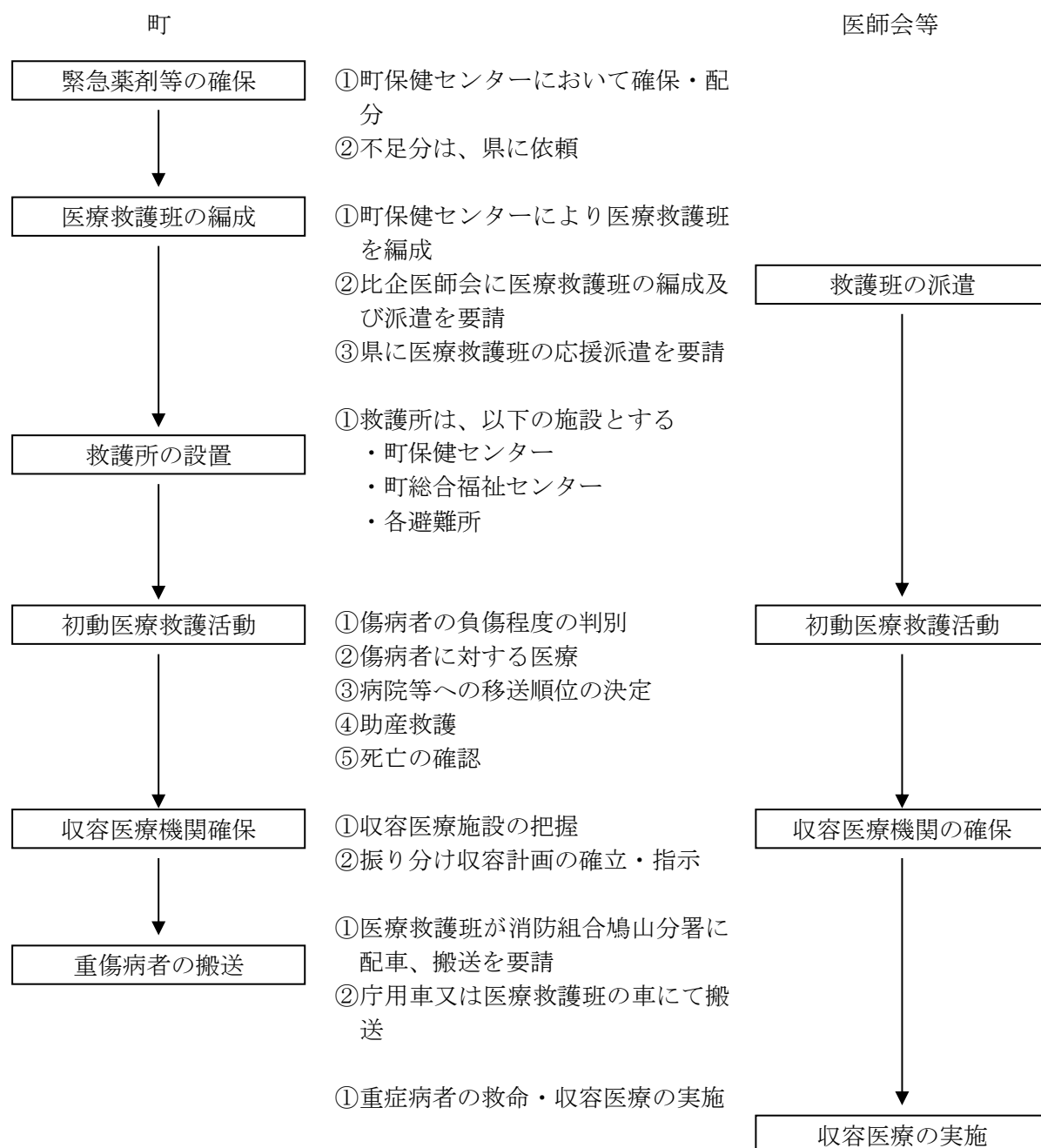
- ① 以下、例文を示します。

基 地 局 災 害 対 策 本 部	車 両 搭 載 移 動 局 携 帯 局
	<p>至急・至急 はとやま101から 災害対策本部 （応答があるまで繰り返す。）</p> <p style="text-align: right;">どうぞ</p>
<p>はとやま101 こちらは災害対策本部です。</p> <p style="text-align: right;">どうぞ</p>	
	<p>緊急連絡（文案1） 鳩ヶ丘〇-〇-〇の住宅ほか数棟が倒壊しております。救助、救出の出動を要請します。</p> <p style="text-align: right;">どうぞ</p>
<p>災害対策本部</p> <p style="text-align: right;">了解</p> <p>なお、応援部隊が到着するまでの間、安全に十分留意され、自主防災組織で</p>	

<p>全力で対応願います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
	はとやま 101 了解
	<p>至急・至急</p> <p>はとやま 101 から</p> <p>災害対策本部</p> <p style="text-align: right;">どうぞ</p> <p>(応答があるまで繰り返す。)</p>
<p>はとやま 101</p> <p>こちらは災害対策本部です。</p> <p style="text-align: right;">どうぞ</p>	
	<p>緊急連絡 (文案 2)</p> <p>鳩ヶ丘〇ー〇ー〇付近の住宅から火災が発生 しております。消防車の出動を要請します。</p> <p style="text-align: right;">どうぞ</p>
<p>災害対策本部</p> <p style="text-align: right;">了解</p> <p>なお、消防車が到着するまでの間、安 全に十分留意され、自主防災組織で消 火作業を実施願います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
	はとやま 101 了解

■ 緊急医療救護活動について

大規模な災害が発生した場合、多数の重・軽症者が一斉に特定の医療機関へ集中することが予想されます。したがって、緊急に治療を施すべき重症病者に対する緊急医療救護活動が行き届かない事態が生ずることも懸念されます。大規模地震時に際しては、被害の全体像をまず見きわめることが重要です。限られた医療施設・医療スタッフをもって、如何に最大多数の町民の生命を確保するかを第一に、全町的な医療救護活動を行う必要があります。



(資料編 2-1-1) 公共施設一覧表

令和7年4月1日現在

施設名	構造	階数	延面積 (㎡)	建築年度
役場庁舎 ^{※1}	R C造	地下1・地上3	4,356.59	S.54、H.3
東出張所	S R C造	地上3	121.00	H.6
ふれあいセンター	S R C造	地上3	1,295.20	H.5
今宿コミュニティセンター	R C造	地上2	1,171.42	H.10
多世代活動交流センター	R C造	地上3	3,951.69	S.54
コミュニティ・マルシェ	S R C造	地上1	789.74	H.6
泉井交流体験エリア ^{※2}	R C造	地上1	420.00	R.3
総合福祉センター	S R C造	地上2	1,733.88	H.6
保健センター	R C造	地下2	877.79	S.59
地域包括ケアセンター	S R C造	地上1	2,039.18	H.29
幼稚園	R C造	地上2	986.00	H.9
亀井小学校 校舎	R C造	地上2	2,270.00	S.58
〃 体育館	S造	地上2	613.00	S.53
今宿小学校 校舎	R C造	地上2	2,978.00	S.49
〃 体育館	S造	地上2	733.00	S.54
鳩山小学校 校舎	R C造	地上2	3,854.00	S.50
〃 体育館	S造	地上1	995.00	S.55
鳩山中学校 校舎	R C造	地上4	7,375.00	S.54
〃 武道場	S造	地上1	362.00	H.22
〃 体育館	S造	地上2	1,526.00	R.4
学童保育所 おしゃもじ山クラブ	W造	地上1	187.15	H.15
〃 銀河鉄道'90	W造	地上1	154.02	H.11
文化会館	R C造	地上3	1,951.00	H.3
中央公民館	R C造	地上3	1,568.00	S.50
〃 別館	S造	地上2	492.28	H.26
〃 石坂分館	W造	地上1	283.00	S.53
図書館	R C造	地上2	826.00	H.1
町民体育館	S R C造	地上2	1,991.00	H.1
給食センター	S造	地上2	795.38	H.29
埋蔵文化財センター	R C造	地上1	382.78	H.27
亀井農村センター	W造	地上1	198.00	H.27
梅沢集会所	W造	地上1	294.00	S.56
農村活性化施設	W造	地上1	416.00	H.6
上熊井農産物直売所	R C造	地上1	518.40	H.31

東京電機大学	R C 造	地上 2	3, 127. 55	S. 55
--------	-------	------	------------	-------

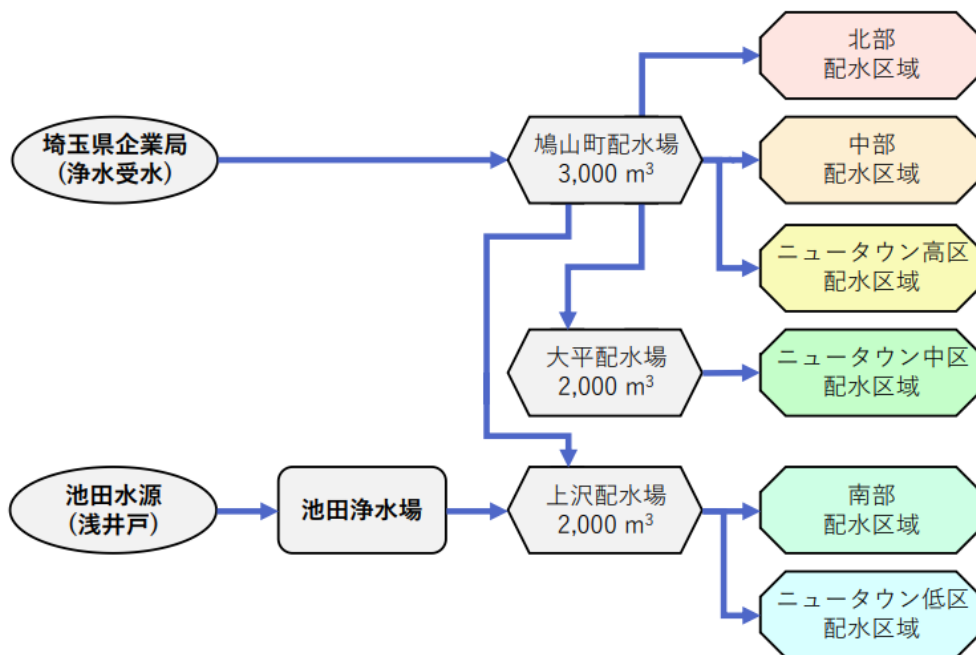
- ※1 増築庁舎を含む。
- ※2 児童交流館を含む。

(資料編 2-1-2) 給水区域と施設配置

(1) 給水区域と施設配置



(2) 配水フロー



(資料編 2-1-3) 下水処理施設一覧表

令和7年4月1日時点

中継ポンプ場	位置	敷地面積 (ha)	供用開始 年月日	計画人口 (人)	計画時間 最大 (m ³ /分)	事業計画 処理能力 (m ³ /分)	ポンプ台数 (予備)
今宿東	大字赤沼字色原	0.018	H14.3.1	1,109	0.50	2.0	2(1)
鳩山第1	大字今宿字仮宿	0.021	H2.2.1	2,722	1.22	2.0	2(1)
鳩山第2	大字赤沼字夏目台	0.074	H18.3.1	8,108	3.64	5.0	3(1)
鳩山NT第1	鳩ヶ丘	0.084	S59.4.1	2,983	1.34	4.2	4(1)
鳩山NT第2	松ヶ丘	0.017	H3.4.1	291	0.14	0.4	3(1)

(資料編 2-1-4) 農業集落排水処理施設一覧表

処理施設	1箇所(大橋・泉井地区クリーン施設)
中継ポンプ場	12箇所
加入戸数(計画戸数)	293戸(231戸)
共用開始年月日	H18.4.3

(資料編 2-2-1) 鳩山町災害対策本部条例

昭和 39 年 2 月 27 日条例第 153 号

改正

平成 24 年 9 月 13 日条例第 14 号

鳩山町災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、鳩山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。あ

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(資料編 2-2-2) 鳩山町災害対策本部条例

平成9年3月31日告示第27号

改正

平成15年3月28日告示第28号

平成30年3月30日告示第26号

令和4年2月7日告示第4号

令和5年2月8日告示第6号

令和6年2月9日告示第8号

令和8年2月27日告示第13号

鳩山町災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳩山町災害対策本部条例（昭和39年条例第153号）第4条の規定に基づき、鳩山町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第2条 全ての職員は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。

(本部の設置及び閉鎖)

第3条 本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定による鳩山町地域防災計画の定めるところにより、その必要を認めたとときに町長が設置するものとし、災害が発生するおそれが解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとときに閉鎖するものとする。

(本部長、副本部長及び本部員)

第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定めるものをもって充てる。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 町長
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副町長及び教育長
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。） 総務課長、政策財政課長、税務会計課長、町民健康課長、長寿福祉課長、地域創生環境課長、産業振興課長、まちづくり推進課長、会計管理者、上下水道課長、議会事務局長、教育委員会事務局長及び総務課課長補佐

(本部会議)

第5条 本部に、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部及び班の組織)

第6条 災害予防及び災害応急対策の事務を実施させるため、別表第1のとおり部名及び班名の欄に掲げる部及び班を置き、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるものとする。

- 2 部に部長及び副部長、班に班長を置く。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、所属職員を指揮監督し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(体制の種別及び配備区分)

第7条 災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分は、次のとおりとする。

- (1) 情報収集体制（本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制） 主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
- (2) 警戒体制（本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制） 次に掲げる配備下で活動する体制
 - ア 第1 配備 災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制
 - イ 第2 配備 災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制
- (3) 非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する体制） 次に掲げる配備下で活動する体制
 - ア 第1 配備 相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように各部長が必要と認める職員を配備して活動する体制
 - イ 第2 配備 激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能の全てをあげて活動する体制

(動員計画)

第8条 職員の動員計画については、部長に充てられる者が、前条の体制の種別及び配備区分ごとに別表第2に掲げる基準に従って、別に定めるものとする。

(非常参集)

第9条 職員は、地震その他の大規模の災害が発生した場合において、交通途絶等のため所定の配備に就くことができないときは、次の場所に参集するものとする。

- (1) 役場庁舎
- (2) 避難所

(応援の要請)

第10条 部長は、配備された職員をもっては十分に災害応急活動が実施できないと認めるときは、本部長に対して応援を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

附 則
この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この告示は、令和8年3月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

部の組織及び分掌事務

部名	部長	班 (班の要員)	主な分掌事務
統 括 部	総 務 課長	統括班 (総務課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集に関すること。 2 災害対策本部の設置、運営に関すること。 3 本部長の指令の伝達に関すること。 4 国及び県への要請並びに調整に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 被災者生活再建支援法、県・市町村被災者安心支援制度に関すること。 7 帰宅困難者対策に関すること。 8 災害救助資源（各部において所掌するものを除く。）の配分及び供給に関すること。
		総務班 (総務課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内の各地域団体との情報交換及び地域団体活動の協力に関すること。 2 議会との連絡に関すること。 3 職員の健康等に関すること。 4 鉄道、電話、電気、ガス等の指定公共機関との連絡に関すること。
		受援班 (総務課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 受援に関する状況把握・取りまとめに関すること。 2 資源の調達・管理に関すること。 3 庁内調整に関すること。 4 調整会議の開催に関すること。 5 応援職員の支援に関すること。
		調査班 (総務課職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿の作成に関すること。 2 罹災証明書の発行に関すること。

		(税務会計課職員)	3 災害に伴う税の徴収猶予・減免措置に関すること。
		秘書班 (総務課職員)	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 視察者及び見舞者の応接に関すること。 3 被災地の視察に関すること。
渉外 財政 部	政策 財政 課長	財政班 (政策財政課職員)	1 災害等対策予算に関すること。 2 義援金等の受入れ、配分計画に関すること。 3 国及び県への要望に関すること。 4 その他渉外財政に関すること。
		広報広聴班 (総務課職員) (政策財政課職員)	1 災害等に関する広報全般に関すること。 2 インターネット等による情報発信に関すること。
		公共施設班 (政策財政課職員)	1 町有施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 町有施設の維持管理に関すること。 3 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること。
		輸送班 (政策財政課職員)	1 人員及び物資の輸送等のための車両等調達に関すること。 2 車両の配車計画に関すること。 3 車両の燃料確保に関すること。
救護 衛生 部	町民 健康 課長	医療救護班 (町民健康課職員)	1 医療・助産に関すること。 2 医療救護班の編成、派遣に関すること。 3 医薬品等の確保、供給に関すること。 4 医療機関との連絡及び調整に関すること。 5 その他医療に関すること。
		衛生班 (町民健康課職員) (地域創生環境課職員) (上下水道課職員)	1 防疫・保健衛生に関すること。 2 埋・火葬の調整に関すること。 3 飲料水・食料の衛生管理に関すること。 4 動物愛護、猛獣対策に関すること。 5 避難所等における衛生保持に関すること。
救援 福祉 部	長寿 福祉 課長	福祉班 (長寿福祉課職員)	1 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害ボランティアに関すること。 3 災害時等の要配慮者対策に関すること。 4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 5 その他救援に関すること。
		生活班 (町民健康課職員)	1 生活必需品の調達、給与及び貸与に関すること。 2 避難所及び避難所外生活者の調査及び確

		(長寿福祉課職員)	認に関する事 3 被災者の相談に関する事。
環境 対策 部	地域 創生 環境 課長	災害廃棄物処理班 (地域創生環境課職員)	1 災害廃棄物の処理に関する事。 2 処理施設の被害調査に関する事。
		環境班 (地域創生環境課職員)	1 水質汚濁対策に関する事。 2 その他環境保全対策に関する事。
農林 産業 部	産業 振興 課長	食料物資班 (産業振興課職員) (教育委員会事務局(給食センター)職員)	1 食料その他の物資(生活必需品を除く。)の調達に関する事。 2 炊出しに関する事。
		農林班 (産業振興課職員)	1 農林業用施設等の災害対策に関する事。 2 被災農林業者の支援に関する事。
		商工観光班 (産業振興課職員)	1 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関する事。 2 商工業関係の被災者への融資のあっせんに関する事。
給水・ 下水道 対策部	上下 水道 課長	給水班 (上下水道課職員)	1 飲料水の確保、供給に関する事。 2 飲料水輸送用の容器の整備に関する事。
		施設班 (上下水道課職員)	1 水道施設の応急対策に関する事。 2 下水道施設の応急対策に関する事。
土木 住宅 部	まち づくり 推進 課長	土木班 (まちづくり推進課職員)	1 道路、橋りょう等の応急対策に関する事。 2 緊急輸送道路等の啓開に関する事。 3 河川の応急対策に関する事。 4 水防活動に関する事。 5 土砂災害防止に関する事。 6 公共土木施設の災害復旧に関する事。 7 その他応急復旧に関する事。
		住宅班 (まちづくり推進課職員)	1 応急住宅の供給に関する事。 2 被災建築物応急危険度判定に関する事。 3 被災住宅における応急修理及び障害物除去支援に関する事。 4 公園の利用に関する事。

			5 市街地復興に関すること。 6 その他住宅対策に関すること。
文教部	教育委員会事務局 事務局長	施設班 (教育委員会事務局職員)	1 教育施設の応急復旧に関すること。 2 教育施設の確保、提供に関すること。 3 文化財の保護に関すること。
		教育班 (教育委員会事務局職員)	1 児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関すること。 2 学用品の確保、調達に関すること。 3 応急教育の実施に関すること。 4 その他教育に関すること。
議会部	議会事務局 局長	議会班 (議会事務局職員)	1 議会に関すること。
出納部	会計管理者	出納班 (税務会計課職員)	1 義援金等の受領、保管等に関すること。
応援部	税務会計課 課長	応援班 (各課局職員)	1 避難所の開設、食料等の調達輸送、飲料水の確保提供など緊急に実施が必要かつ多くの人員が必要な場合において、各部の業務に優先する応援部を組織すること。 2 応援部が行っていた業務の各部への引き継ぎに関すること。 3 応援部の解散に関すること。
各部 共通	関係各課 局長	(関係各課局職員)	1 他の自治体等からの応援の受入れに関すること。 2 災害時応援協定締結事業者への支援要請等に関すること。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第8条関係)

職員の動員基準

部	班	情報収集体制	警戒体制		非常体制	
			第1配備	第2配備	第1配備	第2配備
統括部	統括班 総務班 受援班	1 各課局長以上の者	別に定める。	主幹又は副主幹以上の者	全職員	全職員

	調査班 秘書班	2 総務課 職員の うち2分 の1程度 3 各課等 の長が 必要と 認めた 職員				
渉外財政部	財政班 広報広聴班 公共施設班 輸送班					
救護衛生部	医療救護班 衛生班					
救援福祉部	福祉班 生活班					
環境対策部	災害廃棄物処 理班 環境班					
農林産業部	食料物資班 農林班 商工観光班					
給水・下水道 対策部	給水班 施設班					
土木住宅部	土木班 住宅班					
文教部	施設班 教育班					
議会部	議会班					
出納部	出納班					
応援部	応援班					

(資料編 2-2-3) 被害の報告様式等

様式第1号

発 生 速 報

市町村

消防本部

日	時	分受信	発信者		受信者	
1	被害発生					
2	被害場所					
3	被害程度					
4	災害に対する 措 置					
5	その他必要 事 項					

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

様式第3号

(1/2)

被 害 状 況 調

市町村

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日 至 月 日		
報告区分	確 定		

区 分			被 害	区 分			被 害	
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流出・埋没冠水	ha	
		行方不明者	人				流出・埋没冠水	ha
	負傷者	重傷	人			畑	流出・埋没冠水	ha
		軽傷	人				冠水	ha
住家被害	全壊 (焼) (流失)	棟		道被 路害		決壊冠水	箇所	
		世帯				冠水	箇所	
		人		そ の 他 被 害	文教施設	箇所		
	半壊 (焼)	棟			病院	箇所		
		世帯			橋りょう	箇所		
		人			河川	箇所		
	一部破損	棟			砂防	箇所		
		世帯			清掃施設	箇所		
		人			崖くずれ	箇所		
	床上浸水	棟			鉄道不通	箇所		
		世帯			被害船舶	隻		
		人			水道	戸		
		床下浸水	棟			電話	回線	
	世帯				電気	戸		
	人				ガス	戸		
					ブロック塀等	箇所		
非住家被害	公共 建物	全壊(焼)	棟		り災世帯数	世帯		
		半壊(焼)	棟		り災者数	人		
	その他	全壊(焼)	棟		火災発生	建物	件	
		半壊(焼)	棟			危険物	件	
				その他		件		

(2/2)

区 分		被 害		市 災 町 害 村 策 本 本 部 部	名称			
公立文教施設	千円				設置 市 町 村 数	設置	月	日 時
農林水産施設	千円			解散		月	日 時	
公共土木施設	千円							
その他公共施設	千円							
小 計	千円							
公立施設被害 市 町 村 数	団体			設置 市 町 村 数				
そ の 他	農産被害	千円			適用 市 町 村 名			
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円				計 団体		
	商工被害	千円						
				災害 救 助 法	計 団体			
その他	千円				消防職員出動延人数	人		
被害総額	千円				消防団員出動延人数	人		
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生年月日							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他							

(資料編 2-2-3) 罹災証明申請書

統一様式

罹災証明申請書

_____市(区・町・村)長 _____年 _____月 _____日

申請者 (世帯主)	住所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏名	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所	電話番号
	(ふりがな) 氏名	申請者との関係

罹災原因	年 _____ 月 _____ 日の _____ による
------	------------------------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
--	--

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害(<input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下) <input type="checkbox"/> その他被害(以下に記入)
-------	--

(追加項目)	(留意事項2を参考に、必要な項目があれば追加してください。)
--------	--------------------------------

【留意事項1】

(項目の削除)

- 1 項目の削除も可能ですが、「申請者(世帯主)」、「罹災原因」及び「被災住家の所在地」は罹災証明書の統一様式における証明事項となっているため、これらの項目は削除しないでください。

(項目の追加)

- 2 次ページ(留意事項2)を参考に、必要と考えられる記載項目を、適宜、追加してください。記載順や追加する項目数は任意です。

(項目の編集)

- 3 申請者欄への生年月日の追加、罹災原因欄への災害名称の記入、記入欄の大きさ又は線の太さの変更、詳細な説明の追加等は可としますが、レイアウトを大きく変更しないでください。

(写真を活用した被害区分の判定)

- 4 下記の場合には、申請者から提出された添付写真等を確認することにより、現地調査を経ずに被害区分を判定することが可能です。写真により被害区分を判定する場合は、次ページ(例1)の「写真による被害区分の判定」欄を追加してください。

(現地調査を省略できる場合)

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
(参考1 「外観による判定 一見して住家全部が倒壊」等の例示参照)
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
(参考2 「水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について」参照)
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式(※)による一部損壊の判定を行う場合
(参考3 「被害が軽微なものの取扱い」参照)

(※)自己判定方式とは、「準半壊に至らない(一部損壊)」の被害であることについて被災者が合意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式(現地での被害認定調査は省略)を指す

写真による判定を行う場合、どのような場合に写真による判定が可能であるかを別途周知するとともに、住家が申請者の居住家屋であることが分かるように、表札を含む住家の写真を撮影する等、申請用の写真を撮影する際のポイント等も併せて周知するようにしてください。

なお、被災者に過度な負担とならないように、申請時の写真や図面などの添付・提示を必須としないようにご留意ください。

(資料編 2-2-4) 罹災証明書

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

(資料編 2-4-1) 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

第4章 警戒宣言

第1節 東海地震に係る警戒宣言の概要

第1 計画策定の趣旨

大規模震災対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づき、昭和54年8月に駿河湾を震源地とする東海地震について予知が可能であるという前提で、東海地震が発生すれば著しい被害を受けると予想される地域(震度6以上を基準)を地震防災対策強化地域(以下強化地域)として指定した(平成24年4月1日現在、静岡県を中心とする8都県、157市町村)。

埼玉県は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、県防災会議は東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定している。

本計画は、県計画に基づき本町における東海地震の警戒宣言に伴う対応措置を定めるものである。

第2 基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 警戒宣言発令中も都市機能は、極力平常どおり確保する。
- 2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、町民の生命・身体・財産の安全を確保するため、被害を最小限にとどめるための措置を講じる。
- 3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間に取りべき対応措置を定めるものとする。なお、地震防災対策強化地域判定会(以下判定会)招集の報道が開始されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のため必要な措置を講じる。
- 4 発災後の対策は、震災応急対策計画により対処する。なお、発災前の対処についても必要に応じて震災応急対策計画により対処する。
- 5 埼玉県の地域は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対処する。

第3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は次のとおりである。

- 1 警戒宣言の発令時刻
警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動が盛んな平日の昼間(おおむね午前10時～午後2時)とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応を考慮する。
- 2 予想震度
震度は5弱から5強程度とする。

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの措置

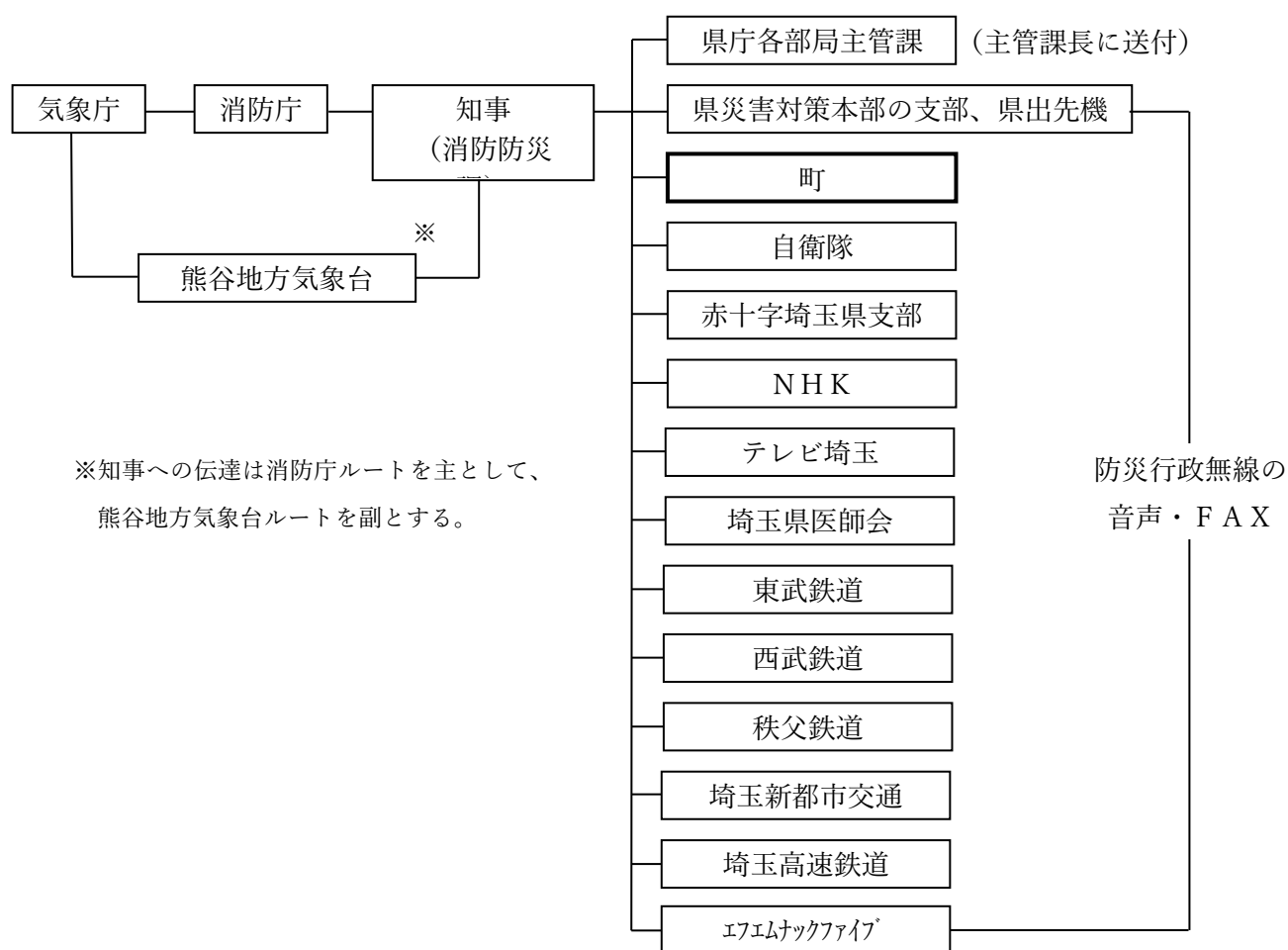
第1 情報伝達

1 方針

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められた場合は、判定会が開催され、地震防災応急対策を緊急に実施すべきかどうか判定されることになっている。そのため、判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要な措置を講じる。

2 計画

- (1) 県から判定会招集連絡報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関・団体等に伝達する。
- (2) 判定会招集連絡報の通知を受けた時は、直ちに県に準じた防災体制として、警戒態勢をとるものとする。



東海地震注意情報伝達系統図

3 伝達体制

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

4 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行っ

た旨の消防庁からの連絡内容

- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- (3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項

第2 活動体制の準備

東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに県に準じた防災体制をとるものとする。

第3節 警戒宣言に伴う措置

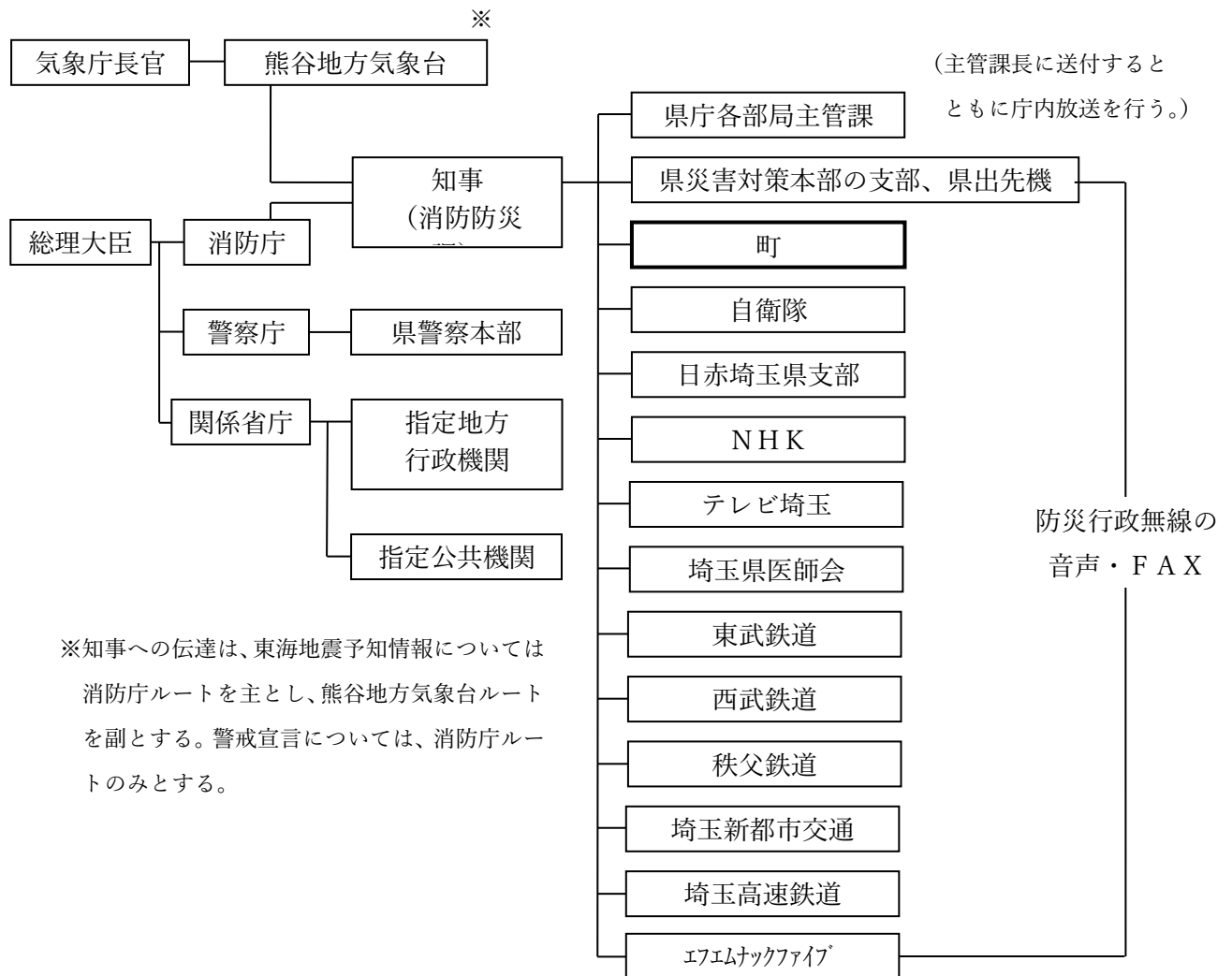
第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達

1 方針

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生の恐れがなくなるまでの間に必要な措置を講じる。

2 計画

- (1) 県から警戒宣言および大規模地震関連通報を受けた時は、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災上重要な機関・団体等に伝達する。
- (2) 町民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。
- (3) 県の体制に準じた体制として災害対策本部を設置し、地震災害が発生した場合に速やかに応急対策ができるように準備する。



警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図

3 伝達体制

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

町民に対しては、防災行政無線、文字放送(テプコケーブルテレビ)、広報車等により伝達する。

4 伝達事項

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 東海地震予知情報に関する情報文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- (5) その他必要と認める事項

第2 活動体制

県の体制に準じた体制をとり、地震災害が発生した場合、速やかに応急対策ができるように準備するものとする。

(資料編 3-2-1)

平成26年9月25日作成（土砂災害編）

平成28年3月30日作成（水害編）

令和元年7月1日全部改正

令和3年7月1日一部改正

鳩山町避難情報の判断・伝達マニュアル

令和3年7月

鳩山町

第1 はじめに

このマニュアルは、水害や土砂災害から住民を守るために、これらの災害が発生するおそれがある場合等において、特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難情報を発令するために必要な判断基準や対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達する方法について定めるものである。

1 用語の定義

このマニュアルにおいて、使用する用語の定義を次のとおり定める。

- 避難 : 災害から命を守るための行動
- 立退き避難 : 指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
- 近隣の安全な場所 : 指定緊急避難場所ではないが、安全な親戚・知人宅、ホテルなどの近隣より安全な場所・建物で浸水しない等
- 屋内安全確保 : その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイタイムライン（下記参考1、2参照）等を確認し、自らの判断でとる行動。なお、以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

- 緊急安全確保 : 居住者等が適切なタイミングで立退き避難しなかった等のために、安全に避難できない可能性がある状況（災害が発生直前又は既に発生している可能性が高い等）に陥った場合に、相対的に安全な場所（自宅・近隣施設の少しでも高い場所等）へ避難すること。

2 居住者・施設管理者等に対して求める避難行動

種別	発令時の状況	居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	危険な場所から高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。また、ハザードマップやマイタイムライン（下記参考1、2参照）等により屋内で身の安全を確保できることを確

		<p>認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイタイムライン(下記参考1、2参照)等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生又は切迫している状況 ※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある場合と判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況 	<p><警戒レベル5 緊急安全確保が発令された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため、「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を町が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイタイムライン(下記参考1、2参照)等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際に取りべき行動を検討する。

【参考1】国土交通省ハザードマップポータルサイト (<http://disaportal.gsi.go.jp/>)

【参考2】マイ・タイムラインの例 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091203-31.html>)

3 避難情報発令の判断のため情報分析

避難情報を発令する際に、重要な参考情報となる防災気象情報等については、平時から情報を入手する手段を確認しておく。特に、氾濫危険情報、大雨警報（浸水害、土砂災害）及び洪水警報の危険度分布といった避難情報に直結する防災気象情報等を迅速かつ確実に入手し、避難情報の発令判断に遅れを来さないようにしておく。

また、公開されている防災気象情報等が示す内容とその入手方法等について、居住者・施設管理者等にわかりやすく周知しておく。

災害の種別	避難勧告等の判断のために分析が必要な情報
全 般	<p>■ 気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html 早期注意情報、気象警報・注意報、府県気象情報、降水短時間予報、台風情報（予想進路、接近見込み時刻）、大雨警報（浸水害、土砂災害）及び洪水警報の危険度分布など</p> <p>■ 熊谷地方気象台とのホットライン（非公開） 24 時 間：048-521-0090（※防災関係機関のみ公開のため取扱注意） 平日日中：048-521-5858 災害の危険性が高まった際に気象台との情報連絡が可能</p>
水 害	<p>■ 川の防災情報（国土交通省） http://www.river.go.jp/ 河川の水位（実況）、流域平均雨量（累積）</p> <p>■ 埼玉県版 川の防災情報（河川砂防課） http://suibo.saitama-river.info 河川の水位（実況）、流域平均雨量（累積）</p> <p>■ 指定河川洪水予報 東松山県土整備事務所、国土交通省荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台などの関係機関から FAX で伝達 河川名と危険度のレベルに応じた情報名を組み合わせで発表</p> <p>■ 水位到達情報 東松山県土整備事務所から FAX で伝達 水位周知河川において避難判断水位（レベル3水位）等に到達したことを知らせる情報</p> <p>■ その他 河川の水位（3時間予測）：河川事務所又は県土整備事務所等より入手</p>
土砂災害	<p>■ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]） 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と気象庁が共同で発表</p> <p>■ 埼玉県土砂災害警戒情報システム http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）を補足する情報（土砂災害発生の危険度、土壌雨量指数等）</p>

第2 水害編

1 避難情報を判断する情報

(1) 洪水予報河川と水位周知河川

- ・洪水予報河川：水位や流量の予報が行われる河川 越辺川
- ・水位周知河川：現状の水位や流量の情報が提供される河川 ※該当河川なし

(2) 避難判断の目安とする水位

- ・氾濫注意水位（レベル2水位）：氾濫の発生に対する注意を求める段階
- ・避難判断水位（レベル3水位）：警戒レベル3高齢者等避難の発表判断の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起
- ・氾濫危険水位（レベル4水位）：警戒レベル4避難指示の発令判断の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

(3) 避難情報を判断する情報

洪水による被害は河川水位の上昇に伴う堤防の決壊や溢水等によって発生するため、水位等の河川の状況や、堤防等の施設の異常に係る情報によって、避難情報の発令を判断する必要がある。

ア 水位情報

- ・洪水被害発生のおそれを判断するための情報としては水位情報が最も基礎的な情報となる。
- ・洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして、指定された洪水予報河川と水位周知河川については、洪水のおそれがあると認められるときは、国・都道府県が水位等を示して警戒を呼びかけることになっている。具体的には、河川の主要な水位観測所毎に国・都道府県が設定した氾濫危険水位（レベル4水位）、避難判断水位（レベル3水位）等に到達したとき、または、到達する見込みのときに氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）等として水位情報が提供され、氾濫発生が確認された場合に氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）が提供されるため、これを判断基準とする。（水位周知河川においては、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）以外の情報は発表されない場合がある。）
- ・その他河川等については、一般に氾濫危険水位（レベル4水位）、避難判断水位（レベル3水位）等は設定されておらず、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）等は提供されていないが、危機管理型水位計等が設置されている場合には、避難情報の発令の基準となる水位を設定し発令基準とするほか、水防活動開始の目安になる水位が氾濫注意水位（レベル2水位）として設定されている場合には、当該水位への到達状況を参考にする。
- ・水位の観測や基準となる水位の設定がされていない場合は、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報を活用した上で、洪水情報の危険度分布や雨量情報を参考とする。

イ 堤防等の施設に係る情報

- ・堤防等の施設の異常が確認された場合には、水位や雨量の状況にかかわらず、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

- ・合流先の河川水位が上昇した場合には水門で逆流を防止した上で排水機場により合流先河川へと排水する方法をとっている河川においては、排水先河川の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）等を越えそうになると、排水先河川の堤防決壊を防止するために排水機場の運転を停止せざるを得なくなる場合がある。このような場合においては、当該河川の排水ができなくなり氾濫のおそれが急激に高まるため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。

ウ 台風情報、洪水警報等

- ・台風情報や洪水警報等については、防災体制や水防体制の確保や、夜間・早朝の避難行動が想定される場合における夕刻時点で警戒レベル3 高齢者等避難を発令する際の判断材料とする。
- ・大雨特別警報（浸水害）は、警戒レベル4 避難指示に相当する気象情報の次元をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、その発表時では、既に避難情報が発令されているものと想定され、また、ほとんどの場合、既に災害が発生している状況で発表されていることから、災害が既に発生している蓋然性が極めて高く、避難情報が発令されているにもかかわらず、浸水想定区域など災害の危険性が認められている場所からまだ避難できていない場合は、直ちに命を守る行動をとる必要があり、想定しうる最大規模の災害を考慮し、通常、災害が起きないと思われているような場所においても災害の危険度が高まることに留意する。

エ 大雨注意報（警戒レベル2）・大雨警報（警戒レベル3相当情報）／洪水注意報（警戒レベル2）・洪水警報（警戒レベル3相当情報）

- ・過去の実績や地理的要因を踏まえ、判断の参考情報として活用する。
更に、関係機関等から伝達される以下の情報についても避難情報発令の判断に活用する。
- ・水防法等に基づく国、県からの情報伝達
- ・水防団等からの現地の情報
- ・河川管理者等からの情報提供

2 避難情報の発令対象区域

(1) 警戒を要する区間と箇所

越辺川（洪水予報河川）

- (1) 警戒すべき区間
- ・左岸 県道ときがわ坂戸線・今川橋下流側から坂戸市入西観測所
- (2) 越辺川の特性
- ・以下の複合的な要因により、24時間累積雨量150mm前後で、水防団待機水位到達前の段階であっても、重要水防箇所（鳩山町赤沼地先[鳩川合流部無堤部]）付近、特に、県道岩殿岩井線の重郎橋付近を中心に道路が冠水する可能性が高い。
 - ①鳩川合流部付近において、県道岩殿岩井線崖側からの雨水が直接流れ込むこと。
 - ②県道岩殿岩井線の重郎橋付近の地盤が低いこと。
 - ③越辺川大橋下流付近から鳩川合流部下流先付近にわたり、左岸堤防が未整備であること。
 - ④大雨の影響等により、鳩川から越辺川への流入ができない場合は、合流部直前で内水氾濫となること。
- (3) 施設の整備状況等
- ・越辺川大橋下流付近から鳩川合流部下流先付近にわたり左岸堤防が未整備。
- (4) 特に注意を要する区間
- ・重要水防箇所（鳩山町赤沼地先[鳩川合流部無堤部]）

内水氾濫

- (1) 警戒すべき区間
- ①鳩川流域 越辺川・鳩川合流部付近（赤沼地区、石坂地区）
 - ②鳩川流域 鳩川・内川合流部付近（赤沼地区、石坂地区）
- (2) 内水氾濫等の特徴
- ①以下の複合的な要因により、24時間累積雨量150mm前後で、水防団待機水位到達前の段階であっても、重要水防箇所（鳩山町赤沼地先[鳩川合流部無堤部]）付近、特に、県道岩殿岩井線の重郎橋付近を中心に道路が冠水する可能性が高い。
 - ・越辺川合流部付近において、県道岩殿岩井線崖側からの雨水が直接流れ込むこと。
 - ・県道岩殿岩井線の重郎橋付近の地盤が低いこと。
 - ・越辺川の越辺川大橋下流付近から鳩川合流部下流先付近にわたり、左岸堤防が未整備であること。
 - ・大雨の影響等により、鳩川から越辺川への流入ができない場合は、合流部直前で内水氾濫となること。
 - ②大雨の影響等により、上流の鳩川・越辺川合流部において、鳩川から越辺川への流入ができない場合は、その影響により、鳩川の水位が更に上昇すること等により、間接的に、鳩川・内川合流部付近でも連動して内水氾濫となる可能性がある。

(2) 立退き避難が必要な区域

越辺川（洪水予報河川）

避難区域	対象地区	備考
------	------	----

浸水深が概ね 0.5m を超える区域の平屋家屋	赤沼地区、石坂地区、今宿地区 の各地区内の一部の地域	浸水想定区域
浸水深が概ね 3.0m を超える区域の 2 階建て家屋	赤沼地区、石坂地区 の各地区内の一部の地域	浸水想定区域
長時間深い浸水が続くことが想定される区域	赤沼地区、石坂地区 の各地区内の一部の地域	浸水想定区域

内水地域（越辺川・鳩川合流部／鳩川・内川合流部）

避難区域	対象地区	災害の様相	備 考
浸水深が概ね 0.5m を超える 区域の平屋家屋	赤沼地区、石坂地区 の各地区内の一部の地域	床上浸水	関連する排水機場等（石坂 一地区：鳩山排水樋管、年 中排水樋管、石坂排水樋管）
浸水深が概ね 3m を超える 区域の 2 階建て家屋	赤沼地区、石坂地区 の各地区内の一部の地域	平屋水没	関連する排水機場等（石坂 一地区：鳩山排水樋管、年 中排水樋管、石坂排水樋管）

3 避難情報の発令の判断基準

越辺川（洪水予報河川の場合）

河川名	越辺川 入西水位流量観測所、今宿水位観測所
対象地区	石坂地区、赤沼地区、今宿地区

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：指定河川洪水予報により、越辺川の入西水位流量観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である 3.0m に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、越辺川の入西水位流量観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～4に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>※避難判断水位（レベル3水位）は、指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル3 高齢者等避難 を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りをおそれず、その日の日没前までに警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>1：指定河川洪水予報により、越辺川の入西水位流量観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 3.2m に到達したと発表された場合</p> <p>2：越辺川の入西水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 3.2 m に到達していないものの、越辺川の入西水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である 4.0m に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（または背後地盤高）に到達することが予想される場合）</p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～4に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>6：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>

	<p>※氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りをおそれず、その日の日没前までに警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※気象状況等の急変等による場合は、夜間であっても、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合）</p> <p>1：越辺川の入西水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である4.0mに到達した場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が派遣された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害の発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>※発令基準1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
<p>避難指示の解除</p>	<p>・水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。</p> <p>・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本とする。</p>

鳩川（その他の河川等）

<p>河川名</p>	<p>鳩川</p>
<p>対象地区</p>	<p>赤沼地区、石坂地区の各地区内の一部の地域</p>

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：鳩川の重郎橋付近の水位が一定の水位（目安：越水まで約0.5m）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①重郎橋付近の水位が上昇している場合</p> <p>②越辺川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③鳩川沿い区域全体で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が250mm以上、または時間雨量が50mm以上となる場合）</p> <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※警戒レベル3 高齢者等避難は、要配慮者に立退き避難の開始を求め、その他の居住者等に避難準備を求めるものであるが、急激な水位上昇により突発性が高く精確な事前予測が困難な河川沿いの居住者については、警戒レベル3 高齢者等避難の段階から自発的な避難を促す。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル3 高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りをおそれず、その日の日没前までに警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>1：鳩川の重郎橋付近の水位が一定の水位（目安：溢水まで約0.1m）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①鳩川上流の水位が上昇している場合</p> <p>②越辺川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>③鳩川沿い区域全体で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が300mm以上、または時間雨量が80mm以上の状況が継続している（継続が見込まれる）場合）</p> <p>2：異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～3に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速や</p>

	<p>かに発令)</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りをおそれず、その日の日没前までに警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※気象状況の急変等による場合は、夜間であっても、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>1：越辺川の入西水位観測所の水位が、堤防高（又は背後地盤高）である4.0mに到達した場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>2：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が派遣された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 （災害の発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）や水防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする</p> <p>※ 発令基準1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
<p>避難指示等の解除</p>	<p>・当該河川の水位が十分に下がり、かつ、当該河川の流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本とする。</p>

4 避難情報の伝達内容

<避難情報の伝達文の例>

① 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル3！警戒レベル3！）

■こちらは、「ぼうさいはとやま」です。

■〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

- 〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップやマイタイムラインを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
- 特に急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
(※地域の状況に応じた表現で伝達する。)

② 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、「ぼうさいはとやま」です。
- 〇〇川が（堤防決壊等により）氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップやマイタイムラインを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- 避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保してください※。
(※警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。)

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

(河川氾濫を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
- こちらは、「ぼうさいはとやま」です。
- 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動する等、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

(河川氾濫を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
- こちらは「ぼうさいはとやま」です。

- 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
 - 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）
- ※内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

第3 土砂災害編

1 避難情報を判断する情報

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難情報の発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）と、さらに細かい単位で提供される「土砂災害の危険度分布（最大2～3時間先までの予測雨量をもとに土砂災害の危険度を計算）」が判断の材料とな

る。

①大雨警報（土砂災害）：警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

（なお、大雨注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合も警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。）

②土砂災害警戒情報：避難勧告の発令の判断材料とする。

③大雨警報（土砂災害）の危険度分布：避難情報の発令の判断材料とする。

（1 km メッシュで気象庁より提供されている）

（危険度の判定には2時間先までの雨量及び土砂量指数の予測値を使用）

④土砂警戒判定メッシュ情報：避難情報の発令の判断材料とする。

（1～5 km メッシュで、県（河川砂防課）から提供）

※本マニュアルでは、③と④をまとめて「土砂災害の危険度分布」という。

上記①②の情報は、土地を1 kmメッシュの格子単位で区切った場所ごとの60分間積算雨量や土壌雨量指数等の状況を評価し、発表区域に係るメッシュのいずれか一つでも判定基準を超過すると予想された場合に、市町村単位で発表される。しかし、発表された市町村内における危険度には地域差があることから、あらかじめ設定した避難情報の発令地域と土砂災害の危険度分布とを参照し、避難情報の対象区域及び発令の判断をする。

2 災害時に警戒すべき区間・箇所

(1) 警戒を要する区間と箇所

ア 土砂災害の発生のおそれがある溪流や斜面の数（土砂災害警戒区域箇所の数）

・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） 24 区域

（うち土砂災害警戒区域指定あり 24 区域）

（うち土砂災害特別警戒区域指定あり 24 区域）

イ 土砂災害の発生のおそれがある溪流や斜面の分布

・高野倉・上熊井地区：8 箇所

・石坂一地区：9 箇所

・石坂二地区：5 箇所

・鳩山ニュータウン地区：2 箇所

ウ 土砂災害の発生しやすい気象条件

・過去の災害実績では、総雨量 200 mmを超えるか、時間雨量平均 50 mmを超える状況が 2～3 時間続くと土砂災害が発生する傾向あり

・令和元年東日本台風等により、高野倉地区、石坂一地区及び石坂二地区の土砂災害警戒区域等区域並びにその他区域において多数の土砂災害発生

(2) 立退き避難が必要な区域

避難区域 (避難情報の発令単位)	対象地区 (土砂災害危険箇所単位)	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	備考
高野倉・上熊井地区	高野倉地区	急傾斜地の崩壊	警戒区域・特別警戒区域あり
	上熊井地区	急傾斜地の崩壊	警戒区域・特別警戒区域あり
石坂一地区	石坂一(池田・上澤)地区	急傾斜地の崩壊	警戒区域・特別警戒区域あり
	石坂一(唐沢・年中)地区	急傾斜地の崩壊	警戒区域・特別警戒区域あり
石坂二地区	石坂二(重郎)地区	急傾斜地の崩壊	警戒区域・特別警戒区域あり
鳩山ニュータウン地区	松ヶ丘三丁目(北側)地区	急傾斜地の崩壊	警戒区域・特別警戒区域あり
	楓ヶ丘三丁目(北側)地区	急傾斜地の崩壊	警戒区域・特別警戒区域あり

3 避難指示の発令の判断基準

区域名	全地区共通
対象地区	高野倉・上熊井地区、石坂一地区、石坂二地区、鳩山ニュータウン地区
種類	急傾斜地の崩壊
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、該当区域に関する土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合であって、その時点以降においても、数時間以上降雨の継続が予想される場合。(※大雨警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2：累加雨量が200mm以上となり、その時点以降においても、数時間以上降雨の継続が予想される場合。</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)</p> <p>※前線や台風等により夜間・早朝に警戒レベル3高齢者等避難を発令する</p>

	<p>ような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りをおそれず、その日の日没前までに警戒レベル3 高齢者等避難 を発令する。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、その時点以降においても、数時間以上降雨の継続が予想される場合。 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと。）</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合で、かつ、その時点以降においても、数時間以上降雨の継続が予想される場合。</p> <p>3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：累加雨量が 250mm 以上となり、その時点以降においても、数時間以上降雨の継続が予想される場合。</p> <p>6：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4 避難指示を発令することを基本とする。</p> <p>※山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに警戒レベル4 避難指示の判断を行う。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めするために発令することは考えられる。</p> <p>よって、次に該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。 （災害が発生直前又はすでに発生しているおそれ）</p>

	<p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認）</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合 上記1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合 上記2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること</p> <p>※ 上記2について、家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。</p>
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。 ・町は国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

4 避難情報の伝達内容

<避難情報の伝達文の例（土砂災害）>

① 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、「ぼうさいはとやま」です。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップやマイタイムライン(P. 4参照)を確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。）
- それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに自主的に避難をしてください。
- 特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、自主的に避難してください。

② 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル4！警戒レベル4！）

■こちらは、「ぼうさいはとやま」です。

■土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、（又は、「ハザードマップやマイタイムライン（P. 4 参照）を確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる方は、）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐに避難してください。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

（土砂災害が切迫している状況）

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）

■こちらは、「ぼうさいはとやま」です。

■町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(資料編 5-1-1) 文化財一覧表

(令和7年4月1日時点)

■登録有形文化財

種別	名称	員数	所在地	指定年月日
登録有形文化財	日野岡家住宅長屋門	1棟	鳩山町大字須江	H19.7.31

■国指定文化財

種別	種類	名称	員数	所在地	指定年月日
記念物	史跡	南比企窯跡	-	鳩山町大字赤沼	R5.3.20

■県指定文化財

種別	種類	名称	員数	所在地	指定年月日
記念物	名勝	物見山岩殿山観音の勝	-	鳩山町大字石坂	T11.3.29
記念物	史跡	赤沼古代瓦窯跡	1基	鳩山町大字赤沼	S25.3.30
有形文化財	工芸品	雲版	1面	鳩山町大字赤沼	H12.3.17

■町指定文化財

種別	種類	名称	員数	所在地	指定年月日
民俗文化財	無形民俗文化財	泉井神社獅子舞	1	鳩山町大字泉井	S52.5.18
民俗文化財	無形民俗文化財	毛呂神社屋台囃子	1	鳩山町大字熊井	〃
民俗文化財	無形民俗文化財	八坂神社祭り囃子	1	鳩山町大字今宿	〃
記念物	天然記念物	八幡神社のイチイガシ	1本	鳩山町大字高野倉	S54.4.25
記念物	史跡	十郎横穴群	-	鳩山町大字石坂	〃
記念物	史跡	舛井戸遺跡	-	鳩山町大字須江	S56.4.1
有形文化財	書跡	円正寺の御朱印状	12通	鳩山町大字赤沼	H4.3.25
有形文化財	考古資料	円正寺の宝篋印塔	2基	〃	〃
有形文化財	絵画	円正寺不動堂の算額	1面	〃	〃
有形文化財	工芸品	円正寺不動堂の鰐口	1口	〃	〃
有形文化財	絵画	円正寺不動堂の絵馬	一括	〃	〃
記念物	史跡	円正寺の教恩碑	1基	〃	〃
民俗文化財	有形民俗文化財	円正寺不動堂のおみくじ及び版木	一式	〃	〃
有形文化財	歴史資料	横田家旗差物	6枚	鳩山町大字石坂	〃
記念物	史跡	休山寺の教恩碑	1基	〃	〃
有形文化財	彫刻	休山寺の十一面観音立像	1軀	〃	〃
有形文化財	彫刻	休山寺の釈迦如来坐像	1軀	〃	〃
有形文化財	考古資料	金沢寺の十三仏板碑	1基	鳩山町大字泉井	〃
有形文化財	絵画	真光寺の水天画像	1軸	鳩山町大字大豆戸	〃

有形文化財	工芸品	興長寺の半鐘	1口	鳩山町大字小用	〃
有形文化財	考古資料	山下6号窯跡出土須恵器	一括	鳩山町松ヶ丘四丁目	〃
有形文化財	考古資料	雷遺跡出土瓦	一括	〃	〃
有形文化財	考古資料	赤沼字四反田出土蔵骨器	1点	〃	〃
有形文化財	考古資料	大平遺跡出土蔵骨器	1点	〃	〃
有形文化財	絵画	保積稲天画学校場図絵	1点	鳩山町大字泉井	〃
有形文化財	歴史資料	亀井小学校関係資料	5点	〃	〃
有形文化財	考古資料	須恵器香炉蓋状製品	1点	鳩山町松ヶ丘四丁目	H5. 3. 26
有形文化財	考古資料	土製印章	1点	〃	〃
有形文化財	考古資料	須恵器在銘壺	1点	〃	〃
有形文化財	考古資料	須恵器底裏在銘壺	1点	〃	〃
有形文化財	工芸品	休山寺の半鐘	1口	鳩山町大字石坂	〃
記念物	史跡	雷遺跡		鳩山町大字赤沼	H7. 2. 23
有形文化財	彫刻	円正寺の木造聖観音坐像	1軀	鳩山町大字赤沼	H11. 3. 4
有形文化財	彫刻	円正寺の木造十一面観音立像	1軀	〃	〃
有形文化財	工芸品	阿弥陀堂の銅造観音立像	1軀	鳩山町大字大橋	H14. 3. 25
有形文化財	彫刻	妙光寺の木造地藏菩薩半跏像	1軀	鳩山町大字熊井	H17. 3. 24
有形文化財	考古資料	妙光寺の弘安九年板碑	1基	〃	〃
有形文化財	古文書	高野倉村名主家文書	一式	鳩山町松ヶ丘四丁目	〃
有形文化財	歴史資料	赤沼村秣場争論裁許絵図	1点	鳩山町大字赤沼	H20. 3. 25
民俗文化財	有形民俗文化財	石井家伝来常滑焼種壺	1点	鳩山町松ヶ丘四丁目	〃
有形文化財	工芸品	窯元根岸家熊井焼伝世品	2点	鳩山町大字熊井	H21. 3. 24
有形文化財	考古資料	南比企窯跡出土遺物 (石田遺跡・天沼遺跡・新沼窯跡)	45点	鳩山町松ヶ丘四丁目	R5. 4. 25